

平成16年第2回西予市議会定例会会期日程表

会期9月15日(水)～10月1日(金) (17日間)

月 日	曜日	日 程	備 考
9月15日	水	本会議(開会)	・理事者提案説明
9月16日	木	本 会 議	・一般質問、質疑
9月17日	金	常任委員会	
9月18日	土	休 会	
9月19日	日	休 会	
9月20日	月	休会(敬老の日)	
9月21日	火	常任委員会	
9月22日	水	常任委員会	
9月23日	木	休会(秋分の日)	
9月24日	金	常任委員会	
9月25日	土	休 会	
9月26日	日	休 会	
9月27日	月	常任委員会	
9月28日	火	休 会	
9月29日	水	休 会	
9月30日	木	休 会	
10月 1日	金	本会議(閉会)	・委員長報告 ・質疑、討論、採決

市議会定例会会議録（第1号）

2	番	松	山	清
4	番	松	島	幸
6	番	嶋	川	文
8	番	森	本	義
0	番	名	井	三
1	番	藤	野	廣
1	番	浅	山	昭
1	番	岡	頭	秋
1	番	兵	本	勇
2	番	山	原	義
2	番	鍵	宮	朗
2	番	宇	本	男
2	番	山	竹	盛
2	番	大	本	重
2	番	坂	本	
3	番			

[illegible]

議事係長 井上千浪

1. 会議の経過

議案第64号 平成16年度西予市簡易水道事業特別会計補正予算(第1号)

平成16年第2回定例会(1日目) H16.9.15

議案第65号	平成16年度西予市農業集落排水事業特別会計補正予算(第1号)
議案第66号	平成16年度西予市公共下水道事業特別会計補正予算(第1号)
議案第67号	平成16年度西予市病院事業会計補正予算(第2号)
議案第68号	平成16年度西予市上水道事業会計補正予算(第1号)
認定第1号	平成15年度明浜町一般会計及び特別会計歳入歳出決算の認定について
認定第2号	平成15年度宇和町一般会計及び特別会計歳入歳出決算の認定について
認定第3号	平成15年度野村町一般会計及び特別会計歳入歳出決算の認定について
認定第4号	平成15年度城川町一般会計及び特別会計歳入歳出決算の認定について
認定第5号	平成15年度三瓶町一般会計及び特別会計歳入歳出決算の認定について
認定第6号	平成15年度宇和町病院事業会計決算の認定について
認定第7号	平成15年度野村町病院事業会計決算の認定について
認定第8号	平成15年度明浜町上水道事業会計決算の認定について
認定第9号	平成15年度宇和町上水道事業会計決算の認定について
認定第10号	平成15年度野村町上水道事業会計決算の認定について
認定第11号	平成15年度三瓶町上水道事業会計決算の認定について
認定第12号	平成15年度野村町老人保健施設事業会計決算の認定について
認定第13号	平成15年度東宇和事務組合歳入歳出決算の認定について
認定第14号	平成15年度東宇和衛生事務組合一般会計歳入歳出決算の認定について
認定第15号	平成15年度三瓶町明浜町衛生事務組合一般会計歳入歳出決算の認定について
追加議案第69号	南予地方水道水質検査協議会を組織する地方公共団体の数の減少について
追加議案第70号	南予地方水道水質検査協議会を組織する地方公共団体の数の増加について
追加議案第71号	南予地方水道水質検査協議会規約の変更について
追加議案第72号	愛媛県市町村職員退職手当組合を組織する地方公共団体の数の減少及び組合規約の変更について
追加議案第73号	愛媛県消防団員等災害補償退職報償金組合を組織する地方公共団体の数の減少及び組合規約の変更について
追加議案第74号	愛媛県市町村交通災害共済組合規約の変更について
追加議案第75号	愛媛県町村議会議員公務災害補償等組合規約の変更について
追加	議員派遣の件について

本日の会議に付した事件

- 1 会議録署名議員の指名
- 2 会期の決定
- 3 請願第1号 西予市の工事に関する政治倫理条例制定を求める請願書
- 4 承認第33号 専決処分第34号の承認を求めることについて(平成16年度西予市病院事業会計補正予算(第1号))
- 5 承認第34号 専決処分第35号の承認を求めることについて(愛媛県市町村職員退職手当組合を組織する地方公共団体の数の減少及び組合規約の変更について)
- 6 承認第35号 専決処分第36号の承認を求めることについて(愛媛県消防団員等災害補償退職報償金組合を組織する地方公共団体の数の減少について)
- 7 承認第36号 専決処分第37号の承認を求めることについて(愛媛県市町村交通災害共済組合規約の変更について)
- 8 承認第37号 専決処分第38号の承認を求めることについて(愛媛県町村議会議員公務災害補償等組合規約の変更について)
- 9 議案第47号 城川町多目的交流促進施設新築工事請負契約について
- 10 議案第48号 西予市健康保養地中核施設建築工事請負契約について
- 11 議案第49号 西予市健康保養地中核施設機械設備工事請負契約について
- 12 議案第50号 西予市宇和町財産区議会設置条例制定について
- 13 議案第51号 西予市明浜町財産区議会設置条例制定について
- 14 議案第52号 西予市行政改革推進委員会設置条例制定について
- 15 議案第53号 西予市予防接種健康被害調査委員会設置条例制定について
- 16 議案第54号 西予市立学校施設の開放に関する条例の一部を改正する条例制定について
- 17 議案第55号 西予市城川総合運動公園条例の一部を改正する条例制定について
- 18 議案第56号 西予市社会体育施設条例の一部を改正する条例制定について
- 19 議案第57号 宇和運動公園施設設置及び管理条例の一部を改正する条例制定について
- 20 議案第58号 松尾辺地に係る総合整備計画の変更について
- 21 議案第59号 字界の変更について
- 22 議案第60号 平成16年度西予市一般会計補正予算(第1号)
- 23 議案第61号 平成16年度西予市国民健康保険特別会計補正予算(第1号)
- 24 議案第62号 平成16年度西予市老人保健特別会計補正予算(第1号)
- 25 議案第63号 平成16年度西予市介護保険特別会計補正予算(第1号)
- 26 議案第64号 平成16年度西予市簡易水道事業特別会計補正予算(第1号)
- 27 議案第65号 平成16年度西予市農業集落排水事業特別会計補正予算(第1号)
- 28 議案第66号 平成16年度西予市公共下水道事業特別会計補正予算(第1号)
- 29 議案第67号 平成16年度西予市病院事業会計補正予算(第2号)
- 30 議案第68号 平成16年度西予市上水道事業会計補正予算(第1号)
- 31 認定第1号 平成15年度明浜町一般会計及び特別会計歳入歳出決算の認定について
- 32 認定第2号 平成15年度宇和町一般会計及び特別会計歳入歳出決算の認定について
- 33 認定第3号 平成15年度野村町一般会計及び特別会計歳入歳出決算の認定について
- 34 認定第4号 平成15年度城川町一般会計及び特別会計歳入歳出決算の認定について
- 35 認定第5号 平成15年度三瓶町一般会計及び特別会計歳入歳出決算の認定について
- 36 認定第6号 平成15年度宇和町病院事業会計決算の認定について
- 37 認定第7号 平成15年度野村町病院事業会計決算の認定について
- 38 認定第8号 平成15年度明浜町上水道事業会計決算の認定について
- 39 認定第9号 平成15年度宇和町上水道事業会計決算の認定について

		平成16年第2回定例会(1日目) H16.9.15
	認定第10号	平成15年度野村町上水道事業会計決算の認定について
	認定第11号	平成15年度三瓶町上水道事業会計決算の認定について
	認定第12号	平成15年度野村町老人保健施設事業会計決算の認定について
	認定第13号	平成15年度東宇和事務組合歳入歳出決算の認定について
	認定第14号	平成15年度東宇和衛生事務組合一般会計歳入歳出決算の認定について
	認定第15号	平成15年度三瓶町明浜町衛生事務組合一般会計歳入歳出決算の認定について
追加	議案第69号	南予地方水道水質検査協議会を組織する地方公共団体の数の減少について
追加	議案第70号	南予地方水道水質検査協議会を組織する地方公共団体の数の増加について
追加	議案第71号	南予地方水道水質検査協議会規約の変更について
追加	議案第72号	愛媛県市町村職員退職手当組合を組織する地方公共団体の数の減少及び組合規約の変更について
追加	議案第73号	愛媛県消防団員等災害補償退職報償金組合を組織する地方公共団体の数の減少及び組合規約の変更について
追加	議案第74号	愛媛県市町村交通災害共済組合規約の変更について
追加	議案第75号	愛媛県町村議会議員公務災害補償等組合規約の変更について
追加		議員派遣の件について

開会 午前10時10分

○議長 皆さん、おはようございます。

ただいまの出席議員は31名であります。これより平成16年第2回西予市議会定例会を開会いたします。

三好市長より今定例会招集のあいさつがあります。

○三好市長 皆さん、おはようございます。

招集のあいさつの前に、市民の皆様へ一言あいさつを申し上げさせていただいたと思います。8月の当初に襲来しました台風10号以来、16号、18号と続けざまに大型の台風が襲来いたしました。この西予市管内においても甚大な被害をもたらしました。罹災された方々に心からお見舞いを申し上げたいと思います。市といたしましても、いち早く災害の復旧に努めていきたいと思っておりますので、ご理解、ご支援のほど、よろしく願いましたらと思います。

さて、西予市が誕生いたしました。もう少しで半年が経過しようとしております。この半年、西予市の基礎を築くために、新規事業の立ち上げ、各種委員会の立ち上げ、あるいは諸団体の統合と、積極的に取り組んでまいりました。また、市民の皆さんの声を市政に反映するために、9月から各地に市政懇談会を開いておるところでございます。

いよいよ本日から第2回の定例議会をお願いするわけでございますけれども、今回は条例の制定や補正予算の審議のほかに、私が公約で申しておりました9月の定例議会に決算審査をお願いするというものでありまして、この決算審査のそれぞれのご意見を新年度の予算に反映する仕組みをつくっていききたい、このように思っております。ご理解の上、十分のご審議をお願いしたしたいと思います。

また、台風10号につきましては今回の補正予算に計上しておりますけれども、16号、18号につきましては、本議会中に追加補正をお願いしたいと、このように思っておりますので、これもご理解をお願いしたしたいと思います。

今回の定例議会は本日から半月にわたる長い定例議会になるわけでございますが、ともに西予市の基礎を築くため、市民の負託にこたえる十分なご意見をいただきますよう心からお願いを申し上げまして、招集のあいさつとします。よろしく願いましたらと思います。

○議長 次に、前定例会以降における諸般の報告及び監査委員から提出された例月出納検査結果報告書はお手元に配付のとおりでありますので、お目通し願います。

これより本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配付してあるとおりであります。

(日程1)

○議長 今回の会議録署名議員に8番森川一義君、9番亀井秀男君の両名を指名いたします。

(日程2)

○議長 会期についてお諮りいたします。

今回の会期は、本日から10月1日までの17日間といたしたいと思います。これにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長 ご異議なしと認めます。よって、今回の会期は本日から10月1日までの17日間と決定いたしました。

(日程3)

○議長 請願第1号「西予市の工事にに関する政治倫理条例制定を求める請願書」を議題といたします。

総務常任委員長の報告を求めます。

○浅野泰義総務常任委員長 それでは、総務常任委員会からご報告を申し上げます。

去る6月24日の本会議におきまして、当常任委員会に付託を受けました請願第1号「西予市の工事にに関する政治倫理条例制定を求める請願書」につきまして、閉会中、継続申し出書を提出し、審査を行いましたので、その概要を報告いたします。

まず、7月2日、紹介議員であります森川一義議員の出席を得て、請願内容に関する考え方を聞き、8月4日には、西予市入札システムの概要を理解するため、建設課長を招き説明を受けました。7月2日と8月4日の両日の審査の結果、今回の請願書は西予市の工事にに関する政治倫理条例の制定を求める内容となっておりますが、西予市が発注するものの中には、物品の納入や委託業務など広範囲に及ぶため、請負工事に限定した政治倫理条例を制定することは、公平性の観点から望ましくないという考えから、全体を網羅できるような政治倫理条例の制定をするべきであるという意見で一致いたしました。

以上のことから、当委員会としては、西予市全体の政治倫理条例を作成するため、その間、本請願書は継続審査とする結論に至りました。

以上、よろしくご審議賜りますようお願いを申し上げます。

以上でございます。

○議長 ただいまの委員長報告は継続審査であります。

委員長報告のとおり継続審査とすることに賛成の方はご起立願います。

(賛成者起立)

○議長 ご着席ください。

起立多数です。よって、請願第1号については、委員長報告のとおり継続審査とすることに決定いたしました。

(日程4)

○議長 承認第33号「専決処分第34号の承認を求めることについて」を議題といたします。

理事者の説明を求めます。

○上甲病院総括事務長 提案の前にお断りをいたしたいと思います。

去る8月2日、火の不始末により宇和病院の医師住宅1棟を全焼いたしました。議員各位には、多大なるご心配、ご迷惑をおかけいたしましたことを深くおわび申し上げます。今後は一層火の元に注意することに努めますので、ご理解を賜りますようお願いを申し上げます。

承認第33号「専決処分第34号の承認を求めることについて」提案理由のご説明を申し上げます。

この承認第33号は、「平成16年度西予市病院事業会計補正予算(第1号)」について専決処分の承認を求めるものです。

まず、収益的収入及び支出の補正ですが、宇和病院の事業費で110万円の増額をいたしました。これは、去る8月2日、失火により宇和病院の医師住宅1棟を全焼いたしました。改修などで対応できない状況であり、近隣の衛生面も考え、早急に住宅取り壊し処分を実施するため、その経費を専決処分したものであります。

なお、財源につきましては、愛媛県町村会へ加入の火災保険で対応いたしております。

また、資本的支出では53万円を増額いたしました。これは、宇和病院検査室の薬品保冷庫が、長年の使用により修理不能のため、早急に整備しなければならない状況でありますので、専決処分に対応するものであります。財源につきましては、過年度分損益勘定留保資金で補てんするものであります。よろしくご審議の上、ご承認くださいますようお願い申し上げます。

○議長 理事者の説明は終わりました。

これより質疑を行います。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長 以上で質疑を終結とします。

お諮りいたします。

承認第33号については、会議規則第37条第2項の規定により委員会付託を省略したいと思います。これにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長 ご異議なしと認め、そのように決定いたしました。

討論はございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長 討論なしと認めます。

お諮りいたします。

承認第33号は原案のとおり承認することにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長 ご異議なしと認めます。よって、承認第33号は原案のとおり承認することに決定いたしました。

(日程5)

○議長 承認第34号「専決処分第35号の承認を求めることについて」から承認第37号「専決処分第38号の承認を求めることについて」までの4件を一括議題といたします。

理事者の説明を求めます。

○森総務企画部長 承認第34号「専決処分第35号の承認を求めることについて」、承認第35号「専決処分第36号の承認を求めることについて」、承認第36号「専決処分第37号の承認を求めることについて」、承認第37号「専決処分第38号の承認を求めることについて」一括して提案理由のご説明を申し上げます。

この承認第34号から第37号は、「愛媛県市町村職員退職手当組合を組織する地方公共団体の数の減少及び組合規約の変更について」、「愛媛県消防団員等災害補償退職報償金組合を組織する地方公共団体の数の減少について」、「愛媛県市町村交通災害共済組合規約の変更について」、「愛媛県町村議会議員公務災害補償等組合規約の変更について」、それぞれ専決処分の承認を求めるものであります。

平成16年9月20日をもって、重信町及び川内町が合併し、あわせて東温消防等事務組合及び温泉郡川内町重信町衛生事務組合が解散するとともに、平成16年9月21日から東温市が発足することとなりました。これに伴い、愛媛県市町村職員退職手当組合等関係一部事務組合を組織する地方公共団体の数を減少させること及びその組合規約を改正することについて、市町村の合併の特例に関する法律第9条の2第1項の規定により関係市町村の協議が必要となり、議会の議決を経なければならないところでありましたが、許可申請期日の都合上、議会を招集する暇がないと認められることから、専決処分したものであります。

以上、4案件よろしくご審議の上、ご承認くださいますようお願い申し上げます。

○議長 理事者の説明は終わりました。

これより本案に対する一括質疑を行います。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長 以上で質疑を終結とします。

お諮りいたします。

承認第34号から承認第37号までについては、委員会付託を省略したいと思います。これにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長 ご異議なしと認め、そのように決定いたしました。

これより討論を行います。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長 以上で討論を終結とします。

お諮りいたします。

これらの採決は一括採決といたします。これにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長 ご異議なしと認めます。

承認第34号から承認第37号までは、原案のとおり承認することにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長 ご異議なしと認めます。よって、承認第34号から承認第37号までの4件は、原案のとおり承認することに決定いたしました。

(日程6)

○議長 議案第47号「城川町多目的交流促進施設新築工事請負契約について」を議題といたします。

理事者の説明を求めます。

○別宮助役 議案第47号「城川町多目的交流促進施設新築工事請負契約について」、これの提案理由のご説明を申し上げます。

本工事は、旧城川町の第5期山村振興計画により城川地域の中核施設として、宝泉坊温泉エリアを都市との交流の中心拠点と位置づけ、本格的な中・長期滞在にたえ得る自炊型宿泊施設を建設することで利用者の利便性を向上させるものであります。農山村特有の自然環境と産物を最大限に生かした現代の湯治場を形成し、交流人口の増加を

図ることを目的とするものであります。

このたび、平成16年度山村振興等農林漁業特別対策事業として補助事業が確定をいたしましたので、去る8月24日、指名競争入札を行い、株式会社千葉工務店代表取締役稲田幹成氏と工事請負金額2億7,300万円で工事請負仮契約を締結をいたしましたので、議会の議決を求めるものであります。どうかよろしくご審議の上、ご決定いただきますようお願いを申し上げます。

○議長 理事者の説明は終わりました。

これより質疑を行います。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長 以上で質疑を終結とします。

お諮りいたします。

議案第47号については、委員会付託を省略したいと思います。これにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長 ご異議なしと認め、そのように決定いたしました。

討論はございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長 討論なしと認めます。

お諮りいたします。

議案第47号は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長 ご異議なしと認めます。よって、議案第47号は原案のとおり決定いたしました。

(日程7)

○議長 議案第48号「西予市健康保養地中核施設建築工事請負契約について」から議案第49号「西予市健康保養地中核施設機械設備工事請負契約について」までの2件を一括議題といたします。

理事者の説明を求めます。

○別宮助役 議案第48号「西予市健康保養地中核施設建築工事請負契約について」提案の理由をご説明申し上げます。

本工事は、旧城川町が策定した城川町健康保養地基本構想に基づきまして、市民の健康増進のための拠点施設として建築する工事であります。建築する中核施設は、温熱療法プール及び各種個人療法を行います施設並びに温泉入浴施設を整備をし、科学的、医学的根拠に基づいて利用者へ健康プログラムの提供を行い、市民を中心に健康増進や療養、保養、休養を積極的かつ具体的にに取り組むことができる拠点施設として整備することを目的とするものであります。

この工事は、平成16年、17年度の継続事業であり、去る8月31日に指名競争入札によりまして、本体建築工事を堀田建設株式会社代表取締役堀田隆氏と工事請負金額4億3,575万円で工事請負仮契約を締結いたしましたので、議会の議決を求めるものであります。どうかよろしくご審議の上、ご決定くださいますようお願いを申し上げます。

続いて、議案第49号でございますが、「西予市健康保養地中核施設機械設備工事請負契約について」提案のご説明を申し上げます。

本機械設備工事は、先ほどご説明申し上げました西予市健康保養地中核施設建築工事に伴う機械設備工事を分離発注するものであります。去る8月31日、指名競争入札により株式会社明成、代表取締役佐藤隆史氏と工事請負金額2億8,035万円で工事請負仮契約をいたしましたので、議会の議決を求めるものであります。どうかよろしくご審議の上、ご決定くださいますようお願いを申し上げます。

○議長 理事者の説明は終わりました。

これより本案に対する一括質疑を行います。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長 以上で質疑を終結とします。

お諮りいたします。

議案第48号から議案第49号までについては、委員会付託を省略したいと思います。これにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長 ご異議なしと認め、そのように決定いたしました。

これより討論を行います。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長 以上で討論を終結とします。

お諮りいたします。

これからの採決は一括採決といたします。これにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長 ご異議なしと認めます。

議案第48号から議案第49号までは原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長 ご異議なしと認めます。よって、議案第48号から議案第49号までの2件は、原案のとおり決定いたしました。

(日程8)

○議長 次に、議案第50号「西予市宇和町財産区議会設置条例制定について」から認定第15号「平成15年度三瓶町明浜町衛生事務組合一般会計歳入歳出決算の認定について」までの34件を一括議題といたします。

理事者の説明を求めます。

○大森産業部長 それでは、議案第50号「西予市宇和町財産区議会設置条例制定について」及び議案第51号「西予市明浜町財産区議会設置条例制定について」一括して提案理由のご説明を申し上げます。

平成15年9月11日の東宇和郡4町と三瓶町の合併に伴う財産処分の協議により、旧宇和町と旧明浜町の財産区は合併の前日にまでに解散し、西予市発足とともに新たな財産区を設置することが確認されました。これにより、合併とともに宇和町財産区と明浜町財産区が設置されたところでありますが、現在のところ、両財産区ともに固有の議決機関を有していないことから、財産区における意思決定は西予市議会が行うこととなります。しかしながら、財産区の財産は市町村の一部地域のみが公共の福祉に充てられるべきものであり、それぞれの財産区の区域外出身の議員が多数を占める本市議会でのその財産区の運営に関する事項を審議決定することは、必ずしも財産区の実情に即した意思決定を行えるとは限りません。また、本市における旧町から引き継がれた各財産区は、それぞれ財産区議会を有し、その運営を行っております。

このような状況を踏まえ、財産区の実情に即した議決及び西予市内の各財産区の間における公平性を確保する観点から、本条例を制定し、財産区議会を設置するものであります。

本条例の制定については、地方自治法第295条の規定により、知事が市町村議会に提案しその議決を得ることとされており、本条例については、愛媛県知事が議会設置の必要性を認めたことから本提案をいただいたものであります。

なお、議員定数については、宇和町財産区では12名、明浜町財産区では7名となっております。

以上、2議案よろしくご審議の上、ご決定くださいますようお願い申し上げます。

○森総務企画部長 議案第52号「西予市行政改革推進委員会設置条例制定について」提案理由のご説明を申し上げます。

西予市を取り巻く環境は非常に厳しい状況にあります。旧5町が合併し西予市が誕生したことは一つの大きな行政改革と言えますが、事務事業の見直しを初め各種行政機構運営の合理化、適正化を図るなど、より一層の行政改革の推進に努める必要があります。その上で、行政改革の推進に広く市民の声を反映させるため、住民代表で構成する西予市行政改革推進委員会を設置するに当たり、地方自治法第138条の4第3項の規定により本条例を制定するものです。よろしくご審議の上、ご決定くださいますようお願い申し上げます。

○松本生活福祉部長 議案第53号「西予市予防接種健康被害調査委員会設置条例制定について」提案理由のご説明を申し上げます。

予防接種法第3条及び第6条並びに結核予防法に基づき西予市が実施した予防接種による健康被害に対して、適正かつ円滑な処理に資するため、西予市予防接種健康被害調査委員会を設置するに当たり、地方自治法第138条の4第3項の規定により本条例を制定するものであります。よろしくご審議の上、ご決定くださいますようお願い申し上げます。

○河野教育部長 議案第54号「西予市立学校施設の開放に関する条例の一部を改正する条例制定について」、議案第55号「西予市城川総合運動公園条例の一部を改正する条例制定について」、議案第56号「西予市社会体育施設条例の一部を改正する条例制定について」、議案第57号「宇和運動公園施設設置及び管理条例の一部を改正する条例制定について」、以上4議案について一括して提案理由のご説明を申し上げます。

今回の改正は、西予市内における同種の社会体育施設の使用料について均一化を図るため、本条例の一部を改正するものであります。

料金設定につきましては、利用者が公平に使用料を納めることができるよう検討し、利用しやすい金額を設定いたしております。

以上、4議案よろしくご審議の上、ご決定くださいますようお願い申し上げます。

○森総務企画部長 議案第58号「松尾辺地に係る総合整備計画の変更について」提案理由のご説明を申し上げます。

辺地に係る公共的施設の総合整備のための財政上の特別措置等に関する法律により、公共的施設の総合的な整備をしようとする市町村は、法律第3条の規定により、当該市町村の議会の議決を経て総合的な整備に関する財政上の計画を定めることになっております。この規定は、総合整備計画を変更しようとする場合も準用することになっていて、今回の変更は、西予市野村町松尾辺地において、平成16年度愛媛県地域環境整備事業で整備する消防施設の小型動力ポンプ積載車を総合整備計画に追加するものであります。よろしくご審議の上、ご決定くださいますようお願い申し上げます。

○大森産業部長 議案第59号「字の区域を変更することについて」提案理由のご説明を申し上げます。

平成15年度に基盤整備促進事業久保地区を実施したことにより、農地の区画の変更が生じたことから、それに伴い、土地改良法第53条第6項の規定により、久保地区の字の区域の一部変更が必要になったものであります。よろしくご審議の上、ご決定くださいますようお願い申し上げます。

○三好市長 議案第60号「平成16年度西予市一般会計補正予算(第1号)」について提案理由のご説明を申し上げます。

まず、今回の補正の主なる計上起因を4点ほど申し上げます。

豊かで活力のある西予市を築いていくための新規事業の経費、さらには市民の要望にこたえるための市単独工事の経費や、近々に対応しなければならない事務的経費、また8月1日から2日にかけて野村、城川地区に集中豪雨が発生し、甚大な被害を及ぼした台風10号の災害復旧費が主な補正内容でございます。

本予算の補正額は、議決いただいております歳入歳出予算にそれぞれ10億6,345万5,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を304億1,445万5,000円と定めるものであります。

それでは、款、項の区分を基準とした目的別分類でご説明をしたいと思っております。

まず、総経費では、私の選挙公約であります女性の声を市政に反映するシステムを構築していくための男女共同参画行動計画策定委員会を立ち上げます。その費用を計上しております。また、フランス人アマチュア画家を招致し、国際感覚を身につけていただくとともに、市民の一体感の醸成を図ることを目的とした(仮称)西予の色写真コンクール事業の経費。さらに、11月28日開会予定の西予市誕生記念式典を初め、市民一同がこぞで祝福していただくための合併記念事業の経費。また、住民と地域をつなぐ大切な情報ネットワークの構築を目指し、西予市ケーブルテレビ事業検討委員会を立ち上げます。これに係る経費を計上しております。総額で8,975万9,000円となっております。

次に、衛生費におきましては、西部、東部衛生センター及びクリーンセンター施設の老朽化による修繕費用、また浄化槽設置整備事業補助金、明浜町の上水道事業会計と宇和病院事業会計の投資的経費に係る部分への繰出金、さらには粗大ごみ処分委託料を計上しております。総額で1億2,008万円でございます。

次に、農林水産業費におきましては、私の選挙公約でも最も重要視しております分野を実行いたします。それは、西予市の基幹産業の振興と類のない産業構造の基盤づくりに邁進し、若者定住型産業を創造したいということであり、第1のステップとして、行政、農協、漁協、森林組合、商工会、学識経験者が一体となった産業創造戦略会議を立ち上げします。そのほか、明浜町におきましては、来年度建設予定の農業水産業後継者住宅の用地先行取得費用、市単独排水路工事費用、生コン支給費用、愛媛認定農業者総合支援事業費補助金等を計上しております。総額で7,981万9,000円でございます。

次に、商工費でございますが、既にご案内のとおり「えひめ町並博2004」が実施され、多彩なイベントが連日のように繰り広げられ、大勢の観光客が訪れております。今後もこれを機に、入り込み客の増大が見込めるものと期待しているところであります。そのようなことを含め、今回「R卯之町駅前観光案内看板設置工事費」を計上しております。総額で3,304万3,000円でございます。

次に、土木費におきましては、市単独道路改良事業として、野村町の特定道路阿下線舗装工事費、中筋・大洲線改良工事費、大和田・釜川線改良工事費をそれぞれ計上しておりますが、この3路線はいずれも継続事業であり、最終事業年度を迎えようとしているものでございます。また、宇和町の小原道路改良の追加工事費、17年度事業に係る岩木71号線設計管理委託費の追加費用、そのほか市単独道路維持工事費、生コン原材料費等を計上しております。総額では1億1,541万円でございます。

次に、教育費におきましては、旧惣川小学校校舎取り壊し工事費、遊子川小学校夜間照明補修工事費、狩江公民館浄化槽設置工事費等を計上しております。また、保健体育事業費には褒賞金等を計上いたしております。これは、日々たゆまぬ努力と鍛錬を重ね、各種大会において優秀な成績をおさめられた方々が、西予市民の代表として全国大会に出場することに対し心からエールを送らせていただくとともに、些少な奨励金と懸垂幕の費用を計上させていただいております。

まず、総額で8,053万9,000円といたしております。

次に、災害復旧費におきましては、5月13日未明から14日にかけての集中豪雨と8月1日から2日にかけての台風10号による災害が、野村町、城川町において甚大な被害を及ぼしております。その復旧工事に係る費用を計上いたしております。総額で5億2,497万7,000円といたしております。

以上、歳出予算の目的別の概要でございましたが、続きまして歳入についてご説明をいたします。

まず、普通交付税でございますが、交付税の当初予算編成時の見込みにつきましては、国の予算編成方針がこれまでの改革断行予算という基本路線が継続され、地方財政計画も6.5%の減といったことを踏まえまして、総合的に分析しながら当初予算額を見込んでおりました。その見込み額は、前年度交付決定額9億6,189万2千円の7.5%の減と合併特例債分を合わせた9億4,460万円を計上いたしておりましたが、過日平成16年度の交付決定があり、前年度比として3億4,416万円の増額で9億9,630万8千円が交付される予定となっております。その増額の詳細につきましては、後ほど補足説明をさせていただきますが、今回このように前年度より約3億4,000万円余り増額となっておりますが、これはあくまでも福祉事務所の設置に伴う生活保護費の事業に対する交付税措置でありますので、こういった点を十分踏まえ、より一層適切に財源の使途を考えていかなければならないと思っております。補正額は、歳入の不足財源相当額の2億9,983万円としております。

次に、国庫支出金につきましては、主に保育所費国庫負担金と災害復旧費国庫負担金で、4億6,076万1,000円としております。

次に、市債の1億7,280万円につきましても、主に災害復旧事業債となっております。

以上、ご説明してまいりましたが、不十分な点につきましては担当課長から補足説明をさせていただきますので、よろしくご審議を賜り、ご決定いただきますようお願い申し上げます。

なお、本市においても甚大な災害が発生しました先般の台風16号及び18号に伴います災害復旧関連予算につきましては、本議会中に追加提案させていただく予定であります。

○清水財政課長（補足説明）

○松本生活福祉部長 「平成16年度西予市国民健康保険特別会計補正予算（第1号）」について提案理由のご説明を申し上げます。

まず、事業勘定予算よりご説明申し上げます。

今回の補正の主なものは、国庫負担金並びに償還金及び還付加算金の調整をさせていただくものであります。歳出につきましては、一般被保険者並びに退職被保険者等保険税還付金150万円、前年度確定によります過年度療養給付費等負担金返還金1,589万3,000円、過年度療養給付費等交付金返還金1,083万3,000円を増額し、予備費1,344万7,000円を減額するものであります。

歳入につきましては、前年度確定によります療養給付費等負担金過年度分1,477万9,000円を計上いたしております。

以上によりまして、事業勘定予算の歳入歳出予算総額は、それぞれ5億4,383万9千400円となりました。

次に、診療所施設勘定予算についてご説明を申し上げます。

今回の主な理由といたしましては、一般会計からの繰り入れは伴わず、前年度剰余金並びに年間診療報酬収入及び前年度確定に伴う借入金返済金等により調整をさせていただくものであります。

今回補正要求する8診療所を集計しご説明を申し上げます。

歳出につきましては、前年度確定に伴う借入金返済金3件189万5,000円、過年度医薬品材料費80万円を減額し、条例改正に伴う特殊勤務手当を含む職員手当218万8,000円、備品購入費57万4,000円、僻地代診医負担金36万円、診療所業務委託料30万円、その他204万4,000円を増額するものであります。

歳入につきましては、前年度確定に伴う剰余金3件の78万8,000円、年間診療報酬収入等198万3,000円の合計277万1,000円を計上いたしております。

以上によりまして、明浜町管内の各診療所勘定の歳入歳出予算総額は、依津診療所が15万円を減額し1億1,506万6,000円、狩江診療所が19万5,000円追加し7,885万1,000円、高山診療所が70万円追加し1億506万円、田之浜診療所が19万6,000円減額し2,295万円となりました。野村町管内の各診療所勘定の歳入歳出予算総額は、坂石診療所が12万円を追加し66万2,500円、惣川診療所が23万3,000円を追加し1,405万3,000円となりました。城川町管内の各診療所勘定の歳入歳出予算総額は、土居診療所が185万1,000円を追加し2億1,697万8,000円、遊子川出張診療所が1万8,000円を追加し573万8,000円となりました。

続きまして、議案第62号「平成16年度西予市老人保健特別会計補正予算（第1号）」について提案理由のご説明を申し上げます。

今回の補正は、レセプト保管棚破損に伴う新規保管棚の購入費並びに平成15年度老人医療費適正化推進費補助金精算に伴う超過分の返還金計上のため補正をするものであります。歳出につきましては、備品購入費8万7,000円、適正化推進費補助金償還金28万7,000円を増額し、それに伴う財源として、一般会計繰出金を28万7,000円、予備費を8万7,000円それぞれ減額することで充当いたしております。

したがって、これによります歳入歳出の数枠には変更ございません。

続きまして、議案第63号「平成16年度西予市介護保険特別会計補正予算（第1号）」について提案理由のご説明を申し上げます。

今回の補正は、事業勘定では、歳入歳出予算の総額にそれぞれ2億85万4,000円を追加し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ43億596万5,000円といたしました。また、各サービス施設勘定の歳入歳出予算総額は、明浜特別養護老人ホーム勘定が1万7,000円を追加し3億6,353万6,000円、明浜デイサービス勘定が150万3,000円を減額し2,650万5,000円、三瓶介護サービス勘定が58万1,000円を追加し4,071万5,000円と定めるものであります。

内訳といたしましては、事業勘定補正予算では、総務費で総務管理費が6万6,000円、介護認定審査会費7万1,000円、基金積立金で6,256万5,000円、諸支出金で償還金及び還付加算金2,193万1,000円、予備費で1億1,622万1,000円増額いたしております。

歳入につきましては、保険料で第1号被保険者保険料50万円、繰入金で一般会計繰入金13万7,000円、諸収入で雑入として5町剰余金2億21万7,000円をそれぞれ増額いたしております。

次に、明浜特別養護老人ホーム勘定会計の補正予算でございますが、歳出につきましては、総務費で施設管理費33万1,000円の増額、公債費で利子6万6,000円の減額、諸支出金で繰出金200万円、旧町借入金返済金181万円を減額し、予備費56万2,000円を増額いたしております。歳入では、県支出金で委託金1万7,000円を計上いたしております。

次に、明浜デイサービス勘定の歳入歳出補正予算についてであります。歳出につきましては、総務費で16万8,000円、施設整備費で8万9,000円を増額し、公債費で利子5,000円、諸支出金で旧町借入金返済金191万2,000円を減額し、予備費15万7,000円を増額いたしております。歳入では、繰入金で他会計繰入金200万円を減額し、諸収入で雑入49万7,000円を増額しております。

次に、三瓶介護サービス助定会計予算についてありますが、歳出につきましては、施設整備費で12万8,000円、予備費で45万3,000円を増額いたしております。歳入では、諸収入で雑入剰余金の58万1,000円を増額いたしております。

以上、よろしくご審議の上、ご決定くださいますようお願い申し上げます。

○安藤建設部長 議案第64号「平成16年度西予市簡易水道事業特別会計補正予算(第1号)」について提案理由のご説明を申し上げます。

今回の補正は、歳入歳出予算にそれぞれ3,552万5,000円を追加し、歳入歳出それぞれ3億2,651万3,000円と定めるものでございます。

歳出の主なものとして、総務管理費においては、下相上簡易水道配水管布設替え工事として工事請負費150万円、野村簡易水道基金積立金として806万8,000円、合わせて956万8,000円を計上いたしております。施設整備事業費においては、多田簡易水道着水池増築工事に関する費用として1,345万7,000円を計上いたしております。これは、平成15年度に経営変更の認可を取得し、給水区域及び給水人口の拡張並びに施設整備を図るものであります。また、上松葉簡易水道配水管布設替え工事に関する費用として1,350万円、合わせて2,695万7,000円を増額し、これに伴い予備費を100万円減額いたしております。また、釜川上組飲料水供給施設整備工事に関する費用として、測量設計委託料を80万5,000円減額し、工事請負費を同額で増額するよう計上いたしております。

これに対する財源として、財産収入で利子及び配当金を1,000円、基金繰入金金を1,345万7,000円、諸収入で工事補償金1,250万円、弁償金150万円、前年度繰越金に当たる剰余金806万7,000円、合計2,206万7,000円を見込み充当いたしました。よろしくご審議の上、ご決定くださいますようお願い申し上げます。

続きまして、議案第65号「平成16年度西予市農業集落排水事業特別会計補正予算(第1号)」について提案理由のご説明を申し上げます。

今回の補正は、歳入歳出予算にそれぞれ463万7,000円を追加し、歳入歳出総額を11億8,459万3,000円と定めるものでございます。また、今回岩木地区処理施設建設費の平成16年度、平成17年度の継続費、総額4億175万5,000円を設定いたしております。

歳出の内容につきましては、施設管理費で、需用費で7万6,000円の減額、役務費で175万9,000円の増額で、合計168万円の増額であります。次に、施設整備費では、今年度事業認可を受けました多田地区の処理場用地の購入に關しまして、地元の了解が得られましたので、委託料を2,244万6,000円減額し、公有財産購入費を同額増額するものでございます。公債費では、額の補正はありませんが、財源について繰入金77万3,000円を減額し、諸収入77万3,000円を充当するものであります。次に、予備費では、前年度剰余金に当たります金額を295万7,000円予備費として増額するものであります。

これらの財源といたしましては、神野久地区における児童館等の新規加入に伴う使用料で46万9,000円の増額、繰入金で77万3,000円の減額、雑入で495万1,000円の増額となっております。よろしくご審議の上、ご決定くださいますようお願い申し上げます。

続きまして、議案第66号「平成16年度西予市公共下水道事業特別会計補正予算(第1号)」について提案理由のご説明を申し上げます。

今回の補正は、歳入歳出予算にそれぞれ513万5,000円を追加し、歳入歳出総額を24億7,399万8,000円と定めるものでございます。

その内容につきましては、まず歳出では、事業推進費で公共下水道事業の検討委員の費用弁償13万5,000円の増額と、施設整備費で、来年度から供用を開始します野村処理区の下水道使用料と受益者負担金を徴収するための下水道料金計算システムの導入委託料288万6,000円の増額と、宇和浄化センター早期完成を目指すための宇和浄化センター建設工事委託料3億円を増額し、増額を宇和処理区の管路施設整備工事請負費から減額、及び野村処理区の浄化センター外さく工事164万5,000円の減額であります。

これらの財源といたしまして、繰入金395万9,000円、諸収入117万6,000円を充当いたしました。よろしくご審議の上、ご決定くださいますようお願い申し上げます。

○上甲病院総括事務長 議案第67号「平成16年度西予市病院事業会計補正予算(第2号)」について提案理由のご説明を申し上げます。

今回の補正は、資本的収入及び支出の補正であります。

まず、支出の部では、宇和病院の入院患者用の入浴施設を整備する経費315万円を計上したものであります。当院の白衣など、クリーニングを全面的に外部委託で処理することになり、病棟と同じ建物内にありますクリーニング室があきましたので、この部屋を入浴施設に改修整備するものであります。

財源につきましては、一般会計の繰入金157万5,000円をお願いするものであります。

今回の補正によりまして、資本的支出合計が1億8,924万3,000円、資本的収入合計が1億1,591万2,000円となり、資本的収入が資本的支出額に對し不足する額7,333万1,000円は、過年度分損益勘定留保資金で補てんするものであります。よろしくご審議の上、ご決定いただきますようお願い申し上げます。

○安藤建設部長 議案第68号「平成16年度西予市下水道事業会計補正予算(第1号)」について提案理由のご説明を申し上げます。

まず、収益的収入及び支出の補正についてご説明いたします。

支出では、明浜下水道事業会計の営業費用で原水及び上水費6万円、三瓶下水道事業会計の営業費用で総経費79万8,000円の、合計85万8,000円を増額いたしております。

収入については、補正予定額は0となっておりますが、その内訳として、野村下水道事業会計の営業外収益で一般会計繰入金金を1,214万3,000円減額し、営業収益の給水収益で1,052万3,000円、その他営業収益で消火栓の維持管理費負担金を162万円増額しております。

次に、資本的収入及び支出では、野村下水道事業会計の送配水管等施設費で工事請負費263万円を増額し、委託料を同額で減額いたしております。また、明浜下水道事業会計の工事請負費を1,198万5,000円増額しております。その主なものは、宮野浦配水管の移設工事及びテレメーターの設置工事費、テレメーターの電源部の改造工事であります。これらの財源につきましては、一般会計負担金1,198万5,000円を計上し、充当することとしております。よろしくご審議の上、ご決定くださいますようお願い申し上げます。

○議長 暫時休憩いたします。午後1時10分より再開いたします。(休憩 午前11時58分)

○議長 それでは、午前に引き続き再開いたします。(再開 午後1時10分)

○小玉明浜総合支所長 認定第1号「平成15年度明浜町一般会計及び特別会計歳入歳出決算の認定について」提案理由のご説明を申し上げます。

この決算の認定につきましては、地方自治法第233条第3項の規定により、監査委員の意見をつけて議会の認定に付するものでございます。

本決算は、合併によりまして、本来平成16年5月31日までである出納整理期間が平成16年3月31日で打ち切ら

れております。このため、歳入につきまして、町税、国庫支出金及び県支出金の一部などが3月31日までに入らないものもあり、これらの部分は未収入となり、16年度予算に持ち越されております。また一方、歳出におきまして、支払い処理が年度内に間に合わないものが多々ございました。これらについても未払金として処理し、16年度予算に持ち越しております。したがって、15年度決算に限っては、4月1日から5月31日までの出納整理期間がないために、予算額と決算額には例年に比べて開きが大きくなっております。また、前年度との比較も難解なものになってようかと思いますが、どうかご事情をご賢察いただき、ご理解賜りますようお願い申し上げます。

なお、この基本的な処理方法は5町とも同一でございますので、あらかじめ申し添えさせていただきます。

それではまず、一般会計の収支状況では、歳入総額が3億8,202万4,000円で、前年度と比較いたしまして1億7,540万2,000円、4.8%の増、歳出総額は3億6,080万円で、前年度と比較して2億2,785万7,000円の6.4%の増となり、歳入歳出差し引き額である形式収支は2,594万4,000円となり、翌年度に繰り越すべき財源を差し引いた実質収支も2,594万4,000円の黒字を計上いたしております。

次に、国民健康保険特別会計事業勘定は、歳入総額が5億5,108万円で、前年度と比較いたしまして3,208万4,000円、5.5%の減、歳出総額は5億8,870万8,000円で、前年度と比較して881万3,000円、1.5%の増となりまして、歳入歳出差し引き額である形式収支は3,762万8,000円の赤字となりまして、翌年度に繰り越すべき財源を差し引いた実質収支においても3,762万8,000円の赤字を計上することになりました。これは先ほどご説明をいたしましたが、合併により平成16年3月31日をもって出納閉鎖となったことによりまして、国庫支出金などの未収金が生じたためでございます。なお、この歳入歳出差し引き歳入不足額は、一般会計歳計現金を繰りかえ運用しております。

次に、国民健康保険特別会計田之浜診療所施設勘定は、歳入総額1,671万3,000円で、前年度と比較いたしまして821万6,000円、33%の減、歳出総額は1,829万8,000円で、前年度と比較して655万円、26.4%の減となりまして、歳入歳出差し引き額である形式収支は158万5,000円の赤字となりまして、翌年度に繰り越すべき実質収支においても158万5,000円の赤字を計上することになりました。この会計も事業勘定と同様でありまして、合併によりまして出納閉鎖が変わったということで、診療収入の未収金が生じたためでございます。歳入歳出差し引き不足額は、一般会計歳計現金を繰りかえ運用しております。

次に、国民健康保険特別会計高山診療所施設勘定は、歳入総額が9,495万4,000円で、前年度と比較いたしまして57万4,000円、0.6%の増、歳出総額は9,424万7,000円で、前年度と比較して8万2,000円、0.1%の増となりまして、歳入歳出差し引き額である形式収支は70万7,000円となり、翌年度に繰り越すべき財源を差し引いた実質収支も70万7,000円の黒字を計上をいたしております。

次に、国民健康保険特別会計狩江診療所施設勘定は、歳入総額が6,952万2,000円で、前年度と比較いたしまして1,110万1,000円、13.8%の減、歳出総額は7,082万4,000円で、前年度と比較して964万1,000円、12%の減となりまして、歳入歳出差し引き額である形式収支は130万2,000円の赤字となりまして、翌年度に繰り越すべき財源を差し引いた実質収支におきましても130万2,000円の赤字を計上をいたしております。この会計も、先ほど述べました事業勘定と同様で、合併により平成16年3月31日をもって出納閉鎖となったことによりまして、診療収入の未収金が生じたためでございます。

次に、国民健康保険特別会計俵津診療所施設勘定は、歳入総額が1億109万8,000円で、前年度と比較いたしまして1,008万4,000円、9.1%の減、歳出総額は1億2,001万9,000円で、前年度と比較いたしまして874万6,000円、7.9%の減となりまして、歳入歳出差し引き額である形式収支は92万1,000円の赤字となりまして、翌年度に繰り越すべき財源を差し引きました実質収支におきましても92万1,000円の赤字を計上することとなりました。この会計も、先ほど述べました事業勘定と同様でございます。

次に、老人保健特別会計は、歳入総額7億7,318万2,000円で、前年度と比較いたしまして4,153万8,000円、5.7%の増、歳出総額は7億4,950万7,000円、前年度と比較して1,274万4,000円、1.7%の減となりまして、歳入歳出差し引き額である形式収支は2,367万5,000円となり、翌年度に繰り越すべき財源を差し引いた実質収支も2,367万5,000円黒字を計上いたしております。

次に、特別養護老人ホーム特別会計は、歳入総額が4億4,149万1,000円で、前年度と比較いたしまして7,340万4,000円、14.3%の減、歳出総額は4億6,968万円で、前年度と比較して2,331万円、4.7%の減となりまして、歳入歳出差し引き額である形式収支は2,818万9,000円の赤字となりまして、翌年度に繰り越すべき財源を差し引いた実質収支におきましても2,818万9,000円の赤字を計上することになりました。この会計も、国民健康保険特別事業勘定と同様でございます。サービス収入の未収金が生じたためでございます。なお、この歳入歳出差し引き歳入不足額は、一般会計歳計現金を繰りかえ運用しております。

次に、介護保険特別会計は、歳入総額が4億3,110万円で、前年度と比較いたしまして431万4,000円、1%の増、歳出総額は4億2,216万5,000円で、前年度と比較して2,458万7,000円、5.8%の減となりまして、歳入歳出差し引き額である形式収支は2,893万5,000円となり、翌年度に繰り越すべき財源を差し引いた実質収支も2,893万5,000円の黒字を計上をいたしております。

次に、デイサービスセンター特別会計は、歳入総額が2,188万9,000円で、前年度と比較いたしまして849万7,000円、28%の減、歳出総額は2,139万2,000円で、前年度と比較して802万5,000円、27.3%の減となりまして、歳入歳出差し引き額である形式収支は49万7,000円となり、翌年度に繰り越すべき財源を差し引きました実質収支も同じく49万7,000円の黒字を計上をいたしております。

次に、介護サービス診療所特別会計は、歳入総額が1,382万3,000円で、前年度と比較いたしまして152万3,000円、9.9%の減、歳出総額は1,374万円で、前年度と比較して152万円、1.0%減となりまして、歳入歳出差し引き額である形式収支は8万3,000円となり、翌年度に繰り越すべき財源を差し引いた実質収支も同じく8万3,000円の黒字を計上しております。

次に、健康管理センター介護事業特別会計は、歳入総額が762万3,000円で、前年度と比較いたしまして19万7,000円、2.7%の増、歳出総額は752万4,000円で、前年度と比較して19万6,000円、2.7%の増となりまして、歳入歳出差し引き額である形式収支は9万9,000円となり、翌年度に繰り越すべき財源を差し引いた実質収支も同額9万9,000円の黒字を計上をいたしております。

次に、公共用地整備事業特別会計は、歳入総額が373万6,000円で、前年度と比較いたしまして14万8,000円、3.8%の減、歳出総額は373万6,000円で、前年度と比較して14万8,000円、3.8%の減となりまして、歳入歳出差し引き額である形式収支は0円となり、翌年度に繰り越すべきの実質収支も0円といたしております。

次に、俵津財産区特別会計は、歳入総額2,295万9,000円で、前年度と比較いたしまして1,989万2,000円の増、歳出総額は2,290万円で、前年度と比較して1,992万5,000円の増となりまして、歳入歳出差し引き額である形式収支は5万9,000円となり、翌年度に繰り越すべき財源を差し引いた実質収支も同額5万9,000円の黒字を計上をいたしております。

以上で「平成15年度明浜町一般会計及び特別会計歳入歳出決算の認定について」、各会計の決算の概要の説明を終わります。よろしくご審議の上、ご認定くださいますようお願い申し上げます。

○森総務企画部長 既にお気づきの方もいらっしゃると思いますが、この第2回西予市議会定例会資料というのを送付いたしております。このページめくっていただきまして一番最後のところに、平成15年度旧5町一般会計及び歳入歳出の決算の状況を載せていますので、ご参照していただきたいと思います。

認定第2号「平成15年度宇和町一般会計及び特別会計歳入歳出決算の認定について」提案理由のご説明を申し上げます。

まず、一般会計の収支状況では、歳入総額は85億3,194万5,000円で、前年度と比較いたしまして8億6,944万2,000円、10.4%の増、歳出総額は85億1,506万2,000円で、前年度と比較して10億8,023万3,000円、14.5%の増となり、歳入歳出差し引き額である形式収支は1,688万3,000円となり、翌年度に繰り越すべき財源を差し引いた実質収支は486万円の黒字額を計上しております。

奨学資金特別会計は、歳入総額が1,833万円で、前年度と比較いたしまして166万3,000円、8.3%の減、歳出総額は1,833万円で、前年度と比較して166万3,000円、8.3%の減となり、歳入歳出差し引き額である形式収支は0円となり、翌年度に繰り越すべき財源を差し引いた実質収支においても0円となりました。

住宅新築資金等貸付特別会計は、歳入総額が2,786万1,000円で、前年度と比較いたしまして1,047万5,000円、60.2%の増、歳出総額は2,674万6,000円で、前年度と比較して217万9,000円、8.9%の増となり、歳入歳出差し引き額である形式収支は111万5,000円の黒字となり、翌年度に繰り越すべき財源を差し引いた実質収支においても111万5,000円の黒字額を計上しております。

直轄町有林等管理特別会計は、歳入総額が1,842万円で、前年度と比較いたしまして94万3,000円、4.9%の減、歳出総額は1,842万円で、前年度と比較して52万4,000円、2.8%の減となりまして、歳入歳出差し引き額である形式収支は0円となり、翌年度に繰り越すべき財源を差し引いた実質収支においても0円となりました。

墓地管理特別会計は、歳入総額が32万6,000円で、前年度と比較いたしまして32万5,000円、49.9%の減、歳出総額は32万4,000円で、前年度と比較して24万1,000円、42.7%の減となり、歳入歳出差し引き額である形式収支は2,000円の黒字となり、翌年度に繰り越すべき財源を差し引いた実質収支においても2,000円の黒字額を計上しております。

簡易水道特別会計は、歳入総額が1億9,766万9,000円で、前年度と比較いたしまして1億164万5,000円、105.9%の増、歳出総額は1億6,504万9,000円で、前年度と比較して9,815万1,000円、146.7%の増となり、歳入歳出差し引き額である形式収支は3,262万円の黒字となり、翌年度に繰り越すべき財源を差し引いた実質収支においても3,262万円の黒字額を計上しております。

農業集落排水事業特別会計は、歳入総額は10億564万2,000円で、前年度と比較いたしまして3億3,671万9,000円、50.3%の増、歳出総額は9億9,609万3,000円で、前年度と比較して3億3,016万4,000円、49.6%の増となり、歳入歳出差し引き額である形式収支は954万9,000円の黒字となり、翌年度に繰り越すべき財源を差し引いた実質収支においても954万9,000円の黒字額を計上しております。

公共下水道事業特別会計は、歳入総額が6億2,573万1,000円で、前年度と比較いたしまして2億5,475万7,000円、68.7%の増、歳出総額は6億2,028万1,000円で、前年度と比較して2億5,685万5,000円、70.7%の増となり、歳入歳出差し引き額である形式収支は545万円の黒字となり、翌年度に繰り越すべき財源を差し引いた実質収支においては0円となりました。

国民健康保険特別会計は、歳入総額が16億4,975万2,000円で、前年度と比較いたしまして9,644万9,000円、6.2%の増、歳出総額は17億1,421万3,000円で、前年度と比較して1億7,829万4,000円、11.6%の増となり、歳入歳出差し引き額である形式収支は6,446万1,000円の赤字となり、翌年度に繰り越すべき財源を差し引いた実質収支においても6,446万1,000円の赤字額を計上することとなりました。

老人保健特別会計は、歳入総額が24億1,439万9,000円で、前年度と比較いたしまして2億2,416万6,000円、8.5%の減、歳出総額は23億2,033万6,000円で、前年度と比較して2億7,621万1,000円、10.6%の減となり、歳入歳出差し引き額である形式収支は9,406万3,000円の黒字となり、翌年度に繰り越すべき財源を差し引いた実質収支においても9,406万3,000円の黒字額を計上しております。

介護保険特別会計は、歳入総額が12億1,049万4,000円で、前年度と比較いたしまして4,926万5,000円、4.2%の増、歳出総額は11億3,630万円で、前年度と比較して2,478万7,000円、2.1%の減となり、歳入歳出差し引き額である形式収支は7,419万4,000円の黒字となり、翌年度に繰り越すべき財源を差し引いた実質収支においても7,419万4,000円の黒字額を計上しております。よろしくご審議の上、ご認定くださいますようお願い申し上げます。

○森野村総合支所長 それでは、認定第3号「平成15年度野村町一般会計及び特別会計歳入歳出決算の認定について」提案理由のご説明を申し上げます。

まず、一般会計の収支状況では、歳入総額は84億2,610万7,000円で、前年度と比較いたしまして9億9,061万4,000円、12.1%の増、歳出総額は80億4,722万9,000円で、前年度と比較いたしまして10億5,219万5,000円、15.0%の増となりまして、歳入歳出差し引き額である形式収支は3億7,887万8,000円となり、翌年度に繰り越すべき財源を差し引いた実質収支は2億5,541万9,000円の黒字額を計上いたしております。

次に、国民健康保険特別会計でございますが、まず事業勘定では、歳入総額が11億3,960万2,000円で、前年度と比較をいたしまして6,204万2,000円、5.8%の増、歳出総額は11億994万2,000円で、前年度と比較をいたしまして6,065万3,000円、5.8%の増で、歳入歳出差し引き額は2,966万円となっております。実質収支においても同額の黒字を計上をいたしております。

次に、診療所勘定のうち坂石診療所につきましては、週2回野村病院に出張診療を委託をしております。歳入総額は960万8,000円で、前年度と比較をいたしまして358万2,000円、59.4%の増、歳出総額は948万6,000円で、前年度と比較をいたしまして382万9,000円、67.7%の増で、歳入歳出差し引き額は12万2,000円となっております。実質収支におきまして同額の黒字額を計上をいたしております。

次に、惣川診療所につきましては、医師1名、看護師1名で診療をしておりましたが、医師の退職により、12月から野村病院に診療を委託をしております。歳入総額は2,462万円で、前年度と比較をいたしまして511万6,000円、17.2%の減、歳出総額は2,448万7,000円で、前年度と比較をいたしまして493万1,000円、16.8%の減で、歳入歳出差し引き額は13万3,000円となっております。実質収支におきまして同額の黒字額を計上をいたしております。

次に、老人保健特別会計でございますが、歳入総額は14億5,764万5,000円で、前年度と比較をいたしまして8,906万5,000円、5.8%の減、歳出総額は14億2,477万6,000円で、前年度と比較をいたしまして1億2,193万4,000円、7.9%の減で、歳入歳出差し引き額は3,286万9,000円となっております。実質収支においても同額の黒字額を計上をいたしております。

次に、水道事業特別会計でございますが、歳入総額は5,320万2,000円で、前年度と比較をいたしまして5,123万3,000円、49.1%の減、歳出総額は4,413万5,000円で、前年度と比較をいたしまして5,469万1,000円、55.3%の減となり、歳入歳出差し引き額は960万7,000円となっており、実質収支においても同額の黒字額を計上をいたしております。

次に、同和地区住宅新築資金等貸付事業特別会計でございますが、歳入総額は1,051万8,000円で、前年度と比較をいたしまして23万7,000円、2.3%の増、歳出総額は1,017万8,000円で、前年度と同額でございます。歳入歳出差し引き額は34万円となっており、実質収支においても同額の黒字額を計上いたしております。

次に、奨学資金特別会計でございますが、歳入総額は1,486万8,000円で、前年度と比較をいたしまして156万円、11.7%の増、歳出総額は1,457万9,000円で、前年度と比較をいたしまして139万7,000円、10.6%の増で、歳入歳出差し引き額は28万9,000円となっており、実質収支においても同額の黒字額を計上をいたしております。

次に、農業集落排水事業特別会計でございますが、歳入総額は1,688万6,000円で、前年度と比較をいたしまして612万1,000円、56.9%の増、歳出総額は1,601万3,000円で、前年度と比較をいたしまして658万円、69.8%の増で、歳入歳出差し引き額は87万3,000円となっており、実質収支においても同額の黒字額を計上いたしております。

次に、公共下水道事業特別会計でございますが、歳入総額が7億8,614万2,000円で、前年度と比較をいたしまして2億7,860万6,000円、54.9%の増、歳出総額は6億948万8,000円で、前年度と比較をいたしまして1億546万5,000円、20.9%の増、歳入歳出差し引き額は1億7,665万4,000円となっておりまして、実質収支においても同額の黒字額を計上をいたしております。

次に、介護保険特別会計でございますが、歳入総額は8億2,467万4,000円で、前年度と比較をいたしまして1,321万7,000円、1.6%の減、歳出総額は7億8,359万2,000円で、前年度と比較をいたしまして3,977万8,000円、4.8%の減、歳入歳出差し引き額は4,108万2,000円となっており、実質収支においても同額の黒字額を計上をいたしております。

以上、よろしくご審議の上、ご認定をくださいますようお願いを申し上げます。

○九鬼城川総合支所長 認定第4号「平成15年度城川町一般会計及び特別会計歳入歳出決算の認定について」提案理由のご説明を申し上げます。

まず、一般会計の収支状況ですが、歳入総額は64億2,627万1,000円で、前年度と比較をいたしまして15億3,833万4,000円、31.5%の増、歳出総額は65億9,463万2,000円で、前年度と比較して18億7,367万1,000円、39.7%の増となりました。歳入歳出差し引き額である形式収支は1億6,836万1,000円の赤字となり、翌年度に繰り越すべき財源を差し引いた実質収支においても1億7,760万1,000円の赤字額を計上することとなりました。これは先ほど説明がありましたが、合併により平成16年3月31日をもって出納閉鎖となったことによりまして、国県支出金等の未収金が生じたためでございます。なお、この歳入歳出差し引き不足額は、一時借入金により繰りかえ運用をいたしております。

次に、同和地区住宅新築資金等貸付特別会計ですが、歳入総額、歳出総額ともに123万円で、前年度と同額であり、形式収支、実質収支とも0であります。

次に、簡易水道特別会計ですが、歳入総額は5,907万円で、前年度と比較して19.8%の増、支出総額は5,914万円で、同じく2.2%の増となり、形式収支、実質収支ともに7万円の赤字額を計上することになりました。これは合併によるものであり、一般会計歳計現金により繰りかえ運用をいたしております。

なお、この後説明をいたします特別会計におきまして、収支が赤字額を計上することとなった会計においては、いずれも同じ理由によりまして一般会計歳計現金により繰りかえ運用をいたしております。

次に、老人保健特別会計ですが、歳入総額は6億9,546万7,000円で、前年度と比較して6.4%の減、歳出総額は6億7,312万6,000円で、同じく9.4%の減となり、形式収支、実質収支ともに2,234万1,000円の黒字額を計上することとなりました。

次に、国民健康保険特別会計のうち事業勘定では、歳入総額は5億1,581万2,000円で、前年度と比較して3.6%の増、歳出総額は5億3,971万2,000円で、同じく12%の増となり、形式収支、実質収支ともに2,390万円の赤字額を計上することになりました。

診療所勘定では、歳入総額は1億8,299万3,000円で、前年度と比較して16.8%の減、歳出総額は2億89万8,000円で、同じく8.6%の減となり、形式収支、実質収支ともに1,790万5,000円の赤字額を計上することとなりました。

次に、介護保険特別会計のうち保険事業勘定の歳入総額は、3億7,814万4,000円で、前年度と比較して0.2%の減、歳出総額は3億6,311万4,000円で、同じく4%の減となり、形式収支、実質収支ともに1,503万円の黒字額を計上することとなりました。

保健福祉課勘定では、歳入総額は695万3,000円で、前年度と比較して13.8%の減、歳出総額は699万7,000円で、同じく2.5%の減となり、形式収支、実質収支ともに4万4,000円の赤字額を計上することになりました。

特養寿楽苑勘定では、歳入総額は4億46万8,000円で、前年度と比較して14.3%の増、歳出総額は4億1,241万1,000円で、同じく21.9%の増となり、形式収支、実質収支ともに1,194万3,000円の赤字額を計上することとなりました。

デイサービス勘定では、歳入総額は2,468万9,000円で、前年度と比較して12.2%の減、歳出総額は2,516万5,000円で、同じく5.1%の減となり、形式収支、実質収支ともに47万6,000円の赤字額を計上することとなりました。

在宅介護支援勘定は、歳入総額は2,270万1,000円で、前年度と比較して6.1%の増、歳出総額は1,949万2,000円で、同じく6.5%の増となり、形式収支、実質収支ともに320万9,000円の黒字額を計上しております。

以上、よろしくご審議の上、ご認定くださいますようお願い申し上げます。

○山本三瓶総合支所長 それでは、認定第5号「平成15年度三瓶町一般会計及び特別会計歳入歳出決算の認定について」提案理由のご説明を申し上げます。

まず、一般会計の収支状況ですが、歳入総額は56億5,216万5,000円で、前年度と比較をいたしまして6億1,889万円、12.3%の増、歳出総額は59億7,874万1,000円で、前年度と比較して10億5,403万6,000円、21.4%の増となりました。歳入総額から歳出総額を引いた形式収支は3億2,657万6,000円の赤字となり、翌年度への繰越財源を差し引いた実質収支も、同額の3億2,657万6,000円の赤字額を計上することとなりました。赤字決算となった理由並びに赤字額の補てん方法につきましては、いずれも他の町と同様であります。

次に、国民健康保険特別会計の収支状況ですが、歳入総額は11億1,590万円で、前年度に比べ1,015万

9,000円、0.9%の増、歳出総額は10億8,806万4,000円で、前年度に比べ7,760万8,000円、7.7%の増となりました。歳入歳出差し引き額である形式収支は、2,783万6,000円となり、実質収支も同額の2,783万6,000円の黒字額を計上いたしております。

次に、授産場特別会計ですが、歳入総額、歳出総額ともに2,070万円で、歳入歳出いずれも前年度に比べ51万7,000円、2.4%の減となり、形式収支、実質収支とも0であります。

次に、土地取得特別会計ですが、歳入総額、歳出総額ともに2万5,000円で、歳入歳出いずれも前年度に比べ3万4,000円、57.6%の減となり、形式収支、実質収支とも0円であります。

次に、住宅新築資金等貸付事業特別会計の収支状況は、歳入総額286万6,000円で、前年度に比べ53万3,000円、15.7%の減、歳出総額は302万7,000円で、前年度に比べ37万2,000円、10.9%の減となりました。歳入歳出差し引き額である形式収支は16万1,000円の赤字となり、実質収支においても16万1,000円の赤字額を計上することになりました。赤字決算となった理由並びに赤字額の補てん方法につきまして、一般会計と同様であります。

次に、財政調整基金特別会計ですが、歳入総額、歳出総額いずれも5,000円で、歳入歳出ともに前年度に比べ1,000円、16.7%の減となり、形式収支、実質収支とも0円であります。

次に、港湾整備事業特別会計ですが、歳入総額、歳出総額ともに132万円で、歳入歳出いずれも前年度と同額であり、形式収支、実質収支とも0円であります。

次に、国民健康保険診療所特別会計ですが、歳入総額は1億4,884万6,000円で、前年度と比較いたしました4,544万6,000円、4.4%の増、歳出総額は1億5,449万3,000円で、前年度と比較して5,464万円、54.7%の増となりました。歳入歳出差し引き額である形式収支は564万7,000円の赤字となり、実質収支においても同じく564万7,000円の赤字額を計上することになりました。赤字決算となった理由、赤字額の補てん方法につきましては、一般会計と同じであります。

次に、老人保健特別会計ですが、歳入総額は12億2,917万6,000円で、前年度と比べ1,981万4,000円、1.6%の減、歳出総額は11億9,741万5,000円で、前年度と比べ7,300万6,000円、5.7%の減となりました。形式収支は3,176万1,000円となり、実質収支も同じく3,176万1,000円の黒字額を計上しております。

次に、介護保険特別会計ですが、歳入総額は5億5,232万3,000円で、前年度に比べ2,386万8,000円、0.4%の減、歳出総額は5億1,134万7,000円で、前年度に比べ5,692万3,000円、10%の減となりました。形式収支は4,097万6,000円となり、実質収支も同じく4,097万6,000円の黒字額を計上しております。

次に、介護サービス事業特別会計ですが、歳入総額は3,527万4,000円で、前年度と比べ154万7,000円、4.2%の減、歳出総額は3,520万9,000円で、前年度に比べ155万1,000円、4.2%の減となりました。形式収支は6万5,000円となり、実質収支も同じく6万5,000円の黒字額を計上しております。

次に、商品券特別会計ですが、歳入総額は3,563万6,000円で、前年度と比べ338万1,000円、8.7%の減、歳出総額は3,563万6,000円で、前年度と比べ280万6,000円、7.3%の減となりました。形式収支、実質収支とも0円であります。

以上、ご審議の上、ご認定くださいますようお願い申し上げます。

○上甲病院総括事務長 認定第6号「平成15年度宇和町病院事業会計決算の認定について」提案理由のご説明を申し上げます。

この決算の認定につきましては、地方公営企業法第30条第4項の規定により、監査委員の意見をつけて議会の認定に付すものでございます。

決算状況であります、収益的収支では、事業収益18億8,124万3,000円で、前年度比3.3%の減収となりました。これは施設基準の見直しにより、10月から診療報酬が減収したことに加え、入院患者数が減によるものであります。内訳は、医業収益18億1,909万7,000円、医業外収益6,214万6,000円であります。これに対する事業費用は18億7,913万1,000円で、前年度比3.4%の減となりました。内訳は、医業費用18億2,465万3,000円、医業外費用5,447万8,000円であります。

以上により、平成15年度損益勘定収支決算は211万2,000円の純利益となりました。

次に、資本的収支であります、資本的収入は8,849万5,000円で、内訳は、企業債が3,860万円、一般会計繰入金が4,989万5,000円であります。一方、資本的支出は、デジタルX線テレビシステムなどの導入に伴い1億2,387万7,000円で、内訳は、建設改良費6,194万8,000円、企業債償還金5,932万9,000円、長期借入金償還金260万円であります。これにより、資本的収入額が資本的支出額に不足する額3,538万2,000円につきましては、当年度分損益勘定留保資金で補てんいたしております。

なお、決算報告書の金額は、実際の数字とした額で消費税を含んでおりますが、3ページの損益計算書、13ページからの明細書などの金額には、消費税を除いた金額を掲載するようになっておりますので、ご留意をいただきたいと思います。

以上、よろしくご審議の上、ご認定いただきますようお願い申し上げます。

続いて、認定第7号「平成15年度野村町病院事業会計決算の認定について」提案理由のご説明を申し上げます。

決算状況であります、収益的収支では、事業収益16億9,683万7,000円で、前年度比0.8%の減収となりました。内訳は、医業収益16億3,193万1,000円、医業外収益6,490万6,000円であります。これに対する事業費用は16億896万4,000円で、前年度比0.03%の減となりました。内訳といたしまして、医業費用14億9,519万5,000円、医業外費用1億1,303万7,000円、特別損失73万2,000円であります。

以上により、平成15年度損益勘定収支決算は8,787万3,000円の純利益となりました。

次に、資本的収支であります、資本的収入は一般会計繰入金7,331万2,000円であります。一方、資本的支出は、MRI導入などに伴い2億2,778万5,000円で、内訳といたしまして、建設改良費1億6,614万5,000円、企業債償還金6,164万円であります。これにより、資本的収入額が資本的支出額に不足する額1億5,447万3,000円につきましては、過年度分損益勘定留保資金で補てんをいたしております。

なお、決算報告の金額は、実際の数字とした額で消費税を含んでおりますが、24ページの損益計算書37ページからの明細書などの金額には、消費税を除いた金額を掲載するようになっておりますので、ご留意をいただきたいと思います。

よろしくご審議の上、ご認定くださいますようお願い申し上げます。

○小玉明浜総合支所長 認定第8号「平成15年度明浜町上水道事業会計決算の認定について」提案理由の説明を申し上げます。

明浜町上水道事業会計決算状況であります、損益勘定の収益的収入額は1億463万1,000円で、前年度と比較いたしまして551万7,000円、5%の減となりました。支出総額は1億541万9,000円で、前年度と比較いたしまして554万3,000円の支出減となり、当年度の純損益は78万9,000円となっております。

次に、資本的勘定であります、支出総額は4,134万9,000円で、内訳は企業債償還金2,478万5,000円、

000円、建設改良費1,656万4,000円であり、この工事の内訳であります。宮野浦地区送水管移設工事、そして水道管資材庫設置工事、大崎配水池水位計取りかえ工事、宮野浦コンクリート貯水槽解体工事、大崎ポンプ場水位調整弁取りかえ工事などが主なものでございます。これらに要しました財源は、資本的収入1,656万4,000円と、不足する額2,478万5,000円は一般会計負担金などで補てんをいたしました。

以上、よろしくご審議の上、ご認定くださいますようお願い申し上げます。

○森総務企画部長 認定第9号「平成15年度宇和町上水道事業会計決算の認定について」提案理由のご説明を申し上げます。

宇和町水道事業会計決算状況であります。損益勘定の収益的収入額は2億8,534万9,000円で、前年度と比較いたしまして360万5,000円、1.28%の増となりました。支出総額は2億2,442万9,000円で、前年度と比較いたしまして249万8,000円、1.13%の増となり、当年度純利益は6,092万円となっております。

次に、資本的勘定であります。支出金額は2億755万8,000円で、内訳は企業債償還金3,169万8,000円、建設改良費1億7,586万円であり、この工事の内訳は、公共下水道事業に伴う配水管本設工事、岩木地区農集落排水事業に伴う配水管布設替え工事、県道拡幅工事に伴う配水管布設工事等であり、これらに要しました財源は、資本的収入が2,497万円と、資本的収入額が資本的支出額に不足する額1億8,258万8,000円は、過年度損益勘定留保資金1億7,569万6,000円及び消費税資本的収支調整額689万2,000円で補てんをいたしました。よろしくご審議の上、ご認定くださいますようお願い申し上げます。

○森野村総合支所長 認定第10号「平成15年度野村町上水道事業会計決算の認定について」提案理由のご説明を申し上げます。

野村町上水道事業会計決算状況でございます。損益勘定の収益的収入額は1億4,171万2,000円で、前年度と比較いたしまして14万6,000円、0.1%の減となりました。支出総額は1億1,480万9,000円で、前年度と比較いたしまして98万6,000円の支出増となり、当年度純利益は2,690万3,000円となっております。

次に、資本的勘定であります。支出総額は1億5,717万6,000円で、内訳は企業債償還金421万4,000円、建設改良費1億4,899万9,000円、機械装置備品整備費396万3,000円であり、この工事の内訳は、平成元年度より年次計画に基づいて実施をいたしております石綿セメント管の更新と浄水場施設整備事業費等であり、これらに要しました財源は、資本的収入1億238万9,000円で、資本的収入額が資本的支出額に不足をいたします額5,478万7,000円は、当年度分損益勘定留保資金3,688万5,000円、繰越利益剰余金処分額1,790万2,000円で補てんをいたしました。

以上、よろしくご審議の上、ご認定くださいますようお願い申し上げます。

○山本三瓶総合支所長 認定第11号「平成15年度三瓶町上水道事業会計決算の認定について」提案理由のご説明を申し上げます。

三瓶町水道事業会計決算状況であります。損益勘定の収益的収入額は1億6,025万9,000円で、前年度と比較いたしまして483万1,000円、3.1%の増となりました。支出総額は1億5,870万5,000円で、前年度と比較いたしまして881万円の支出増となり、当年度純利益は155万4,000円となっております。

次に、資本的勘定であります。支出金額は4,517万1,000円で、内訳は企業債償還金3,266万7,000円、建設改良費807万円、機械装置備品整備費443万4,000円であり、この工事の内訳は、津布里定住促進団地給水管の布設工事、第1水源地の水中ポンプ取りかえ工事等であり、これらに要しました財源は、資本的収入461万円で、資本的収入が資本的支出額に不足する額4,056万1,000円は、過年度分損益勘定留保資金で補てんをいたしました。

以上、よろしくご審議の上、ご認定くださいますようお願い申し上げます。

○議長 暫時休憩いたします。2時30分に再開いたします。(休憩 午後2時15分)

○議長 再開いたします。(再開 午後2時30分)

○森野村総合支所長 認定第12号「平成15年度野村町老人保健施設事業会計決算の認定について」提案理由のご説明を申し上げます。

つくし苑は介護老人保健施設として、要支援者、要介護者の施設サービスに努めてまいりました。平成15年度の運営実績につきましては、延べ入所者2万7,088名で、1日平均74名、通所者は定員25名に対し1日平均19名となっております。

決算状況でございます。収益的収入では4億55万6,000円で、収益的支出では3億9,487万6,000円となり、差し引き当年度純利益568万円となっております。

次に、資本的収支であります。資本的収入は279万3,000円、資本的支出は企業債償還金等で3,100万3,000円であり、収益的収入が不足します2,821万円につきましては、過年度損益勘定留保資金で補てんをいたしました。

今後におきましても、介護老人保健施設としてのサービスの向上に努め、健全な運営に努力したいと思っております。よろしくご審議の上、ご認定くださいますようお願い申し上げます。

○荒井消防本部消防長 認定第13号「平成15年度東宇和事務組合歳入歳出決算の認定について」提案理由のご説明を申し上げます。

本決算は、先ほどの各町一般会計及び特別会計などと同様に、合併に伴う出納閉鎖期間の関係で、歳入歳出におきまして一部に未収、未払いが発生し、16年度予算に持ち越しをいたしておりますので、どうか事情をご賢察いただき、ご理解を賜りますようお願いいたします。

なお、他の一部事務組合会計につきましても同様の処理となっておりますので、あらかじめ申し添えさせていただきます。

平成15年度東宇和事務組合歳入歳出決算については、歳入総額は5億5,678万6,000円で、主な財源である構成4町の負担金は98.1%を占めております。前年度と比較いたしまして1億4,106万8,000円、25.34%の増加であり、これは基金の取り崩し及び起債等によるものであります。

歳出総額は5億5,267万円で、前年度と比較して1億4,091万7,000円、25.5%の増加となっております。主なものとしては、公有財産の購入費とその土地に消防本部の事務室と救急消毒室及び車庫等の建築費用、また財団法人日本損害保険協会から寄贈を受けました高規格救急自動車及び消防ポンプ自動車の機装費用並びに本所、支所の庁舎塗装等の工事費であります。そのほかほとんどが経常経費であります。

歳入歳出差し引き額である形式収支は411万6,000円となり、実質収支も同額の黒字額を計上しております。

よろしくご審議の上、ご認定くださいますようお願い申し上げます。

○森野村総合支所長 認定第14号「平成15年度東宇和衛生事務組合一般会計歳入歳出決算の認定について」提案理由のご説明を申し上げます。

現施設も昭和55年に稼働をいたしまして以来24年が経過し、この間1日当たりのし尿投入量は年々増加をたどっております。一方、施設の老朽化に伴い、平成15年度に実施をいたしました主な修繕工事といたしましては、オゾン

発生機補修工事、管理棟、処理棟改修塗装工事及び灰出しコンベア改修工事、全室素全燐自動測定装置設置工事、処理棟、処理棟内控室ほかエアコン設置工事等であります。

決算の状況でございますが、歳入総額は1億2,182万3,000円で、前年度と比較をいたしまして2,314万円、16%の減となっております。一方、歳出総額は1億1,621万7,000円となり、前年度と比較をいたしまして1,975万2,000円、14.5%の減となっております。歳入歳出差し引き額は560万6,000円の黒字となっております。

以上、よろしくご審議の上、ご認定をくださいますようお願い申し上げます。

○山本三瓶総合支所長 それでは、認定第15号「平成15年度三瓶町明浜町衛生事務組合一般会計歳入歳出決算の認定について」提案理由のご説明を申し上げます。

現在の施設につきましては、昭和56年から稼働をいたしておりますごみ処理施設及びし尿処理施設の併設の施設でございます。

それでは、収支状況でございますが、歳入総額は1億7,390万9,000円で、前年度と比較をいたしまして3,314万3,000円、16%の減、歳出総額は1億5,986万3,000円で、前年度と比較をいたしまして1,613万7,000円、9.2%の減となりました。歳入歳出差し引きである形式収支は1,404万6,000円となり、翌年度に繰り越すべき財源を差し引いた実質収支についても1,404万6,000円の黒字額を計上いたしております。

以上、ご審議の上、ご認定くださいますようお願い申し上げます。

○議長 以上で理事者の説明は終わりました。

ただいま議題となっております認定第1号から認定第15号までの代表監査委員の報告を求めます。

○池島監査委員 それでは、平成15年度の旧5町各会計の決算審査を終了しましたので、その意見書を提出するものでございます。

西予監第33号、平成16年9月3日。

西予市長三好幹二殿。

西予市監査委員池島賢治。西予市監査委員岡田周三。

平成15年度一般会計特別会計及び事務組合会計の決算審査意見書の提出について。

地方自治法第233条第2項及び同法第241条第5項の規定により審査に付された平成15年度宇和町、明浜町、野村町、城川町、三瓶町各一般会計及び特別会計、東宇和事務組合、東宇和衛生事務組合、三瓶町明浜町衛生事務組合の歳入歳出決算並びに各基金の運用状況を審査したので、その結果について次のとおり意見書を提出する。

3ページをお開きください。

第1、審査の総括。1、審査の対象、2、審査の期間、3、審査の方針、4、審査の方法、5、審査の結果。

第2、審査の概要と意見。1、町の決算の概要。(1)決算の状況、(2)決算分析の状況、これは普通会計でございます。財産の状況、(4)地方債の状況、(5)歳計現金の状況、(6)審査意見。2、一部事務組合の決算の概要、決算の状況、(2)財産の状況、(3)基金の状況、(4)組合債の状況、(5)審査意見。

第3、結びでございます。

4ページをお開きください。

第1、審査の総括。

1、審査の対象。(1)平成15年度宇和町一般会計歳入歳出決算外10件。(2)平成15年度明浜町一般会計歳入歳出決算外13件。(3)平成15年度野村町一般会計歳入歳出決算外10件。

5ページをお開きください。

(4)平成15年度城川町一般会計歳入歳出決算外10件。(5)平成15年度三瓶町一般会計歳入歳出決算外11件。(6)平成15年度東宇和事務組合歳入歳出決算、東宇和衛生事務組合一般会計歳入歳出決算、三瓶町明浜町衛生事務組合一般会計歳入歳出決算でございます。

6ページでございますが、2、審査の期間。平成16年7月30日から8月20日までの22日間でございます。

3、審査の方針。東宇和郡4町と三瓶町の合併により、旧5町は平成16年3月31日をもって消滅することとなり、関係各町の平成15年度の決算は、平成16年3月31日をもって打ち切り決算を行い、新市に継承されることとされた。このため、次の事項を重点に実施した。

(1)決算収支額及び歳計現金は新市へ適正に継承されたか。

(2)財産並びに債務等が新市へ適正に継承されたか。

4、審査の方法。審査については、一般会計、特別会計及び事務会計の歳入歳出決算書とその関係書類を関係諸帳簿並びに引き継ぎ書類等と照合し、あわせて必要な場合、関係職員の説明を聴取するとともに、例月出納検査の結果等を参考として、計数の確認及び予算の執行状況と事務処理の適否、さらに財産等の継承の状況等について審査を実施した。

5、審査の結果。審査に付された関係各町の審査対象会計の決算書並びにその他関係書類は、合併により一部混乱があるが、訂正処理され、予算の執行、その他の経理事務の処理等の継承についてもおおむね適正に行われていると認められた。各会計の決算審査の状況及び意見は次のとおりである。

7ページをお開きください。

第2、審査の概要と意見。

1、町の決算の概要。(1)決算の状況、平成15年度一般会計及び特別会計の決算状況は次のとおりである。一般会計においては、宇和町、明浜町、野村町を除く2町が、特別会計においては5町の54会計中の14の特別会計が赤字決算となっているが、これは合併により平成16年3月末をもって打ち切り決算をしたことによるものである。なお、赤字決算の場合、一時借入金等の充当や他会計からの繰りかえ運用により処理されている。

一般会計、これは5町の合計額でございますが、歳入額は328億6,851万2,157円、歳出額329億4,174万4,369円、差し引き額はマイナスの7,323万2,212円となっております。

特別会計でございますが、これは5町の54会計のトータルでございますが、歳入額は194億8,516万1,328円、歳出額は189億7,603万6,101円、差し引き額が5億912万5,227円となっております。なお、内訳につきましては、お目通しをいただきたいと思っております。

(2)決算分析の状況、普通会計でございますが、平成15年度普通会計の決算分析は次表のとおりである。

まず、財政力指数でございますが、財政力指数とは数値1を基準に財政力を判断するため一般的に用いられ、この数値が大きいほど財政の自主性の高い団体といえるということですが、この5町の平均値でございますと0.213ということでございますが、財政の自主性が極めて低いといえることが言えると思っております。

経常収支比率でございますが、経常収支比率とは経常経費に充てる経常一般財源の充当率で、財政構造の弾力性を示すものとして用いられておりまして、70から80%が妥当とされております。この数値が低いほど行政内容の変化に対応しやすいといえることが言えると思っております。5町の平均が82.76でございますから、財政構造の弾力性の面から見ますと、やや問題があるというふうに考えております。

実質収支比率につきましては、打ち切り決算でございますので正確な数字がつかめぬわけでございます。

公債費比率でございますが、公債費率とは公債費の標準財政規模に占める比率を言いまして、この比率が高くなると義務的経費の増加となり、財政構造の硬直化が生じることが言えると思います。公債費比率は15%を超えますと財政上黄信号となるわけでございます。20%を超えますと赤信号ということになります。5町の平均が13.52%でございますので、比較的健全な財政運営がなされているというふうに考えております。

9ページでございます。

財産の状況、平成15年度末における財産の状況は次表のとおりである。これは一応お目通しをいただきたいというふうに思います。

出資金、出捐金でございますが、5町で73件、11億7,508万6,000円の出資金があるわけでございます。

(3)基金積立金でございますが、一般会計の財政調整基金でございますが、5町合わせますと19億6,482万7,000円、一般会計のその他の基金が25億7,691万9,000円、特別会計の基金が7億4,225万円ということになっておりまして、基金の総額は52億8,399万6,000円ということでございます。

地方債の状況でございますが、平成15年度末の地方債現在高の状況は次表のとおりでございます。

まず、一般会計でございますが、5町合わせました地方債残高は309億4,796万6,000円、特別会計では53億6,743万9,000円となっているものでございます。

次のページをお願いします。

歳計現金の状況でございます。15年度末の一時借入金及び歳計現金残高は次表のとおりでございます。5町合わせました歳計現金現在高は16億8,583万3,810円ということになっておりますが、このうち一時借入金の残高が12億5,000万円あるわけでございます。

審査の意見として、一般会計、町民税と固定資産税の収納状況は次表のとおりである。未収金は出納整理期間との関連はあるものの、両税で1億6,480万円を超え、憂慮すべき事態であり、善良な町民に税負担の公平性と信頼性を損なうことのないよう、滞納整理にさらに厳しく対処し、滞納金の一掃に最大の努力を傾注されたい。

また、町営住宅使用料、保育園の保育料等の受益者負担金についても、未収金の徴収と期間内納付の履行に厳正な対処が望まれるものでございます。

町民税の収納状況でございますが、5町合わせました調定額は11億6,294万8,975円、収入済額は10億7,065万2,908円でございます。収入未済額は8,357万2,235円というふうに高額になっております。収納率は92.1%でございます。

固定資産税の収納状況でございますが、調定額が14億9,965万652円、収入済額は13億9,381万4,727円、収入未済額は8,130万9,145円、収納率が92.9%ということになっております。

11ページでございますが、国民健康保険特別会計事業勘定でございますが、社会の高齢化に伴い、医療費はますます増加するものと推察される。このような状況を踏まえ、国民健康保険財政の健全化と目的税である保険税負担の公平性維持のため、未収金は出納整理期間内との関連はあるが、1億2,300万円を超える憂慮すべき事態であり、収納率向上に努め、滞納金の徴収と納期内納付の奨励に一層努力されたい。

国民健康保険加入者の状況でございますが、これは一応お目通しをいただきたいというふうに思います。

国民健康保険税の収納状況でございますが、5町合わせました調定額は13億7,643万172円、収入済額は12億3,709万6,069円、収入未済額は1億2,321万2,447円と大変多額になっております。収納率は89.9%でございます。

国民健康保険特別会計施設勘定、診療所あたりを含みますが、過疎地の地域医療確保のため、現在11カ所の診療所を要しているが、人口の減少等もあり、地域によっては毎年診療収入が減少しており、下記で見られるように一般会計からの繰入金が増えている。地域における良質の医療確保とあわせて効率のよい診療所運営を望むものであります。

診療所の概要でございますが、浜町で一般会計繰入金は1億3,124万5,000円、野村町で1,770万円、合わせまして1億4,894万5,000円の一般会計からの繰入金があるわけでございます。年々増加しているようでございます。

老人保健特別会計でございますが、高齢化が急速に進行する中、当会計は依然として厳しい状況にあるため、レセプト点検や医療費通知による会計健全化策を充実させ、医療費の適正化を図るとともに、疾病の予防から治療、機能訓練、栄養指導等に至る地域住民に密着した各種保険事業を総合的に推進されるよう望むものである。

老人保健医療受給対象者でございますが、これはお目通しをいただきたいと思います。

介護保険特別会計でございます。事業勘定でございますが、介護保険制度は高齢化社会の進展に伴い、高齢者の福祉の向上に大きな役割を果たす重要な事業である。今後とも保険制度の周知や情報提供と啓発と介護更新認定事務の適正化、効率化を図るとともに、なお円滑な運営に努められるよう望むものである。

介護保険、要介護等認定者、これは5町の要支援から要介護5までであるわけでございますが、お目通しをいただきたいと思います。

介護保険特別会計施設勘定でございます。明浜と城川町、三瓶町が対象でございますが、過疎地域における高齢化率は急速に上昇しており、今後とも要支援者、要介護者が急増することと予想される。地域に密着し、住民に信頼される長期、短期の介護施設として、今後とも高齢者の福祉向上に大きく寄与することを望むものであると。

特別養護老人ホーム特別会計でございますが、これは明浜町85人、城川町50人でございますが、両施設ともに地域に密着した施設として高齢化社会の福祉の向上に大きく貢献し、健全な経営がなされている。今後とも、無事故で地域住民に期待される施設として円滑な運営を望むものであります。

13ページでございますが、財政調整基金特別会計、これは三瓶町でございますが、本会計は財政調整基金の歳入歳出予算処理を目的とした会計であり、予算の性質上、今後是一般会計の中で対処すべきものとするものでございます。

授産所特別会計でございますが、これは三瓶町でございます。本施設は定員20名であるが、実働人員は生活保護者10名、低所得者4名である。手袋の加工、縫製等の下請をしており、対象者の社会復帰及び社会への順応をさせるために実を上げているものと考えております。

奨学資金特別会計でございますが、これは宇和町、野村町でございます。合併により3月末で打ち切り決算となっているため、貸付金、償還金が90億円を超える未収金が生じているので、徴収に留意されたい。また、貸付金の対象者は同じであるが、貸付金額が異なっているため、新年度より統一するよう望むものであります。

住宅新築資金等貸付特別会計でございますが、これは宇和町、野村町、城川町、三瓶町でございます。本会計では、平成15年度に住宅新築資金等の貸付事業はなされていないが、貸付金の元利償還金に4,580万円を超える未収金が生じているものでございます。未納者に対しては督促を徹底し、さらに連帯保証人に請求する等の措置を講じ、未収金回収に一層の努力を重ねられたい。

直轄町有林等管理特別会計でございます。これは宇和町でございますが、直轄町有林は、平成15年度末で山林13万2,255ヘクタール、立木5万5,481立米を保有し、適切な管理運営がなされているが、合併を機に一般会計より管理することが望ましいと思われるものでございます。

墓地管理特別会計、これは宇和町でございますが、昭和56年度に設置した黒瀬霊園140区画は、平成15年度中

に1区画の貸し付けがあったため、13区画が残っております。広報紙等で広報宣伝して13区画の処理に努められたい。

簡易水道事業特別会計でございますが、これは宇和町、野村町、城川町でございます。各簡易水道施設は水量が十分でなく、今後とも節水意識の啓発を続けなければならない。また、地域人口の減少などにより給水量の伸びは期待できず、厳しい事業経営が続くものと予想される。各施設の老朽化も進んでおり、長期の展望に立った整備計画が必要と考える。将来を見据えた事業経営に留意しながら、上質の水を安定供給に努め、地域住民の期待にこたえられるよう望むものであります。

14ページでございますが、農業集落排水事業特別会計でございます。これは宇和町、野村町でございますが、本事業は農村生活環境整備にとって画期的な事業である。各家庭からの生活雑排水により水質が悪化する農業用水路や河川の水質を浄化して、住民の快適な生活環境の確保と豊かな自然を守るために所期の目的を果たしていると思われる。今後とも長期計画に沿って広域に事業が進められることと思うが、施設の維持管理の受益者負担金については調整を図られたいということでございます。

公共下水道事業特別会計でございますが、これは宇和町、野村町でございますが、都市づくりの基盤をなす公共下水道施設は、市民生活が衛生的、健康的な潤いのあるまちづくりに不可欠な施設である。今後とも、財政的負担に留意しながら計画的かつ効率的な施設整備を進め、公共下水道事業の健全な運営を推進されたい。また、受益者負担金及び下水道使用料金の調整を図られたい。

公共用地整備事業土地取得特別会計、本会計は明浜町の公共用地整備及び三瓶町の土地取得を目的とした会計であるが、今後は西予市土地開発公社で対処すべきものとするものと考えています。

港湾整備事業特別会計でございますが、三瓶町でございます。本会計は、港湾事業の際借り入れした起債の元利償還を、一般会計よりの繰入金を財源として償還を続けているものであり、その性質上一般会計の土木費の港湾費に計上して対処すべきものとするものと考えています。

商品券特別会計でございますが、三瓶町の商業活性化施策のための会計であり、その成果は達成されたものと考えられます。今後は、一般会計の商工費の中で対処されたいということでございます。

依津財産区特別会計、これは明浜町でございますが、依津財産区の山林の維持管理に要する経費を計上しているものであり、今後新たに法適用の財産区を起こして対処すべきものとするものと考えています。

15ページです。

2、一部事務組合の決算の概要。決算の状況、平成15年度各事務組合会計の決算状況は次表のとおりでございます。

まず、東宇和事務組合、これ消防の関係ですが、歳入は5億5,678万6,642円、歳出が5億5,267万346円で、歳入歳出差し引きは411万6,296円ということになっております。健全な経営がやられておると思います。

東宇和衛生事務組合、し尿、1億2,182万3,061円、歳出の方が1億1,621万7,249円、歳入歳出差し引き額が560万5,812円であります。

三瓶町明浜町衛生事務組合、これもし尿の関係ですが、歳入が1億7,390万9,386円、歳出合計が1億5,986万2,593円、歳入歳出差し引き額は1,404万6,793円ということになっております。

(2)財産の状況でございますが、15年度末における財産の状況は次表のとおりでございます。一応これはお目通しをいただきたいと思えます。

基金の状況でございますが、東宇和事務組合、消防関係ですが、基金は3月末で4,364万1,000円あります。東宇和衛生事務組合、し尿の関係では1億6,257万5,000円あるわけでございます。合わせまして、基金は2億621万6,000円留保しているものでございます。

組合債の状況でございますが、東宇和事務組合、消防の関係で7,650万円の組合債の残額があるわけでございます。

16ページでございます。

審査意見でございますが、東宇和事務組合決算は、歳入歳出関係諸帳簿及び証拠書類を照合した結果、いずれも誤りなく処理されており、業務についても適正に執行されていることを認めた。

主な予算の執行としては、狭隘となった消防本部事務所、車庫の建築及び増敷地の購入費等事業費1億2,835万3,000円を実施している。平成16年4月1日より西予市が誕生することにより、新市の常備消防機関として地域住民の期待と要望にこたえるため、消防施設等の計画的更新、四国横断自動車道の供用開始に伴う高速救急隊の体制整備、また常備消防広域再編の推進に取り組み、今後も自治体消防の責任と任務を十分に自覚した職務の遂行をお願いする。

財政面においては、旧来にも増して需用費の節約に努め、堅実な財政計画のもとで、施設、装備等の見直し検討を行い、今後とも健全なる予算の執行がなされることを望みます。

東宇和衛生事務組合及び三瓶町明浜町衛生事務組合ともに、予算執行については適正に行われており、諸帳簿と照合した結果も、数値はいずれも符合しており、誤りのないことを確認した。なお、両施設及び各設備機器の老朽化が激しくなっており、施設の改修工事費及び修繕費が増加を続けている。さらに、くみ取り汚泥のし尿処理から合併処理浄化槽及び農業集落排水施設への利用人口の推移が要因と思われるが、1日当たりの搬入量が処理能力の限界に達しているため、合併を機にこれら両施設の早急な統合が望まれる。また、両施設の施設使用料の調整も図られたい。

なお、一部事務組合の決算収支額及び財産は新市の一般会計に適正に引き継がれているものでございます。

17ページ、第3、結びでございますが、審査の結果、予算の執行はその目的である住民福祉の向上を目指して執行されており、それぞれの事務事業は厳しい財政状況にもかかわらず、積極的な財政運営がなされている。また、予算執行の面でも効率的な執行によりおおむね所期の目的を果たしているものと認めた。

平成15年度決算の特徴は、合併により平成16年3月31日をもって打ち切り決算を行ったことである。このため、歳入歳出差し引き残金がマイナスとなる会計が見受けられたが、各会計の剰余金または一時借入金を充当して処理しており、剰余金については新市に引き継がれている。残余の予算の大半は新市の予算に計上され、執行されるので、通常年度にない変則的な決算となっている。また、決算書の一部様式の表示についても、各町のこれまでの考え方等によってそれぞれ異なったものとなっている。

平成15年度決算の背景として、日本経済の動向は、一部の輸出関連産業は活発な動きを示して明るい兆しを見せているが、国内の個人消費は引き続き低迷している。このような情勢の中で、政府は国と地方の財政立て直しと地方分権の推進を図るために、地方への補助金削減、地方交付税の見直しとして地方への税源移譲を同時に進めるいわゆる三位一体の改革に取り組んでおり、その渦中にある財政の硬直化がさらに進行するものと思われる。このため健全財政堅持の立場から、行財政改革を一層進めることは緊急の課題であると考えているものでございます。

ちなみに、5町の普通会計決算総額と県下の同規模市との比較は下記の通りでございます。この表につきましては、お目通しをいただきたいと思えます。上記の表で見られるとおり、県下同規模市と旧5町決算額を比較してみますと、面積の広さを考慮に入れても、効率面でおくれが主張される。今後の財政運営で十分に検討されたい。

今後の課題として、財政の健全化を維持するため、町税を初め国保税、介護保険料、保育料、住宅使用料等の徴収率

向上には万全の対策で取り組み、一層の努力を願うものであります。

さらに、合併協定書での確認事項である組織及び機構の見直し、職員の定数の見直し、人件費の調整、各種補助金、負担金の調整、その他各種経費の削減と歳出予算の均衡ある削減に努め、合理化、効率化の推進に一層積極的に取り組んでいただきたいと思います。

低迷が続いている第三セクター会計の町繰出金は、これまでも多額に上っているが、15年度の繰出金で一応収支の均衡が保たれている。しかし、これまでの経営を継続していくと、多額の赤字の累積が予測される。今後の経営については、積極的な合理化策が必要と考える。財政健全化の見地からも第三セクターの処遇については再検討をお願いしたい。

職員については、合併を契機として市職員としての自覚とやる気、市民への奉仕者としての責任感、何事にも積極的に取り組む姿勢等を示すよう、心から期待するものでございます。

また、来年4月から予定されているペイオフ全面解禁にも十分に注意をしていただきたいと思いますというふうに考えるものでございます。

続きまして、公営企業会計の決算審査の意見書を提出いたします。

2ページでございますが、西予監第34号、平成16年9月3日。

西予市長三好幹二殿。

西予市監査委員池田賢治。西予市監査委員岡田周三。

平成15年度公営企業会計の決算審査意見書の提出について。

地方公営企業法第30条第2項の規定により審査に付された平成15年度宇和町水道事業会計、明浜町水道事業会計、野村町上水道事業会計、三瓶町水道事業会計、宇和町病院事業会計、野村町病院事業会計、野村町老人保健施設事業会計の歳入歳出決算書、その関係書類を審査したので、その結果について次のとおり意見書を提出する。

1枚飛ばしまして4ページから願います。

第1、審査の総括でございます。

1、審査の対象。(1)平成15年度宇和町水道事業会計、(2)平成15年度明浜町水道事業会計、(3)平成15年度野村町上水道事業会計、(4)平成15年度三瓶町水道事業会計、(5)平成15年度宇和町病院事業会計、(6)平成15年度野村町病院事業会計、(7)平成15年度野村町老人保健施設事業会計でございます。

2、審査の期間は、平成15年7月13日から7月29日の17日間でございます。

3、審査の方針。経営の基本原則である常に企業の経済性を発揮するとともに、その本来の目的である公共の福祉を増進するように運営されているかどうか。

4、審査の方法。各会計の審査に当たっては、審査に付された決算関係書類に基づき、計数の正否について会計諸帳簿及び証拠書類と照合し、あわせて関係職員に説明を求め、事業運営が地方公営企業法等の規定に基づき適正に執行されたかについて慎重に審査した。

5、審査の結果。審査に付された決算書及び決算附属書類は、地方公営企業法等関係法令に準拠して作成されており、その計数は正確であり関係諸帳簿と符合している。各事業の経営はおおむね良好に運営されており、事務処理も適正であることを認めた。

6、審査意見。水道事業会計は今後とも限りある水源の有効利用と、需要の増大に対応した水源の確保に努めるとともに、水道料未収金の徴収については一層努力され、経営の合理化、健全化に努められたい。

病院事業会計についても、入院、外来患者の動向は今なお不確定要素が多く、総体的に収入の大幅な増加は見込めない。このことから、自治体病院が本来負われている責務を十分に理解し、上質な医療を地域住民に提供できるよう、経営の健全化、効率化に努められるとともに、未収金の徴収についても一層努力されたい。

なお、医師給与の調整、薬品購入価格の統一や野村病院の院外処方導入について検討されたいということでございます。

野村町老人保健施設事業会計については、高齢化社会の進展に伴い、地域に密着した高齢者の福祉向上に重要な役割を果たしている。施設入所者80名とデイケア25名の要支援者、要介護者の介護施設として順調に経営されている。また、通所者の受け入れ時間の延長等も実施して、経営の改善の努力はなされているということでございます。

各会計の審査の概要は次のとおりでございます。

次のページをお願いいたします。第2、宇和町水道事業会計。

事業の概要でございますが、平成15年度の事業概要は次表のとおりでございます。前年度と比較して給水人口、給水戸数ともに増加をしているものでございます。お目通しをいただきたいと思います。

有収率はつきましては、15年度は81.8%、前年と比べますと0.1%改善されているところでございます。

収益的収入でございますが、当年度の事業収益は2億8,534万8,645円、事業費用は2億2,442万9,017円でございまして、当年度純損益は6,091万9,628円でございまして、前年度と比較しますと110万6,749円の増となっているものでございます。

資本的収支でございますが、資本的収入が2,496万9,500円、資本的支出が2億755万8,002円でございまして、不足する額1億8,258万8,502円は、過年度分損益勘定留保資金1億7,569万6,241円及び消費税資本的収支調整額689万2,261円で補てんされているものでございます。

次のページでございますが、明浜町水道事業会計。

事業の概要でございますが、15年度事業概要は次表のとおりでございます。前年度と比較して給水人口は微減、給水戸数は微増となっているものでございます。

有収率は、15年度95.7%で、前年と比較しますと0.2%、これは減っておるわけでございます。

収益的収支でございますが、事業収益は1億463万410円、事業費用は1億541万9,150円で、単年度損益はマイナスの78万8,740円でございまして、前年度と比較しますと2万5,995円の増となっているものでございます。

資本的収支でございますが、資本的収入が1,656万3,500円、資本的支出は4,134万8,746円、不足する額2,478万5,146円は、当年度分損益勘定留保資金1,123万6,602円及び過年度分損益勘定留保資金254万3,953円と引き継ぎ現金1,021万5,951円、当年度分消費税資本的収支調整額78万8,740円で補てんされているものでございます。

次のページでございますが、第4、野村町上水道事業会計。

事業の概要でございますが、平成15年度の事業概要は次表のとおりである。前年度と比較して給水人口は減、給水戸数は増となっているものでございます。お目通しをいただきたいと思います。

有収率は、15年度80.8%、前年度と比べますと0.3ポイント減少しているものでございます。

収益的収支でございますが、事業収入が1億4,171万1,813円、事業費用1億1,480万9,405円、当年度純損益は2,690万2,408円、前年度と比較してみますと113万2,046円の減となっているものでございます。

資本的収支でございますが、資本的収入は1億238万9,150円、資本的支出は1億5,717万6,478円で、不足する額5,478万7,328円は、当年度分損益勘定留保資金3,688万5,292円、繰越利益剰余金

処分額1,790万2,036円で補てんされているものとさせていただきます。

三瓶町水道事業会計でございますが、事業の概要、15年度の事業概要は次表のとおりである。前年度と比較して給水人口は減、給水戸数は微増となっているものとさせていただきます。

有収率は、79.4%、前年度と比較しますとマイナスの0.6%、多少落ちておるものとさせていただきます。

収益的収支、事業収益は1億6,025万9,495円、事業費用は1億5,870万5,041円、当年度純損益は155万4,454円、前年度と比較しますと397万4,292円の減となっているものとさせていただきます。

資本的収支でございますが、資本的収入が461万円、資本的支出は4,517万723円、不足する額4,056万723円は、過年度分損益勘定留保資金4,001万1,906円及び当年度分消費税資本的収支調整額54万8,817円で補てんされているものとさせていただきます。

宇和町病院事業会計でございますが、事業の概要としましては、平成15年度の事業概要は次表のとおりであります。入院患者は年間延べ4万5,747人、1日平均125人、外来患者は年間延べ7万5,899人、1日平均309人で、前年度と比較して入院患者は1,297人、2.8%、外来患者は5,160人、6.4%の減となっているものとさせていただきます。表につきましてはお目通しをいただきたいと思っております。

収益的収支、次表のとおりでございます。事業収益は18億8,124万2,738円、事業費用は18億7,913万644円で、当年度純損益は211万2,094円で、前年度と比較しますと131万4,860円の増となっているものとさせていただきます。

資本的収支でございますが、資本的収入が8,849万5,500円、資本的支出が1億2,387万7,461円、不足する額3,538万1,961円は、当年度分損益勘定留保資金3,538万1,961円で補てんされているものとさせていただきます。

野村町病院事業会計でございますが、事業の概要としましては、入院患者は年間延べ3万6,422人、1日平均100人、外来患者は年間延べ8万9,928人、1日平均366人で、前年度と比較して入院患者は1,995人、5.8%の増、外来患者は5,687人、5.9%の減となっているものとさせていただきます。表につきましてはお目通しをいただきたいと思っております。

収益的収支、次表のとおりでございます。事業収益は16億9,683万6,781円、事業費用は16億896万3,887円、当年度純損益は8,787万2,894円で、前年度と比較しますと1,319万1,200円の減となっているものとさせていただきます。

資本的収支でございますが、資本的収入は7,331万2,000円、資本的支出が2億2,778万4,655円、不足する額1億5,447万2,655円は、過年度分損益勘定留保資金1億5,447万2,655円で補てんされているものとさせていただきます。

次のページでございますが、第8野村町老人保健施設事業会計でございますが、事業の概要、平成15年度の事業概要は次表のとおりでございます。前年度と比較して増加しているものとさせていただきます。施設利用者につきましては、当年度で3万8,053人、前年度が3万6,572人で、比較しますと1,481人、大分伸びているわけでございます。

収益的収支でございますが、事業収益は4億55万6,439円、事業費用3億9,487万6,047円、当年度純損益は568万392円で、前年度と比較しますと24万9,600円の減となっているものとさせていただきます。

資本的収支でございますが、資本的収入は279万3,000円、資本的支出は3,100万3,364円ということでございまして、不足する額2,821万364円は、過年度分損益勘定留保資金2,821万364円で補てんされているものとさせていただきます。

以上で公営企業会計決算審査の意見を終わります。

○議長 暫時休憩いたします。(休憩 午後3時25分)

○議長 再開いたします。(再開 午後3時45分)

お諮りいたします。

ただいま市長から提出されました議案第69号「南予地方水道水質検査協議会を組織する地方公共団体の数の減少について」から議案第75号「愛媛県町村議会議員公務災害補償等組合規約の変更について」までの7件及び「議員派遣の件について」を本日の日程に追加し、議題としたいと思っております。これにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長 ご異議なしと認めます。よって、8件の議案を本日の日程に追加し、議題とすることに決定いたしました。

(追加)

○議長 議案第69号「南予地方水道水質検査協議会を組織する地方公共団体の数の減少について」から議案第71号「南予地方水道水質検査協議会規約の変更について」までの3件を一括議題といたします。

理事者の説明を求めます。

○安藤建設部長 議案第69号「南予地方水道水質検査協議会を組織する地方公共団体の数の減少について」、議案第70号「南予地方水道水質検査協議会を組織する地方公共団体の数の増加について」、議案第71号「南予地方水道水質検査協議会規約の変更について」の3件一括しての提案理由のご説明を申し上げます。

平成16年9月30日をもって、内海村、御荘町、城辺町及び一本松町が合併し、あわせて南宇和上水道企業団が解散するとともに、平成16年10月1日から愛南町が発足することとなっております。これに伴い、南予地方水道水質検査協議会を組織する地方公共団体の数を減少させ、及びその数を増加させ、並びにその組合規約を改正することについて、地方自治法第252条の6第1項の規定により関係市町村の協議が必要となったことから、議会の議決を求めるものであります。

以上、3議案よろしくご審議の上、ご決定くださいますようお願い申し上げます。

○議長 理事者の説明は終わりました。

これより質疑を行います。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長 以上で質疑を終結とします。

お諮りいたします。

議案第69号から議案第71号までの3件については、会議規則第37条第2項の規定により委員会付託を省略したいと思っております。これにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長 ご異議なしと認め、そのように決定いたしました。

討論はございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長 討論なしと認めます。

お諮りいたします。

議案第69号から議案第71号までの3件は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長 ご異議なしと認めます。よって、議案第69号から議案第71号までの3件は、原案のとおり決定いたしました。

議案第72号「愛媛県市町村職員退職手当組合を組織する地方公共団体の数の減少及び組合規約の変更について」から議案第75号「愛媛県町村議会議員公務災害補償等組合規約の変更について」までの4件を一括議題といたします。

理事者の説明を求めます。

○森総務企画部長 議案第72号「愛媛県市町村職員退職手当組合を組織する地方公共団体の数の減少及び組合規約の変更について」、議案第73号「愛媛県消防団員等災害補償退職報償金組合を組織する地方公共団体の数の減少及び組合規約の変更について」、議案第74号「愛媛県市町村交通災害共済組合規約の変更について」、議案第75号「愛媛県町村議会議員公務災害補償等組合規約の変更について」一括して提案理由のご説明を申し上げます。
先ほどの南予地方水道水質検査協議会に関する議案で説明がありましたとおり、内海村、御荘町、城辺町及び一本松町が合併し、平成16年10月1日から愛南町となり、同じく魚島村、弓削町、生名村及び岩城村が合併し、同日から上島町となります。また、これらの合併によりまして、現在それぞれ町村で構成しております一部事務組合が解散いたします。これに伴いまして、愛媛県市町村職員退職手当組合等関係一部事務組合を組織する地方公共団体の数を減少させ及びその組合規約を改正することについて、市町村の合併の特例に関する法律第9条の2第1項の規定により関係市町村の協議が必要となったことから、議会の議決を求めるものであります。

以上、4議案よろしくご審議の上、ご決定くださいますようお願い申し上げます。

○議長 理事者の説明は終わりました。

これより質疑を行います。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長 以上で質疑を終結とします。

お諮りいたします。

議案第72号から議案第75号までの4件については、会議規則第37条第2項の規定により委員会付託を省略したいと思います。これにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長 ご異議なしと認め、そのように決定いたしました。

討論はございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長 討論なしと認めます。

お諮りいたします。

議案第72号から議案第75号までの4件は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長 ご異議なしと認めます。よって、議案第72号から議案第75号までの4件は、原案のとおり決定いたしました。

「議員派遣の件について」を議題といたします。

お諮りいたします。

お手元に配付いたしております本件を承認することにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長 ご異議なしと認めます。よって、「議員派遣の件について」は、本件のとおり承認することに決定いたしました。

この際、お諮りいたします。

ただいま決定いたしました議員派遣の内容につきましては、諸般の事情により変更が生じる場合には議長にご一任をお願いいたしますが、これにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長 ご異議なしと認め、そのように決定いたしました。

以上をもって本日の日程は全部終了いたしました。

本日はこれにて散会いたします。

次回は明日9月16日午前9時より一般質問及び質疑を行います。

ご苦労さまでした。

散会 午後3時53分

市議会定例会会議録（第2号）

平成16年第2回定例会(2日目) H16.9.16

- | | | |
|----|---------|---|
| 3 | 認定第15号 | 平成15年度三瓶町明浜町衛生事務組合一般会計歳入歳出決算の認定について |
| | 請願第2号 | 郵政事業の民営化反対に関する意見書採択を求める請願書 |
| | 請願第3号 | 野村警察署存続を求める請願書 |
| | 陳情第5号 | 愛媛県立野村高等学校の学級数の現状維持を求める陳情書 |
| 4 | 陳情第6号 | 地方分権推進のための「国庫補助負担金改革案」の実現を求める意見書の提出について |
| | 陳情第7号 | 農村女性の地位向上等を目指す家族経営協定普及に関する意見書採択の陳情について |
| 追加 | 意見書案第3号 | 郵政事業の民営化反対を求める意見書(案)の提出について |

本日の会議に付した事件

- | | | |
|----|---------|---|
| 1 | 一般質問 | |
| 2 | 議案第50号 | 西予市宇和町財産区議会設置条例制定について |
| | 議案第51号 | 西予市明浜町財産区議会設置条例制定について |
| | 議案第52号 | 西予市行政改革推進委員会設置条例制定について |
| | 議案第53号 | 西予市予防接種健康被害調査委員会設置条例制定について |
| | 議案第54号 | 西予市立学校施設の開放に関する条例の一部を改正する条例制定について |
| | 議案第55号 | 西予市城川総合運動公園条例の一部を改正する条例制定について |
| | 議案第56号 | 西予市社会体育施設条例の一部を改正する条例制定について |
| | 議案第57号 | 宇和運動公園施設設置及び管理条例の一部を改正する条例制定について |
| | 議案第58号 | 松尾辺地に係る総合整備計画の変更について |
| | 議案第59号 | 字界の変更について |
| | 議案第60号 | 平成16年度西予市一般会計補正予算(第1号) |
| | 議案第61号 | 平成16年度西予市国民健康保険特別会計補正予算(第1号) |
| | 議案第62号 | 平成16年度西予市老人保健特別会計補正予算(第1号) |
| | 議案第63号 | 平成16年度西予市介護保険特別会計補正予算(第1号) |
| | 議案第64号 | 平成16年度西予市簡易水道事業特別会計補正予算(第1号) |
| | 議案第65号 | 平成16年度西予市農業集落排水事業特別会計補正予算(第1号) |
| | 議案第66号 | 平成16年度西予市公共下水道事業特別会計補正予算(第1号) |
| | 議案第67号 | 平成16年度西予市病院事業会計補正予算(第2号) |
| | 議案第68号 | 平成16年度西予市上水道事業会計補正予算(第1号) |
| | 認定第1号 | 平成15年度明浜町一般会計及び特別会計歳入歳出決算の認定について |
| | 認定第2号 | 平成15年度宇和町一般会計及び特別会計歳入歳出決算の認定について |
| | 認定第3号 | 平成15年度野村町一般会計及び特別会計歳入歳出決算の認定について |
| | 認定第4号 | 平成15年度城川町一般会計及び特別会計歳入歳出決算の認定について |
| | 認定第5号 | 平成15年度三瓶町一般会計及び特別会計歳入歳出決算の認定について |
| | 認定第6号 | 平成15年度宇和町病院事業会計決算の認定について |
| | 認定第7号 | 平成15年度野村町病院事業会計決算の認定について |
| | 認定第8号 | 平成15年度明浜町上水道事業会計決算の認定について |
| | 認定第9号 | 平成15年度宇和町上水道事業会計決算の認定について |
| | 認定第10号 | 平成15年度野村町上水道事業会計決算の認定について |
| | 認定第11号 | 平成15年度三瓶町上水道事業会計決算の認定について |
| | 認定第12号 | 平成15年度野村町老人保健施設事業会計決算の認定について |
| | 認定第13号 | 平成15年度東宇和事務組合歳入歳出決算の認定について |
| | 認定第14号 | 平成15年度東宇和衛生事務組合一般会計歳入歳出決算の認定について |
| | 認定第15号 | 平成15年度三瓶町明浜町衛生事務組合一般会計歳入歳出決算の認定について |
| 3 | 請願第2号 | 郵政事業の民営化反対に関する意見書採択を求める請願書 |
| | 請願第3号 | 野村警察署存続を求める請願書 |
| | 陳情第5号 | 愛媛県立野村高等学校の学級数の現状維持を求める陳情書 |
| 4 | 陳情第6号 | 地方分権推進のための「国庫補助負担金改革案」の実現を求める意見書の提出について |
| | 陳情第7号 | 農村女性の地位向上等を目指す家族経営協定普及に関する意見書採択の陳情について |
| 追加 | 意見書案第3号 | 郵政事業の民営化反対を求める意見書(案)の提出について |

開議 午前9時00分

- 議長 皆さん、おはようございます。
ただいまの出席議員は31名であります。これより本日の会議を開きます。
本日の議事日程は、お手元に配付してあるとおりであります。

(日程1)

- 議長 これより一般質問を行います。

通告順に質問を許可いたします。

- 13番浅野泰義君 まず、質問に入りますまでに、大型で強い台風16号、18号が連続して上陸し、全国各地に大きなつめ跡を残しました。西予市におきましても、甚大なる被害が出ております。幸いにも人命にかかわるような犠牲者がなく安堵いたしておりますが、今回被害に見舞われた方々には、この場をおかりいたしまして、謹んで心よりお見舞いを申し上げます。

それでは、ただいま議長より一般質問の許可をいただきましたので、通告どおり2点の質問をさせていただきます。

- まず初めに、南海地震の防災対策についてでございますが、愛媛県は、近く災害が危惧されている南海地震に伴う津波を対象として、県沿岸域における津波の到達時刻や津波高分布など、津波の挙動を予測し、安政南海地震クラスの巨大地震津波の襲来を対象とした津波被害想定結果をまとめております。宇和海沿岸では、津波の波源域近くに位置し、南海地震の発生後30分から60分を経て津波第1波が到達し、その後20分程度の周期で津波が繰り返し襲来すると予想されます。西予市では、第1波の到達時刻は58分、最大波2.5メートルから4メートル程度に達し、特に法花津波の玉津港及び玉津漁港では、最大波4.2メートルと予想されます。また、伊津漁港では最大波3.3メートルと予想され、三瓶港では第1波の到達時刻は62分、最大波5.2メートル、三瓶漁港、隣接する垣生漁港や二及漁港では、最大波4.6メートルと予想されます。こうした漁港や港湾では、物揚げ場への遡上、浸水、防波堤を越波して、堤内地において家屋浸水被害が発生する危険性があります。特に宇和海では、津波による流動と水位の急激な変動が定置網、養殖いかだ及び養魚施設への甚大な被害並びに流出被害をもたらす危険性が高く、アワビ、サザエ、ウニ、海藻類などが死滅する水産被害も考えられるとまとめております。

津波や高潮対策が必要な海岸がある全国991市町村のうち、2003年度、4割近くが津波の防災訓練を全く実施

していないことが、国土交通、農水両省の調べでわかっております。自治体による津波の防災訓練については、法的な義務規定はないとありますが、今回台風16号で、沿岸部の明浜、三瓶両町で、高潮による床上、床下浸水の被害が発生をいたしました。今後、津波、高潮による被害を想定しての堤防や護岸施設の整備をされるのか。

また、大規模地震、台風や集中豪雨発生時には、高齢者、障害者、乳幼児などのいわゆる災害弱者の方が犠牲になる場合が多く、福井・新潟両県の集中豪雨、県内では新居浜市においても、災害弱者の方が犠牲になっております。そこで、災害弱者の援助対策として4点質問をいたします。

まず、1点目でございますが、災害弱者の実態の把握はされておるのか。2点目でございますが、緊急連絡体制の整備はされるのか。避難体制の確立はどうなのか。4点目、防災教育、訓練の充実はされるのか。

以上、市長のご答弁をお願いいたします。

続きまして、国道378号線整備計画と県道257号線依津・三瓶線の改良についてでございます。

市長はさきの市長選挙で、西予市5町をくまなく歩かれたと聞いておりますが、三瓶町は昭和の大合併から49年、その間唯一の生活道路であり、基幹道路でもある国道378号線は、いまだに未改良部分がたくさんございます。一度大災害が起これば、各地域とも孤立してしまうおそれがございます。以前、土砂災害がありましたときには迂回路がなく、通勤、通学の足は、船を利用した経緯がございます。道路、海岸、河川、港湾等の各種公共土木施設等は、ライフラインとともに市民の日常生活及び社会経済活動上欠くことのできなものであります。三瓶町民、特に北地区、南地区の住民にとりまして、本道路改良は長年の念願でもあり、特に下泊地区には、県の土捨て場があります。大型車が頻繁に通行、離合するのに大変困っております。女性、高齢者のドライバーは、恐怖感さえ抱いております。いろんな問題があるとは思いますが、ぜひ国道378号線の2車線早期改良、あわせて法面の崩壊、路面の損壊、道路施設の破壊等の危険箇所についての補強対策も考えていただきたい。

次に、県道257号線依津・三瓶線についてであります。市町村合併に当たり、国、県の合併マニュアルでは、各市町村を結ぶ幹線道、バイパス道路は、トンネルを抜いても連結するとうたわれております。本道路は、依津・三瓶線となっておりますが、蔵貫・野田間、宇和・高山線の一部連結、西予市の都市計画新設道路として要望しております野田・伊賀上バイパスを結び、西予宇和インターにつなぐ構想であります。これからの西予市の将来の展望、発展、活性化を考えたとき、必ずや欠かせない道路だと思います。大規模地震による緊急輸送路の確保、救急医療体制の確立、原発の緊急避難道路としても活用できると思います。

8月3日の自民党県連主催の知事陳情にも取り上げていただきましたが、現状の財政状況では早期に実現は難しいようではありますが、今回の知事陳情においては、各市町村の要望の約7割が道路関連だったと思います。都市計画または道路建設計画は、先を見据え、百年の大計に立った長期的展望に立って計画していかなければならないと思います。市長は、今後本道路の改良を継続して要望されるのか、また要望されるのであれば、期成同盟会等の発足するお考えはあるのか、お聞きいたします。

以上2点、私の一般質問を終わらせていただきます。

○安藤建設部長 浅野泰義議員の質問にお答えします。

1問目の南海地震の防災対策で、津波に対する堤防、護岸施設の整備についてであります。西予市の沿岸部であります明浜、三瓶町につきましては、従来より高潮対策事業として、海岸施設、漁港施設の整備を計画的に進めてまいりました。

しかし、これらの施設整備事業には、多額の費用を要するため、ほとんどが国、県の補助事業に採択をしてもらって事業の実施を行ってきております。この補助事業の整備計画の採択時に、施設の構造物の基準がありまして、その基準によりまして構造物の大きさが決定されることになっております。これまでの整備計画では、津波に対応する施設の採択基準はありませんが、現在国の方で、津波に対応できる必要な施設の調査を行っている現状と聞いております。したがって、津波に対応するには、施設のかさ上げと多額の費用が必要になるため、国、県の津波に対応する補助採択基準ができるのを受けて、事業の実施を検討していきたいと考えております。

浅野議員の2番目の国道378号線の整備計画と県道257号線依津・三瓶線の改良についてであります。ご案内のとおり、新市のまちづくり計画にも掲げております「快適で便利な生活のまちづくり」として、第1番目に地域の交通網の整備を上げております。幹線道路整備は、市内の一体感と産業、文化、生活の活性を図るためにも、最も重要な基盤整備であります。このまちづくり計画にのっとりまして、道路網の整備を強力に推進していく所存であります。

ご質問の378号線の整備計画についてであります。現在378号線で、市内においては依津バイパスと三瓶バイパスが整備計画中でありまして、今年度依津バイパスに1億円、三瓶バイパスに4億2,000万円の事業費で、県営事業として改良工事を実施いたしております。また、このバイパス工事は別に、378号線の改良整備といたしまして、8カ所で4億円、378号線の防災対策事業として、6カ所で1億1,000万円の事業費で、危険箇所の改良、防災事業の実施が予定されております。県の予算配分で公共事業は大変厳しい現状であります。さきの知事陳情におきましても、事業の早期の完成を十分に説明申し上げておりますので、今後の予算の確保に努めて、早期の改良を図っていきたく考えております。

次に、依津・三瓶線についてであります。ご案内のとおり、幹線道路網の整備で、高速道路へのアクセス道路として知事陳情をいたしたところであります。依津・三瓶線につきましては、未開通県道ということもあり、大変整備がされているのが現状であります。しかし、県道宇和・高山線、野田・伊賀上バイパスとの連絡道路として重要な路線でありますので、今後も継続して要望を行っていきたく考えております。

事業の推進に期成同盟会の発足はということでもあります。この道路は西予市内間の道路でありますので、推進協議会という名称で進めていきたいと考えております。

○森総務企画部長 浅野泰義議員の災害弱者の実態把握についてお答えをさせていただきます。

実態把握につきましては、西予市消防署及び八幡浜消防署第3分署が定期的に調査を行っておりますし、地区の民生委員も担当する区域の高齢者や障害者の把握はしていただいています。しかし、それぞれが所有している情報でありますので、その情報を精査し、照合、統一したものを行政、消防、地域が共有しなければならないと考えています。

次に、緊急連絡体制の整備について、避難体制の確立について、防災教育、訓練の充実についてであります。市町村におきましては、災害対策基本法に基づきまして地域防災計画を策定しなければならないこととなっており、西予市においても、西予市地域防災計画を策定すべく、担当者で策定を急いでいるところであります。また、東南海・南海地震に対する防災対策につきましても、この地域防災計画に東南海・南海地震防災対策推進計画を盛り込むように計画を進めているところであります。災害時における避難勧告、指示及び住民への防災情報伝達につきまして、伝達体制の再確認や無線設備等の再点検を実施し、災害時における住民への防災情報伝達に万全を期していきます。

なお、停電や無線設備の故障等による通常の伝達方法が使用不能になった場合も考慮し、代替伝達手段を確保の上、高齢者等災害時要援護者を含む住民の避難行動に遺漏がないよう、十分注意をして策定をいたしたいと考えています。

今後、住民に対しまして、住民みずからが生命、身体、または財産を守り、あわせて災害による被害を最小限にとどめるために必要な防災知識の普及、啓発を図り、災害発生に際し、敏速かつ的確な災害応急対策を実施するため、防災訓練を実施していきたいと考えております。

以上でございます。

○三好市長 浅野泰義議員の質問について、追加的に回答させていただいたと思いますけれども、浅野議員が特に以前から言われておりました依津・三瓶線の開通、この中には特に含めて宇和の野田に向けての開通ということの意味があるかと、このように思っておりますし、私も以前からその考えには賛同しておりまして、ともどもやっていきたいということを申しておりますけれども、そういう中での今回のご質問だと思います。いわゆる高速交通体系の中からいいますと、せっかく高速道路が西予市とインターまで来て、三瓶地区における三島地区、そのところが高速交通体系からちょっと外れておるといえることが言えると思います。その中で、先ほど言われました地震の問題あるいは救急の問題、特に産業面でいっては、あそこに養殖から含めたすばらしい漁業の産業があるわけでございますから、早くその物を消費地に持っていかなくてはいけないというような問題もあるかと思っております。そういう意味を含めて、私もこの問題を積極的に取り上げていきたい。そういうことで先般の知事陳情もさせていただいたわけでありまして、なかなか現状は難しいところがあります。だから、ともども10年先、20年先、できるだけ早いことにはこしたことはないわけですが、一生懸命努めさせていただきたいと思っております。

先ほど担当部長の方から言いましたとおり、期成同盟会と言わずと、市内の問題になりましたものですから、推進協議会という形で立ち上げを早いうちにさせていただきたい。できたら一緒に、伊賀上・野田バイパス等を含めた推進協議会というようなことをやっていったらいいのではなかろうかと、このように思っております。

以上です。

○2番松山清君 西予市第2回目の定例議会におきまして、発言の機会を得ましたので、通告に基づき質問いたします。

三好市長におかれましては、今回で2回目の定例議会を迎え、新生西予市への思いを実行に移していくステップを前進させていくときに来ていると思われまします。ことしは台風の当たり年と言われますが、西予市におきましても、さきの台風10号、16号、18号など多くの被害がもたらされ、その災害対応についても何かと苦労が多いとは思いますが、今回の補正予算を見ますと、女性政策室の設置に関する予算措置や産業戦略会議、西予CATVの検討に関する補正での対応など、今後の展開を期待するものであります。

そこで、まず初めに、スポーツ立市構想と温水プールの建設についてお伺いいたします。

三好市長は、西予市のビジョンの一つとしてスポーツ立市構想を掲げていましたが、それを実現するための所信をお聞かせください。愛媛県においても、武道館の建設など中予地域における施設整備は進んだものの、南予において近年スポーツ関係の施設は整備が余り進められていない状況です。西予市においても、宇和球場の照明施設や外野のラバーフェンスの整備などを進めてきましたが、新しい町が誕生して、多くの市民にとって、三好市長のスポーツ立市構想という進めべき政策は期待を持たれているところであります。

そういった中で、合併協議会の中では、温水プールを旧宇和町につくるといことが、「豊かな文化と心をはぐくむまちづくり」という中で新市の建設計画に盛り込まれています。昨今の財政難と三位一体の改革により、極めて難しい判断を求められていると思えます。三好市長は、今後の西予市の中でどのようにスポーツを位置づけ、市民の期待にこたえていく考えなのか、お伺いいたします。

また、介護の問題が、施設介護から在宅介護へ、医療介護から予防介護へと方向性が変わっていった中、市民の健康づくりにスミミングが非常に有効的であると言われております。城川保養センター乙亥ドームの中には、リハビリ用のプールや温浴施設が予定されていますが、西予市全市民、中学生から老人まで、健康づくりから競技用水泳の冬季練習に至るまで、利用できる待望の温水プールがいつごろ実現するのかお伺いいたします。

先週、鬼窪8区での懇談会の際にも、60代後半の方から、足が痛くて座ることもできないが、健康づくりのために温水プールができるのを待っていると、早くつくってくださいという切実な声を寄せられました。宇和町時代からずっと大きな期待を寄せられています。三好市長のスポーツ立市構想に位置づけ、できるだけ早く実現できないか、市長の考えをお聞かせください。

次に、西予市の医療体制充実の見通しと、市立宇和病院の整備についてお伺いいたします。

西予市が誕生して、2つの総合病院と11の診療所が市立の医療機関として市民の健康管理を担当することになりました。現在、合併したばかりであるので、今後これらの医療機関のサービスの向上を図るべく改善を進めていかなければならないと思われまします。例えば、オンラインでネットワーク化を図ることにより、遠隔地医療の充実が図れます。現状では、それぞれの医療機関が全く独立して、西予市立という名目だけ変わったようなものなのですが、今後は西予市が主体性を持って、あるべき医療機関の再構築を図っていくかなければならないのではないのでしょうか。その中で、市立宇和病院は医療環境が悪く、待合も込み合い、手狭です。西予市立の病院としては、市民は充実を切望しているところであります。市長は今後の医療機関の充実についてどう考えているのか、お聞かせ願いたいと思えます。

また、宇和病院は付近の道路改良などが40年近く前からほとんど行われていないため、患者を初め緊急自動車なども進入しにくい状況です。先日、市住宅の火災がりましたが、消防自動車も付近まで近寄ることができず、住民からは使われていない旧松葉寮解体を含めて、道路整備などの要望が強まっているところであります。市立宇和病院に関しては、施設の老朽化もあり、改善すべき点はソフト、ハードにわたって多々あると思いますが、三好市長においては高所大所立って、今後の医療機関及び市立宇和病院の環境整備を進めてほしいのですが、それについてどう考えられるのかお聞かせください。市民としては、南予の中心としての医療施設の誘致整備を望みたいのですが、市長の考えはいかがでしょうか。

次に、宇和町の水資源確保についてお伺いいたします。

ことしも宇和町の市営プールは、水不足のために使用できない期間が生じてしまいました。たった60日しかオープンしていないのに、肝心の夏休みに入って、水不足のため閉鎖を繰り返しているのが現状ですが、プールがあれほど閉鎖していたのでは、西予市としての水道インフラの整備に問題があると言わざるを得ないのではないのでしょうか。これは宇和町時代から問題として調査研究を続けてきたことですが、いまだにその問題が解決せぬまま現在引きずっております。三好市長は、毎年繰り返される水問題の解決についてどう取り組んでいこうと思っておられるのか、お伺いいたします。ことし2週間ほど夏休みの初めに閉鎖したとき、ことしもまた閉まると子どもたちが言っておりました。大変寂しい気がします。水資源の確保の見通しなどどうなっているのか、お聞かせください。

次に、西予市財産区の管理についてお伺いいたします。

合併して西予市となって、市が所有する財産も旧町時代のものを持ち寄せているため、これまでと大分変わってきています。その中でも財産区の問題があり、私たちはそれをすべて理解しているまでには至っていないと思われまします。今後は整理して、市民にわかりやすいものとしてほしいものであります。新しい議会においても、十分な理解、把握がまだできていないところがありますが、これらを今後どう管理していくのでしょうか。

また、現在の運営状況で一般財源が必要となるような事態についての議論はないのか、そのような管理と運営についての今後の方針についてお伺いしたいと思います。

最後に、宇和町商店街のカラー舗装についてお伺いいたします。

宇和町商店街のインターロッキング舗装は、平成15年度の公共下水道工事により継ぎはぎになって大変見苦しく、えいめ町並博が開催されている町として、大変肩身の狭い思いをしているところであります。自転車を乗る人は、あれだけでここは危険で、早く何とかしてほしいと訴えられています。これはカラー舗装にするよう予定されているようですが、いつ実施される計画でしょうか。最近、アンケートなども実施され、取り組みも随分前進しているようにも

と思いますが、市民は早急に実施されることを切に期待しております。日常生活にも支障が出ている現状なので、いつごろをめどに、安全に、見ばえのよい状態になるのか、お伺いいたします。

以上で質問を終わります。

○二宮教育長 それでは、松山議員の1点目の質問にお答えをいたします。
スポーツ立市構想と温水プールの建設についてであります。スポーツ立市構想につきましては、西予市まちづくり計画の中において、スポーツ活動の推進を掲げているところでございます。暮らしの中にスポーツ立市を目指し、スポーツを通じ交流人口をふやし、活気に満ちたまちづくりを目標にしております。スポーツをコミュニティーの中核と位置づけまして、各種スポーツの大会、合宿の誘致など、施策をもって社会体育の強化を図ってまいりたいと存じます。各地におけるスポーツ活動の育成強化のためには、体協と連携を密にし、地域に根差したスポーツ活動を促進し、スポーツ教室等を開設し、自主グループの育成にも努めて、スポーツにより市民相互の交流を深めていきたいと思っております。生涯スポーツの関心の高まる今日、市民がいつでも、どこでも、だれとでも気軽に参加できるスポーツ環境を提供することが必要と考えております。

しかしながら、現在西予市の体育施設はすべてにおいて老朽化が進んでおります。スポーツ立市を掲げながら、満足のいくものではないのが現状でございます。事実、市民の皆さんからも、施設の改善の要望も多数ございますが、三位一体改革によります財政は、極めて厳しい状況の中でありまして、その対応につきまして、非常に苦慮をしているところでございます。

先般、愛媛県におきましても、日本体育協会より、平成29年国民体育大会開催の内々定が打ち出されております。開催に当たりまして、西予市への競技会場についての打診が予想されるところでございます。

議員ご指摘のとおり、西予市には武道館、温水プール、公認の400メートルトラックが整備されておられません。今後西予としまして、長期的展望に立った体育施設の整備計画の策定も視野に入れ、それぞれの施設についての建設実現に向けまして、できる限りの努力をしていきたいと考えます。

また、温水プールの活用形態につきましては、健康保養センター等施設との連携を密にしまして、効率的な運用に努めたいと考えます。

以上です。

○上甲病院総括事務長 松山清議員の西予市の医療体制拡充と市立宇和病院の整備についてであります。病院事業につきましては、合併によりまして、宇和病院、野村病院の2つの市立病院ができました。当面は大学などの関係もあり、現況のまま進んでいくこととしております。

議員ご指摘のとおり、宇和病院につきましては、建築後長年を経過して、施設の老朽化もあり、いろんな面でご不便をおかけしているところであります。全体的な施設整備、環境整備につきましては、長期的展望に立って今後検討していきたいと考えます。

また、現在西予市のまちづくり総合計画を作成するのに伴い、市民の皆さんから直接ご意見をいただく市政懇談会を実施しております。いろんな貴重なご意見をいただいておりますので、市民の皆さんのご意見を踏まえて、よりよい医療を進めるよう総合計画に盛り込んでいきたいと考えます。

病院を取り巻く環境が非常に厳しい中で、西予市民の健康を守る役割の重要性を踏まえて、今後一層医療体制の充実、医療サービスに努めてまいりたいと考えております。

以上であります。

○森総務企画部長 松山議員の宇和町の水資源確保についてであります。水は自然をはぐくみ、多くの生命の根源となるもので、人と自然が共存していく上で絶対に欠かすことのできないものであります。人々の生活安定と地域の産業の発展を支えてまいりました。市内の旧町単位には、地域によって簡易水道や上水道等が整備されておりますが、小規模な施設や給水量の少ないところでは、干ばつ対策に苦慮しているところもございます。

ご質問の宇和地区は、これまで穀倉地帯として栄えた地域であります。宇和盆地と称されるように、周囲の山は低く、平坦な地形から、十分な逕流水も期待できないことから、生活用水や農業用水の確保には随分苦労してきました。また、近年では、住宅団地の整備による人口の増加や、家庭のトイレ水洗化等の住環境の整備によって水環境の整備が追いつかず、水不足が深刻な問題となっております。これまでも水量調査、ボーリング等行いましたが、場所によっては水量や水質とよい結果が得られず、十分な水確保にまでは至っていない現状であります。また、地域にとって大変貴重な資源であるがために、水利権等難しい問題も含んでおります。

明石地区におきましては、調査の結果、1日当たり600から1,000トンの水量が確保可能となり、現在ポンプアップの工事を施工しているところでありますが、今後においても水量調査等を行いながら、受益関係者に節水をお願いするなど、水環境の整備に努めてまいりたいと考えておりますので、よろしくお願いをいたしたいと思っております。

○大森産業部長 松山議員の西予市財産区の管理について、宇和町商店街カラー舗装についてのご質問にお答えいたします。

まず、4点目の西予市財産区の管理についてであります。財産区につきましては、合併に伴う財産処分の協議に基づき、野村町の野村、溪筋、中筋、貝吹、横林地区財産区及び城川町の遊子川、土居、高川、魚成地区は現行のとおり新市に引き継ぎ、宇和町の多田、中川、岩木、宇和、田之筋、下宇和財産区及び明浜町の俵津財産区の財産は、町名義の山林における地上権となっており、各町間の不均衡があることから、合併の前日に解散し、4月1日に宇和町の区域と明浜町の区域に解散した財産区の立木と土地を内容とする新たな財産区を設置いたしました。その後、愛媛県との協議を重ね、本定例議会で「西予市宇和町財産区及び西予市明浜町財産区議会設置条例制定について」を提案させていただいておりますので、ここでは説明を省かせていただきたいと思います。

なお、今後の管理運営につきましては、財産区の議会により行うこととなってまいりますが、昭和の合併協議書及び覚書の内容を尊重すべきであることから、区有林管理規則を定め、旧財産区ごとに地区管理運営委員会を置き、実質的に山林の管理に当たることとした運営方針を検討いたしております。

また、一般財源が必要になるような事態についてということでございますけれども、厳しい区の財政運営状況ではありますけれども、今のところ市の一般財源の繰り出しは考えておりません。

次に、5点目の宇和町商店街のカラー舗装についてであります。公共下水道工事によりまして掘削されました宇和町商店街カラー舗装につきましては、16、17年度事業として合併後の市町村建設計画に登載され、整備することとしております。えひめ町並博も開催されておりまして、市内外より多数の観光客でにぎわいを見せておりますことから、地元商工会、商店街からも、景観面、安全面からいち早い復旧の要請が出ているところでございます。

この商店街舗装工事予算につきましては、16年度予算の商工費、中心市街地活性化事業で既にご議決をいただいているところでございますけれども、事業は合併特例債で16、17年の2カ年を予定しておりましたけれども、財政難の折、少しでも条件のよい事業をとということで検討をしておりましたが、国庫補助事業としましてまちづくり交付金事業が採択の見通しができましたことから、現在切りかえの調整中でありまして、調整中と申しまして、既に申請は行っております。その事業は、16年度採択で16年度の実施となっております。補助事業が採択されますと、16、17年度でカラー舗装、18、19年度で中町の整備、20年度で馬場商店街舗装工事を計画しておるところであります。事業内容はより充実したものとなりますので、ご理解をいただきたいと思います。

以上、答弁とさせていただきます。

○三好市長 松山議員の西予市の医療体制の充実と市立病院の整備について、ちょっと事務長の方から先ほど回答いたしましたものにつけ加えて、話をさせていただいたと思います。

まず、西予市の病院の体制の問題でございますけれども、現在のところ、この西予市市立宇和病院が抱えておるトリートリーといいますか、そういうところが三瓶の地区の方がまだ入ってない。三瓶の方々はやはり八幡浜市立病院に対する信頼力が高いと、このように思っておりますけれども、果たして西予市となった現在、それで西予市としての責務が果たせるかどうかということを、私も考えていかなければならないと思います。

そういう中で、考え方としては2つの考え方が成ると思います。一つは、いわゆる今のように西予市の中で2つの市立病院を並立型にするのか、もう一つは総合病院化を図って一つにするのかという2つの問題があるかと、このように思いますが、この点については、議員の皆様方のいろいろなご意見のことを聞いたり、あるいは市民の皆さんのいろいろなご意見を聞いた上に判断をしなくてはならないと思っておりますけれども、基本的には、私の考え方としましては、いわゆる並立型がやはりいいのではなかろうかと、このような個人的、私の考えはそうように思っております次第でございます。

あと、病院と診療所のネットワークの問題でございますけれども、言われるように、市立病院は現在のところ2つと11の診療所があります。このネットワークを図らなくてはならないと思っておりますけれども、これにつきましては、今ほど2つの病院に対してはお互いの交流を持つような段取りをつくりました。その上に、各診療所のネットワークを図る協議会を市の内部に立ち上げていきたいと、このように思っておりますし、また医師会との調整が非常に重要になってまいります。医師会の方にもこのご意見を聞く場を持っていきたいと、このように思っております。

以上です。

○2番松山清君 ただいまご回答いただいたんですけど、さらにちょっとお伺いしたい点について、3点ばかり聞きたいと思っております。

スポーツの関係で、二宮教育長の方から、武道館、400メートルトラック、温水プールということで、今後検討していきたいというような答弁でしたが、具体的に大体どういう考え方でやっていくのか。積極的に取り組んでいただくということはわかったわけですけども、合併特例債が使えるのは10年間ですので、そのうちのどの時期にやるのか、そういった意気込みといいますか、そういったところをこの際ちょっとお聞かせいただきたいと思いますと思うわけでありま

す。それと、森総務企画部長の答弁の水の問題ですけども、明石の方で有力な水源があったということですが、これは今後のプールの問題について、近くに例えばタンクをつくったり、あるいは井戸を掘ったりとか、いろんな方法があるかと思うんですけども、これに対して、今後プールを閉鎖することなく、60日間しかないプールをこじは14日間閉鎖したということですけども、そういったことがないようにできるのか、それをお聞かせ願いたいと思います。

それと、財産区の問題について大森産業部長の方からご回答ありましたが、これまで我々今までは宇和町議会でやってきた中では、やっぱり議会の方でも財産区の方を、境界を見たり、木の生育状況を見たり、いろいろとそういったことに関してどういったふうになってくるのかということも細かく見てきたわけですが、西予市になって、どの辺にどういったものがあるのかというようなことが、我々にとってちょっと把握できてない現状であります。そういったことも、やっぱり議員として西予市の財産はしっかりと知っておきたいというような気持ちもありますので、そういった林野委員会のような組織をつくって管理していくようなお考えはないのか、それをお聞かせ願えたらと思います。

以上です。

○二宮教育長 松山議員の再質問なんですが、建設時期はいつごろかということなんですけども、これはここで何年にやりますということを明言しにくいんですけども、我々教育委員会の気持ちとしましては、一応5年以内ぐらいにはそういったことをやっていきたいという気持ちはあります。

ただ、これも先ほど申しました愛媛県の国体の単独開催ということがありますので、その辺からの打診もいろいろ相談しながら進めていきたいということでございます。

○森総務企画部長 それでは、水資源確保に関する再質問にお答えをさせていただきます。

答弁の中で申し上げました、明石の水源は600から1,000トンという量につきましては、最低限の必要量だと考えております。だから、今後夏休み中、プールを閉鎖せずにやれるかどうかというのは、天候次第でちょっと何とも言えないところだと思っておりますが、引き続きまして水源確保に調査等を進めていって、プールの閉鎖をしなくて済むように努力をしていきたいと考えます。

以上です。

○三好市長 それでは、財産区の関係でお答えしますけれども、財産区の状況を把握するために、議会とともに、旧宇和町のように林野委員会をつくらなければならないというご質問だと思いますけれども、あの林野委員会は、根本としましては、財産区の中で取り交わされた覚書、協議書に基づいてできたという、そういうのが根本的にあるかと思っております。といいますのは、旧宇和町、例えば明浜町もであります。土地につきましてはいわゆる市が、旧であった町が所有権があったと、その上に地上権をもって財産区を構成したというようなことであったと思います。今回の財産区の設立の趣旨は、その所有権まで基本的に財産区に渡していく、いわゆる城川あるいは野村にある財産区と同じように、西予市にそのように同じ状況を持つていくということになるかと思っております。そうなんです、どこまでこらえられる議員さんが財産区のことについて入っていけるか、財産区には議会ができますので、という問題ができます。だから、林野委員会という形を恐らくとれない、このように私は思っております。

しかしながら、市の財産の問題でありますので、お互い同士、その林野委員会ではなしに、協議をする場を持つのはできると、このように判断いたします。

以上です。

○3番宇都宮明宏君 まず、質問に先立ちまして、このたびのたび重なる台風によります被害を受けられた皆様方に、謹んでお見舞いを申し上げます。今後は、一日も早い復旧と、皆様のご健康を心よりお祈り申し上げます。

それでは、ただいま議長の許可を得ましたので、通告に従い一般質問をさせていただきます。

まず、下水道事業の将来展望と現状についてお伺いいたします。

下水道事業は、宅地内の下水の滞留を防止して、環境衛生の向上に資するとともに、河川、海域などの公共用水の水質汚濁を防止し、良好な水質環境を保全するために不可欠な水質保全事業であり、この西予市は肱川の源流として位置し、南予の大きな水源として、下流の人々に対し良質な水を提供する役割を持つとともに、明浜町、三瓶町の2つの海域から自然の恵みを楽しむなければならない地域であることから、この事業の必要性は今さら論じるまでもございせんが、現在市内全域で合併浄化槽事業が行われ、宇和町では公共下水道と農業集落排水事業、野村町で公共下水道事業が展開されているという状況におきまして、次の2点について伺いをいたします。

まず、この事業の目的からしまして、どれだけ多くの方が加入をしていただくか、すなわち普及率が大きな意味を持つと考えるところでありまして、その事業の中でも、特に旧宇和町における公共下水道事業につきましては、さまざまな事情により加入率が低くなって、下水道事業としての役割を果たしていけるのかどうか、心配をしているところでございます。

そこで、現在までに行われてきたこれら各事業における普及率、そして現在進行中の公共下水道事業につきましては、達成見込みの数値をお示しいただきたい。そして、仮に達成の見込み数値が低いのであれば、どのくらいの普及率

で下水道事業としての役割を果たせるとお考えか。また、加入者をふやすためにどのような対策を立てていくのか、お伺いをいたします。

次に、現在広域的な下水道事業が行われていない明浜町、城川町、三瓶町において、今後漁業集落排水事業、林業集落排水事業がその検討対象になると思いますが、これらの事業の将来像についてはどうお考えか、お伺いをいたします。

次に、過疎対策事業債の運用方法についてお伺いをいたします。

西予市が誕生しまして早くも4カ月が過ぎようとしているところでございますが、本市におきましては、旧5町における財政難と国の三位一体の改革の影響などがあり、大変厳しい財政状態のもとで市政の運営を余儀なくされているのが現実だと認識をしているところでございます。

そこで、合併による国の支援策であります合併特例債につきましては、これが報道等によりますと、財政的負担の少ない魔法のつえのように伝えられていますが、これはそれ以上の財政優遇措置のない都市部の話でありまして、過疎債や辺地債が使えるこの西予市におきましては、これをいかに有効に運用するかが重要だと考えるところでございます。

ここで、過疎債と合併特例債を比較してみますと、過疎地域自立促進特別措置法の規定により、総務大臣の指定するものについては、過疎対策事業では、起債の充当率が100%、交付税措置が70%であり、合併特例事業での同充当率95%、交付税措置70%を比較しますと、市の負担割合は、合併特例債では33.5%、過疎債では30%であることから、財政上で有利な過疎債を有効に使うことが、この厳しい財政状態で重要なことだと考えるところでございまして、市当局におきまして、当然これを承知の上で事業計画を立てていることだと思っておりますが、この過疎対策事業債の運用計画につきまして、次の3点につきお伺いいたします。

まず、過疎対策事業債の運用は、市が独自で計画して行われるものではなく、県の方針に基づき国の指定を得なければならないものですので、早急に過疎地域自立促進計画を立てる必要があると考えますが、現在この計画はどこまで進んでいるのかお伺いをいたします。

次に、西予市事業計画の中に過疎地域自立促進計画を組み入れて、総合的な事業計画を立てていく中で、合併特例事業の一部、またはその事業全体を過疎事業に変更することがあるのか。そうであれば、代表的な事例を示していただきたい。

そして最後に、事業計画を立てていく上で最も大切な過疎対策事業債の枠配分がどれくらいになるのか、許可予定額の見通しをお伺いいたします。

最後に、西予市の歌をつくることについてお伺いをいたします。

我が西予市は、住民を先頭とし、また先輩各位の努力によりまして、合併の模範と県内でも評価をされる市として順調な船出をし始めたところでございますが、旧宇和町以外の地域住民の中には、周辺部、すなわち自分たちの地域は切り捨てられてしまふのではないかと心配される声を聞くことがございます。そこで、そういった人々の不安を少しでも和らげ、また新市の一体感をつくっていく上での一助として、西予市の歌をつくることについて検討をすべきとの観点からお尋ねいたします。

歌、つまり音楽は、音程、リズム、その力、人々にいやしや感動を与えるもので、古来から人々の暮らしの中に息づいてきた大切な文化の一つであり、現在におきましては、病状回復や痴呆予防の面から、医療技術の一つとして、音楽の重要性が本格的に検証されているという時代の流れの中で、西予市の歌をつくって、人々に聞いたり、歌ったりしていただくことにより、住民の一体感につながり、ひいては西予市の未来を担う次世代の若者に、ふるさとへの愛着を忘れず育ててもらいたいとの思いから、私はぜひ西予市の歌をつくるべきだと考えるところでございます。

また、今ちょうど夏休みが終わった時期でございますが、この盆踊りのときには、例えば一つの例として、旧宇和町の地域におきましては、みんなが宇和町音頭を踊ることにより町の一体感を生み出すと同時に、子供たちに思い出をつくらせてきた面があると思われ、他の地域についても同様だろうと考えますので、西予市の歌並びに西予市音頭をつくるということにつきまして市長の考えをお伺いして、質問を終わります。

○安藤建設部長 宇都宮明宏議員の質問にお答えいたします。

1点目の下水道事業の将来展望と現状についてであります。西予市においては、自然環境を守り水質浄化するため、下水道事業の推進に努めているところであります。旧宇和町では、農業集落排水事業6処理区を実施し、公共下水道事業の宇和处理区も、平成19年4月供用開始に向けて推進いたしております。また、旧野村町においても、農業集落排水事業3処理区を実施しており、公共下水道事業の野村処理区も平成17年4月供用開始に向け整備中でございます。

議員ご指摘のとおり、下水道事業は供用開始後、より早く、多くの方に接続していただくことを前提としておりまして、受け皿はできても加入者が少なければ維持管理ができませんので、公共下水道事業の普及率が大きな意味を持ちます。宇都宮議員は、特に宇和处理区の公共下水道事業は、さまざまな事情により加入率が低く、危険な状態と危惧されておりますが、公共下水道事業として役割を果たしていけるかどうか心配していただいておりますが、議員の申されておりますさまざまな事情を精査し、普及率の向上に努めたいと考えております。旧宇和町の下水道事業は、農業集落排水事業から始まっておりまして、永長地区、神野久地区、田之筋地区、中川地区と順次供用開始をし、どの地区も普及率が80%以上となっております。各処理区とも使用料の中での維持管理を行っているのが現状であります。公共下水道事業においても、農業集落排水事業の宅内排水設備工事を参考にし、詳細にわたって検討し、普及率を上げていきたいと考えております。

普及率の見込みにつきましては、宇和处理区、野村処理区とも供用開始後5カ年の加入率を、1年目に20%、2年目に40%、3年目に55%、4年目が65%、5年目に75%を見込んでおります。最終目標は全戸接続であります。普及率が80%以上になれば役割を果たせるものと思われ、加入率が見込み数値に達するよう、啓蒙活動に努めてまいりたいと考えております。

次に、現在広域的に下水道事業を実施していない三瓶町、明浜町、城川町についての将来像であります。第2次下水道化基本構想で、三瓶町では公共下水道事業三瓶処理区、農業集落排水事業2処理区、蔵貫と皆江でございますが、漁業集落排水事業2処理区、周木と下泊、明浜町では農業集落排水事業2処理区、田之浜、俵津、漁業集落排水事業1処理区、高山、城川町では農業集落排水事業3処理区、土居、下相、魚成を計画しておりまして、この下水道化の基本構想の完成が、平成44年度を完了予定といたしております。

以上でございます。

○森総務企画部長 宇都宮明宏議員の質問にお答えいたします。

過疎対策事業債の運用について。まず、過疎地域自立促進計画の進捗についてであります。過疎地域自立促進特別措置法第6条第1項の規定によりまして、市町村計画を策定することが義務づけられております。西予市過疎地域自立促進計画の前期計画につきましては、最終年度となります16年度計画を本年6月第1回定例会においてご承認をいただき、作成したところでありますが、17年度から21年度に係る後期5カ年計画につきましては、現在計画策定の事務を進めているところであります。計画書は、市議会の議決をいただく前に、あらかじめ愛媛県に協議しなければならなくなっておりますので、その県との協議期間にもよりまして、現段階では本年12月開催予定の市議会においてご審議をお願いしたいと考えておりますので、よろしくお伺いをいたします。

続きまして、過疎対策事業への変更についてであります。合併特例債の対象事業と過疎地域自立促進計画に基づく過疎

対策事業債の関係につきましては、合併前の合併協議会の中でも説明申し上げ、ご理解をいただいているところでありますが、ほとんどの事業がいずれの計画にものせておりまして、財政的に有利になるように、その起債を使い分けるように進めているところであります。具体的には、それぞれの事業の性質や事業計画、内容により、国、県と協議をしながら、総合的に判断しまして起債の種類を決定しているところであります。したがって、もともと両計画にのせております事業ですから、合併特例債事業から過疎対策事業に変更したという事業はないのであります。

次に、過疎対策事業債の許可予定額についてであります。過疎対策事業の枠配分と許可予定額のことであります。が、これはご案内のように、国も地方も厳しい財政状況でありますので、近年発表されます地方財政計画や地方債計画も年々厳しい状況になっております。地方財政計画につきましては、平成14年度から3年連続のマイナスで、投資的な経費も削減傾向にあります。したがって、その投資的な経費の不足財源に充てる地方債の全国枠も縮減傾向にあるということになります。ただし、地方債計画を見ますと、合併特例法の期限が迫り、合併市町村が増加したことに伴いまして、合併特例債の16年度計画額は5,500億円で、昨年度に比べ3,500億円、175%の増となっております。

一方で、過疎対策事業につきましては、16年度計画額は2,945億円、昨年度に比べ185億円、5.9%の減となっております。そのほか、過疎対策事業よりも有利な辺地対策事業も16年度計画額は580億円、昨年度に比べ40億円、6.5%の減となっております。

今後三位一体の改革や合併の推進などにより、この傾向は続くことが予想されます。このような全国的な状況でありますので、一般的には愛媛県への配分、西予市への配分も厳しくなっておりますが、現在国、県に対しまして積極的に要望をしているところであります。具体的には、現在はまだ要望の途中であります。平成16年度の合併特例債は16億7,170万円を要望いたしております。

一方、平成16年度の過疎債は20億4,760万円、昨年度に比べ約1億1,950万円、6%の増、平成16年度の辺地債は1億4,500万円、昨年度に比べ約1億1,250万円、44%の減となっております。このことにつきましては、今後も国、県に対しまして積極的な要望に努めてまいりたいと思っております。

最後に、西予市の歌をつくることについてであります。旧町には、音頭や小うたなど合わせて13曲があり、これまで町のイメージソングとして多くの方々に愛され、地域の行事等の中で活用されてまいりました。これらは地域の皆さんに長く親しまれて愛着のあるものだけに、合併してもなお地域のイメージソングとして歌い継がれ、末代に伝えていたいただきたいと願っているところであります。市町村の歌は、学校の校歌や応援歌、会社の歌、団体の歌などと同じく、いわゆる団体歌と言われるもので、この団体歌は日本だけでも数十万曲存在すると言われております。市町村の歌には、町の歴史や風土、世情を背景に、あるいは将来の夢や想像を歌詞にされることから、どの歌も人々の心にいつまでも残るすばらしいものであります。

東宇和・三瓶町合併協議会では、市章や市民憲章、市の花、木、鳥、歌、キャッチフレーズ等につきまして、合併後随時制定していくという調整方針が出されているところでありまして、現在市章の選定を行っているところでもありますが、全国各地から1,559点もの応募をいただきました。現在、選定委員会で選定作業中であり、またキャッチフレーズにつきましては、総合計画の策定とあわせて制定したいと考えているところであります。

市の歌制作につきましては、今後広く意見を聞きながら検討してまいりたいと考えておりますので、よろしくお願いいたします。

以上です。

○三好市長 宇都宮議員の歌の関係、市の歌についてちょっとお答えになるかどうかわかりませんが、回答をさせていただきます。

今度、愛媛県に開催される「まなびトピア、生涯学習フェスティバル」、その歌をつくったのがこの西予市の三瓶の課長を中心とする平成教育委員会がこの歌を作词作曲やります。そういうような能力のある、この西予市の中にこのような方も存在しておりますし、先般三瓶の夏の成人式をやらさせていただきました。その幕合いに、これはあくまでも余興でありますけれども、その平成教育委員会が西予市の歌をフォーク調につくっております。非常になじみやすいなと思ったんですが、こういう歌が西予市の中にも、本当に皆さんが考えられて、つくられていたら非常にいいなと思いついてあります。

以上です。

○3番宇都宮明宏君 具体的に丁寧なお答えをいただきましてありがとうございます。

まず、下水道事業の方、今現在旧町内の宇和町の分でございますが、これの5年計画を今具体的な数字で20%、40%、そして最終的に75、80%を目指すというお答えでありましたけれども、これ現在工事をされている中で、前回の議会でもいろいろほかの議員から発言があったように、この工事のアフターケアといいますが、これに対して住民の不満が多少あるようでございますので、こころを留意して工事を進めていただくようお願いいたします。

そして、3番目の西予市の歌でございますが、今度西予市としても合併記念式典を計画されているようでございますので、できるならばこれに間に合うように、ぜひとも歌をつくっていただければと思います。答弁は要りませんので。

○議長 暫時休憩いたします。10時35分に再開いたします。(休憩 午前10時22分)

○議長 再開いたします。(再開 午前10時35分)

○18番市頭勇君 たいま議長の方から発言の許可をいただきましたので、事前に通告をしておりました3点につきまして質問をし、理事者の所見を伺いたいと思っております。よろしくお願いいたします。

最初に、生活雑排水の処理事業の進捗状況についてであります。この件につきましては、今先ほど宇都宮議員の方からも質問があり、重複をする点が多いわけでございますが、事前に通告をしておりましたので、ひとつご理解、ご承知をいただきたいと思います。よろしくお願いいたします。

生活雑排水の処理事業の進捗状況について。

今21世紀は、環境と福祉の時代であると言われております。住民のより快適な環境整備等を図り、あわせて生活雑排水処理対策事業として、市内全域で公共下水道事業、集落排水事業、さらに合併浄化槽事業が展開をされておりますが、その事業の進捗状況と将来の計画等について、次の3点について伺います。

最初に、現在宇和町、野村町で施行をしている公共下水道事業の進捗状況と、下水道事業で対象となる地域すべてが供用開始になるのは何年度ごろになるのか伺います。

次に、2番目として、西予市市内での集落排水事業と合併浄化槽事業の現在の設置普及状況と、それぞれの将来の計画はどのようになっているのか伺います。

次に、3点目として、市内全域で生活雑排水処理対策事業がすべて完了する目標年度はいつごろに置かれておられるのか伺います。

以上、生活排水処理対策に関する3点について、理事者の所見を伺います。

次に、野村警察署の統合について伺います。

県内警察署の統廃合問題が浮上し、署管轄の住民にとって治安の象徴とも言える警察がなくなれば、安心して生活を送る上で大きな問題があります。その統廃合の対象として野村警察署が上げられ、署管内の住民は治安の悪化を強く懸念しており、特に野村署管内は広大で山間部が多く、県境に接し、野村署がなくなることにより、事件、事故への迅速

な対応が困難になる、そのことを予測されております。野村警察署の存続を求めて、地元住民は約8,000有余名の署名をし、知事や県警本部長に提出をされております。この現状を踏まえて、地域住民の切実な野村署の存続にこたえるべきであると思いますが、市長の所見を伺いたいと思います。

次、3番目に補助金の見直しについて伺います。

今、国、地方においては財政危機状況に置かれ、これに加えて三位一体の改革、さらに少子・高齢化社会の進行により、地方においては今後ますます厳しさは増大し、財政の硬直化が一段と進んでいくものと予測されます。

そのような中、さきの6月定例議会において、西予市誕生最初の平成16年度の西予市一般会計予算を見ますと、緊縮財政になっており、今後予想される三位一体改革、地方分権の推進の中で、合併直後の西予市にとっても、年ごとに財政危機状況が増すものと思われます。財政状況の中で市の予算を見ますと、全般的に市単独補助事業においては減額になった予算編成でありました。この厳しい財政状況を乗り切るためには、将来の課題として、市単独補助事業等においては決算管理、事業報告等を考慮して、補助金の削減等については、今後幅広く学識経験者等を含めた補助金の検討委員会的な諮問機関を設けて、財政危機を乗り越え、市民の負担にこたえるべきであると思いますが、市長の所見を伺いたいと思います。

以上をもちまして、私の一般質問を終わります。

○安藤建設部長 兵頭勇議員の質問にお答えいたします。

1番目の生活雑排水処理事業の進捗状況についてであります。そのうち1点目でございますが、西予市公共下水道事業は、宇和処理区、野村処理区の2カ所で、双方とも1次認可をいただき、現在施行中であります。野村処理区は平成17年4月の供用開始を目指し、管路工事、処理場の場内整備を実施いたしております。現在の進捗率は約85%となっております。全体では、今年度2次認可を申請し、平成27年度完了を予定いたしております。宇和処理区につきましては、2年おくれの平成19年4月の供用開始を目指し、管路工事、処理場内の整備工事を実施いたしております。管路工事でウエートを占めております推進工法が未着手のため、進捗率は現在約40%となっております。全体では平成17年度に2次認可を申請し、平成30年度完了を予定いたしております。他町におきましては、公共下水道で対応する地域では、三瓶町で三瓶処理区を計画しており、第2次下水道化基本構想で平成44年度完了予定であります。

2点目でございますが、西予市内の農業集落排水事業は、宇和町で8処理区計画しており、うち4処理区、処理人口は3,885人ですが、供用開始をいたしております。野村処理区では7処理区計画し、うち3処理区、処理人口は現在453人ですが、供用開始をいたしております。三瓶町では、そのほか農業集落排水事業を2カ所、漁業集落排水事業も2カ所、明浜町では農業集落排水事業が2カ所、漁業集落排水事業が1カ所、城川町では農業集落排水事業を3カ所計画いたしております。各集落排水事業は、平成40年度完了予定といたしております。現在、西予市全体の普及率でございますが、農業集落排水事業で、全体で9.2%、小型合併浄化槽で18.2%になっているのが現在の状況であります。

3点目の全体の完了する目標年度であります。さきに申し上げましたが、西予市の生活雑排水処理は、公共下水道事業及び農業集落排水事業、漁業集落排水事業、それから小型合併浄化槽で計画をし、地域の状況を把握した上で各事業の連携事業も取り入れ、的確な事業の推進を図り、第2次下水道化基本構想に沿って、平成44年度を目標に整備をいたしております。

以上でございます。

○森総務企画部長 野村警察署の統合につきましては、後で市長が答弁をいたしますので、先に補助金の見直しについてお答えをいたします。

今や国、地方の借金は約7兆円と言われており、国、地方を問わず財政状況は危機状態、深く申しますと破綻状態に陥っていると言っても過言ではありません。また、このような状態になったことは、何人においても物事を先送りし、現実には目を向けなかった過去の蓄積によるものと考えざるを得ません。そのような厳しい財政状況という荒波へ、西予丸は4万7,000人の市民を乗せ船出をしたわけでありますので、高波にもまれ、事故に遭わないために、常に過去の航海日誌を脳裏に刻み、安全航海をしなければならないと肝に銘じています。そのためには、財政構造の抜本的な見直しを早急に行い、健全財政の構築に向けて鋭意努力をいたす所存でございます。

それでは、市単独補助金の見直しについて、今後の具体的な取り組み方を申しますと、総務課行政係が6つの重点項目を掲げ、助役を本部長とし、民間の方たちを含めた行政改革の推進に取り組み段階となっております。その重点項目の中で、健全財政運営という部門が設けられていますので、その部会の中で特別チームを編成した上で調査研究を行い、たいと考えております。また、この調査研究の成果を踏まえた上で、懇話会的な場の中で、住民の皆様の声を拝聴しながら議論を重ね、正当かつ妥当な補助金を見出してまいりたいと、このように考えておりますので、ご理解を賜りますようよろしくお願い申し上げます。

以上です。

○三好市長 それでは、兵頭勇議員の野村警察署の統合について回答させていただいたと思います。

本年7月に、愛媛県警察本部が実施されたパブリックコメントで示されました警察署統合案によりますと、小規模警察の脆弱な体質を見直し、パトカー前進待機によるパトロールの強化や、空き駐在所の改善により駐在所活動の充実、事件、事故発生時には捜査員を投入して迅速な対応を図るなど、統合によるスケールメリット、いわゆる統合効果を生かした待機機能を図るということと言われておりまして、対象として小規模3署の選定がされたその理由として、第1番目に管内の事件、事故発生状況の治安情勢、第2に管内の交通事情等の地理的情勢、第3に隣接警察署との時間的、距離的接近性、第4に管内区域の人口、面積等を含めて総合的に勘案した上で、統合警察署の機動力や初動捜査体制、夜間体制等が強化され、事件、事故等に対して効率的に機能するために必要な体制が確立し、地域全体の治安向上が図られるか、統合される警察署にかかわって設置する大型の交番において所要の初動対応が可能かと、以上の観点から統合する警察を選定したと、こうされております。

野村署を統合することにより野村交番になる後の体制については、第1番目に、警部級の交番所長以下10人程度の警察官を配置する。第2に、管内の8カ所の駐在所は従来どおり、駐在所勤務のパトカー乗務等が軽減され、本来の地域活動時間が3割ぐらいアップして、警戒力が確保される。第3番目に、夜間は交番副所長に加えて、本署から当直員及び当番勤務のパトロール勤務員により夜間の警備体制を確保する。第4番目に、パトカー1台は野村交番を拠点として置くこと、このようにされております。そういう体制になるのかということでありました。

これに対して、野村、城川では、野村署の宇和署への統合反対の運動が起こっておりまして、先ほど言われましたとおり8,000人の署名が集まっておりまして、知事あるいは県警本部長へ存続を求める要望書を提出されておるといことは、私も承知しているところでございます。これに対して、野村地区と城川地区の住民の方の考えを聞いてみますと、この問題について少し差があるように思っております。

まず、城川地区におきましては、まず第1番目として、警察署はできれば統合しないほしい。2番目に、城川地区内では、統合後の交番で現在の住民サービスがほぼ80%引き続き取り扱われるということ。空き駐在所が改善し、より地域に密着した活動が行われるとの説明とおりであれば、昨今の状況から統合もやむを得ないのではないかと考えております。

一方、野村地区におきましては、高齢化、面積の広さ、地理的遠隔性あるいは過疎化、また犯罪の広域化、巧妙化な

どから、野村警察署の存続を求める声が多いと。ただ、現在の駐在署がある地区の意見は、恐らく城川の意見と似ておるのではないかと、このように拝察いたします。

また、県警本部の考えを聞いてみますと、今の統合の考えを変更する考えはないとのことであります。本会議において会長を務められております緒方真澄氏、この会は野村署存続要望会という会でありますが、から存続要望の決議を求める請願書が本会議に出されております。私としましては、この議会の考えをお聞きするとともに、住民の声を聞いて態度を決めていきたいと、このように思っております次第でございます。

以上です。

○18番兵頭勇君 ただいまの市長の答弁に対しまして、追加質問とお願いやらをしておきたいというふうに思います。

ちょうど野村警察署の統合の問題であります、一昨日、14日であったと思いますが、野村の公民館におきまして、第2回目のこの統廃合の説明会と意見を聞く会がありました。その席に参加をさせていただいたわけでございますが、出席者は少ない状況でありましたが、その中ではやはり精細な意見として、統合の中で、宇和署になりますか西予署になりますか、宇和に統合された、野村は大型交番になる、その大型交番が時代とともに中型になり、時代とともに小型になるのではないかとというような心配、懸念がなされました。現在、24名程度の野村署の署員体制であると思いますが、大型交番になりますと、十七、八名になるという説明であります。

そのような中で、今市長さんも申されましたように、県警のなぜするのかという説明はわからなくてもないわけでありますが、広大な署管内の面積を有するという点と、少子・高齢化の中で高齢者が多いというような中で、治安の悪化を署管内の住民は心配をしております。そういうような点を考慮していただきまして、県警に対しまして強い存続の要望を重ねてお願いをするものであります。身勝手ではありますが、答弁は要りませんが、よろしくお願いいたします。

○23番菊地ミズギ君 まず初めに、先般台風で10号、16号、18号で災害を受けられました市民の皆様に、心よりお見舞いを申し上げますとともに、一日も早い復旧をお祈りいたします。

議長より許可をいただきましたので、通告とおり2点質問させていただきます。

豊かな自然と生活環境を守っていくことは、我々ばかりではなく、子々孫々のためにも重要なことであります。昔は、川を制する者は国を制すると言われましたが、現在はごみが大きな政治的課題であると申しても過言ではありません。住民から排出されるごみは年々増加の一途をたどり、莫大な費用がかかっており、全国自治体の悩みの種でもあります。

まず1点目は、ごみの減量化と資源節約の観点から、レジ袋削減の取り組みについて質問をいたします。

かつては、主婦の方が買い物かごを下げてお店に買い物に出かけるというのが一般的でございましたが、今は手ぶらで行き、ビニール袋を下げて帰るのが当然のことになっております。そうしたことが、ごみをふやし、石油資源を大量に消費し、環境汚染につながっていると申しても過言ではありません。

愛知県豊田市では、ごみの原因となる過剰包装、ビニール袋などをなくすねらいとして、消費者グループ、女性団体などと市内の大手スーパーとも提携し、買い物袋の持参運動を続けております。山梨県長坂町では、ごみ減量対策の一環として、町内統一の買い物袋をつくり、各家庭に配付されております。ごみの減量と同時に袋代が浮くことで、商店のサービス向上にもつながっているのではないかと期待しておられますようです。東京都杉並区も、レジ袋削減推進協議会を2002年5月に設立され、目標数を掲げ、消費者、スーパー、小売店、コンビニなど一体になって「ノーレジ袋の日」、レジ袋を辞めた買い物客に5円を割り引くとか、スタンプを押して、何回か集めたら換金してもらっておられるようでございます。目標をはるかに上回っているようでございます。東京都品川区でも、区民挙げて2002年10月にノーレジ袋運動をスタートさせております。

手法は、それぞれ違いますが、レジ袋削減の取り組みは、全国の自治体に着実に広がっております。小さいことではございますが、大きな成果を上げております。西予市おきまして、ごみ問題は重要な課題と考えます。レジ袋削減の取り組みについて、市長の考えをお伺いいたします。

2点目は、災害弱者のデータ把握について質問いたします。

9月1日は「防災の日」でございます。8月30日から9月5日までの防災週間には、各地で防災訓練など諸行事が行われました。防災週間に入った8月30日に、台風16号が日本列島全域に猛威を奮い、深い傷跡を残しました。その犠牲者の多くがひとり暮らしのお年寄り高齢者世帯です。災害が発生し、避難をしなければならない際に、手助けが必要な高齢者や身体障害者がどこにいてかというデータを把握し、管理し、救助の体制を確立していく必要があるのではないのでしょうか。災害は、豪雨ばかりでなく、地震、地すべり、火災といろいろあり、発生の予測しがたいものもあります。災害が発生した場合、避難をしなければならないかどうか、また避難しなければならないとき、手助けを必要とする方がどの家庭におられるのか、これはその場になって調べるのでは手おくれであります。日常からそういうことに調査していかねばなりません。手間暇かけて調査しても、活用されないかもしれません。がしかし、むしろ活用されないことが望ましいのでありますが、南海地震も予測されております。市長は弱者のデータを把握し、管理し、救助体制を整備しておくことについていかがお考えか、お伺いいたします。

以上2点、私の質問といたします。

○松本生活福祉部長 それでは、菊地議員さんのご質問にお答えをさせていただきます。

1点目のレジ袋削減の取り組みについてでございますが、このごみの減量化につきましては、菊地議員ご指摘のとおり、全国の自治体が頭を悩ませている問題の一つであります。ふえ続けるごみを少しでも減量するよう、西予市では電気生ごみ処理機を購入した場合、限度額を2万円として、購入額2分の1について補助をする制度を創設いたしております。一方、ごみ袋の有料化や粗大ごみにつきまして一部負担をお願いしており、少しでもごみの減量化につながるように努めているところであります。

ご質問のレジ袋削減に向けての取り組みについてでございますが、各自治体が工夫を凝らし、さまざまな取り組みをしているようであります。先ほどありました東京都品川区の商店街では、買い物袋を持参の方にエココインがもらえ、1枚2点として、250枚集めると500円の区内共通の商品券と交換できる制度をつくっているようであります。また、杉並区では、杉並環境目的税、いわゆるレジ袋税条例を平成12年3月に可決し、レジ袋1枚につき5円を課税しているようであります。西予市内のお店でも、買い物袋持参の方にスタンプカードを渡し、一定のスタンプがそろったと、その店の商品を割り引きする制度を取り入れている店もあるように聞いておりますが、まだ大きな運動につながっていないようであります。

愛媛県では、毎年10月1日から31日までの1カ月間、環境に優しい買い物キャンペーンを実施しており、旧宇和町では毎年この時期に、広報への掲載や回覧による買い物袋持参運動の普及を呼びかけております。今年度は西予市全体にも啓蒙をしてまいりたいと準備をいたしておりますところでありますが、このエコバックの普及は、行政だけが叫んでも、消費者の協力がなければ推し進めることができない問題だと考えております。全国各地で取り組んでいる事例等も研究し、今後女性団体や消費者グループ、また商工業者とも協議をして、レジ袋を含むごみの削減に取り組んでまいりたいと考えております。

次には、2点目の災害弱者のデータ把握についてでございますが、ご指摘のとおり、災害が発生した場合における市民の生命、財産を守るの、市政の中でも最重要な課題であることは十分承知をいたしているところであります。中でも、高齢者や重度障害者等災害弱者の避難、救助体制を整える対策は必要不可欠であろうと考えています。

現在西予市では、先ほど総務企画部長の答弁にもありましたように、西予市消防署と八幡浜消防署第3分署で、65歳以上の高齢者を対象とした独居高齢者の調査を毎年実施いたしております。西予市消防署では、12月に明浜・宇和地区、3月に野村・城川地区の独居世帯を見回っており、八幡浜消防署第3分署では、春、秋の火災予防運動期間中に、三瓶地区の北・南地区を、4月から8月にかけて東地区の独居世帯の調査を行っております。その調査データは独居老人防火診断調査票に記載され、保管されております。調査票には身寄りの有無や付近の見取り図、家屋の状況など必要とされる内容が記載されておりますので、そのデータを共有することが大切であろうと考えております。15年度の世帯数は変動がありますが、おおむね1,800世帯の対象者がおられるようであります。しかし、この中には自立できている人も多く含まれておりますので、その辺は精査する必要があるだろうと感じております。

一方、重度障害者の把握につきましては、障害の種類がそれぞれ異なり、実際に手助けが必要な方については、明確な把握ができていない状況であります。直接障害者福祉を担当している職員には、その状態がわかっており、介護が必要とされる災害弱者の把握は可能でありますので、早急に調査を行いたいと、このように考えております。

また、地区の民生委員もそれぞれ担当する区域内の災害弱者と言われる高齢者や障害者を把握しておりますので、それらを照合、調整し、統一した情報として共有を図ってまいりたいと考えております。

今後の対応といたしましては、福祉、消防、地域が一体となり、いざ災害が発生した場合には、迅速に災害弱者を救出できる体制を整えてまいりたいと、このように考えております。

以上であります。

○三好市長 菊地ミズギ議員の質問についてお答えします。

さすがに女性議員として、細かい、本当に住民の生活に密着した質問をいただいたと、このように思っております。私が今言っております女性の声を市政に反映する仕組み、そういうことを議員として地にいていただいていると、このように感謝しておりますし、私もそういう声をしっかり受けとめて、この市政の中にやっていきたいと、このように思っております。

特にレジ袋につきましては、これは環境問題としてとらえていく必要があるかと思っております。したがって、この問題は、先ほどの回答にもありましたが、市だけが買い物袋持参運動等唱えてもなかなかできない。したがって、住民の皆さん方のいろいろなご意見を聞きながら、またご協力を受けて方向を見出していかなくては徹底できないと、このように思っております。ぜひとも市民の皆様のご協力もお願いしたいと、このように思います。

以上です。

○23番菊地ミズギ君 大変詳しく、前向きなご答弁をいただきまして、よく理解をいたしまして、前向きに進めていただきたいと思います。

1点だけ質問させていただいて終わりにしたいと思います。防災のことでございますが、16号のときで、市民の声なんでもございですが、雨や風の音がひどくてマイク放送が聞こえなかったと。水が多く家の中に入ってくるのに、どうしていいかわからなかったというお年寄りの声がたくさんございました。それで、避難所のとこと、避難所もつくっていただいていたんですが、どうして行っていいかわからないという、そして消防の方たちが見回りをよくしていただいたそうでございますが、声かけがなかった、何か言ってほしかった、どこへ行ったらいいのとか。そこで、マイク放送のかわりじゃないですけど、やはり伝達体制の不備だと思いますが、この点につきましてちょっとご意見をお伺いしたいと思います。よろしくお願ひいたします。

○三好市長 今ほどの菊地議員の防災体制の問題についてお答えしたいと思います。

今回、私も台風が頻りに襲来して、この防災体制の問題について改めて思ったわけですが、旧それぞれの5町もそれぞれの体制を整えられておりましたが、西予市になったときに、初めての大きなやつが次々と来たものですから、体制的に不備であった、連絡網が不備であったということについては私も感じました。したがって、その体制の強化をやらなければならない、消防団長とも話しております、その連絡網のしっかりしたものをやらなくてはいいないということを、しっかり今回受けとめておる次第でございます。

また、西予市の管内で、三瓶地区では防災行政無線が各戸に入っていないという状況だと今思われますが、この辺も将来に向けた課題になると、今回のみみたいなケースであつたらと思います。室内に全部ありましたら、今の聞こえないという問題がないわけでございますので、その課題を今後一生懸命検討課題とさせていただきますと、このように思います。

以上です。

○4番松島義幸君 皆さん、こんにちは。

通告に従いまして、質問させていただきます。

それでは、まず1点目、水産業活性化における加工業の振興について。

西予市における産業別就業者数は、平成12年国勢調査によると、就業者数2万2,774人のうち、第1次産業に従事する人が5,418人で、全体の23.8%、県平均の10%を大きく上回り、非常に高い構成比率で依存度が高くなっております。産物は海、山の豊かな自然環境と先人の知恵によりはぐくまれた多種多様なものが生産されております。その第1次産業の農林水産業を取り巻く環境は厳しく、価格の低迷による総生産額の停滞、就業者数の高齢化や後継者不足が進行し、就業者数は年々減少しており、その歯どめが大きな課題となっております。

三好市長は、公約に西予市の海拔ゼロメートルから1,400メートルの特性を生かした産地づくりや特産品の開発を掲げておられ、所信表明でも基幹産業である農林水産業の育成を基本に据え、産業構造の質的転換を図るため、産業戦略会議を創設したいと述べておられます。私といたしましては大いに期待しているところでございます。今後、第1次産業の活性化を目指して、広域的な視点で環境共創型を基本に、第1次、第2次、第3次産業を有機的に組み合わせ、生産から販売までを組み込んだ第6次産業の創造を積極的に進めるべきだと考えています。その一環として、生産業の活性化のために、海産物の高付加価値化を目指した食品加工場の設置等による加工業の振興が必要であると思っております。それが漁家の経営基盤の強化につながると考えていますが、市長のお考えをお伺いいたします。

また、西予市内に設置されている公共の産業関連施設の広域的な有効利用についても推進する必要があるのではないかと考えていますが、この点についても市長のお考えをお伺いいたします。

それでは、2点目の西中学校跡地活用事業について。

明浜地区の人口は国勢調査調べで、平成2年、5,574人、平成12年、4,678人と、10年間で896人、16.1%の減となっております。年齢階層別人口比率は、65歳以上が平成2年、25.64%、平成12年、37.24%で、11.6%の増となっております。15歳未満は平成2年、14.15%、平成12年、10.86%で、3.29%の減となっております。高齢化・少子化が急激に進行しております。このような状況から判断して、今後より一層の過疎地域になることが予想され、深刻な問題となっております。

その対応策として、U・I・ターン者を含む若者の定住を推進するための雇用の場づくりが急務となっております。その方策として、今後の超高齢化社会を背景に、明浜地区の温暖な気候と穏やかな自然環境を生かしたウエルネスタウン化を推進していくことが必要だと考えております。具体的には、新市建設計画に盛り込まれている西中学校跡地活用事業として、今後も安定的な需要が見込まれる老人福祉施設を誘致または設置することにより、高齢者福祉の充実とともに、雇用の場が拡大される若者の定住が見込まれると考えております。運営方式は、財政逼迫の折から、民設民営方式を最優先にするのがよいのではないかと考えていますが、西中学校跡地活用事業の実施について、市長の考えをお伺い

いたします。

また、この西中学校跡地利用については、旧明浜町において、明浜西中学校跡地利用計画委員会で検討、答申がなされたと聞いております。また、国庫支出金についても返還の可能性があるかと聞いております。この点についてもどのような状況なのかお伺いいたします。

以上です。よろしく申し上げます。

○大森産業部長 それでは、松島義幸議員のご質問についてお答えをいたします。

水産業活性化における加工業の振興についてであります。ご案内のとおり、第1次産業は自然に影響されるところが大きく、ことしの台風災害や水質汚濁、赤潮発生による水産環境の悪化は、漁獲高の減少、病気の発生、真珠等の品質の低下を招いております。さらに、日本経済の長期低迷と輸入農産物の増加によりまして、価格の低迷は長期に至るものとなっております。水産所得の低下を招いております。

西予市は第1次産業に従事する者の割合が非常に高く、生活面において非常に深刻な状況になっております。経済の急速なグローバル化を背景に、地方においてこれから期待される産業は、健康、福祉、環境、観光とバイオ、ITを組み合わせた産業とも言われております。水産業、海産物、これらを融合させ、開発することで、これから成長する産業になり得るものと思っております。消費者のニーズを的確かつ迅速につかみ、単に海産物の製造業化のみでなく、加工等により付加価値化による水産業の活性化を図る必要があります。

西予市においては、新しい水産加工品の開発で水産業の育成を図り、所得の向上と若年者の雇用機会の創出を図るべく、産業創造戦略会議を立ち上げるというふうにしてありますが、そこで研究、検討をしてみたいと考えております。ただ、この戦略会議につきましては、今準備をして、その準備会を立ち上げたところでございますので、また議員各位の皆様には、意見、ご指導を賜りたいというふうを考えております。

なお、第三セクターほかの公共の産業施設につきましては、西予市に住んでいる皆さん方の施設でありますので、ただこれは調整が必要かとは思いますが、有効に利用をしていただきたいというふうに考えております。

以上、答弁とさせていただきます。

○二宮教育長 それでは、松島議員の第2点目につきまして答弁をいたします。

西中学校跡地の活用事業についてであります。明浜西中学校の跡地利用につきましては、統合が決定いたしました後の平成12年11月に、明浜西中学校跡地利用計画委員会を設置して検討を重ね、平成13年11月に答申を受け、合併協議会の市町村建設計画に福祉増進施設、スポーツレクリエーション施設、交流施設等の事業として活用を盛り込んでおるところでございます。現状におきましては、教育施設、福祉施設ともに具体的な案はまだ出ておりません。今後この建設計画をもとにしまして、必要性を勘案しながら、社会福祉や生涯学習の向上を図るため検討をしていく考えてございます。

また、運動場は体育施設とし、校舎は総合支所の庁舎とし、財産処分を国に報告しております。財産処分におけます国庫納付金につきましては、校舎の建設費及び60年の大規模改修に係る国庫補助金が該当しますが、転用する場合、福祉や教育施設などの公的目的で使用する場合は、国庫補助金の返還が不要となります。そのような事業を推進したいと考えております。

また、運営につきましては、公設民営、または民設民営等いろいろ考えられますけれども、それぞれの形態を考えながら、高齢者の本当に建ててよかったというような施設にしたいと考えております。また、その運用につきましては、それぞれの施設と連携を取りながら、効率的な運用に努めたいと考えております。

以上です。

○三好市長 松島議員の2点について、私の方から追加的にご説明をしたらと思います。

まず、水産業の加工等を含めた産業の創造であります。これは私が申しております産業創造戦略会議を立ち上げて、いろいろなご意見を聞いて、そういう方向の中で考えていきたいと思うんですが、この私の目指す産業創造戦略会議、これはあくまでも仮称でございますけれども、地域にそれぞれある今の産業素材といいますが、そういうものを有機的に結合して、また新たな何かができるのではないかと、そういう知恵は市民の皆さんの中にあるのではないかと、このように思っております。今ほど言われる水産業の問題にしても、この西予市の中に持つと大きな産業形態でございます。したがって、そういう一つの今の状態からステップアップできるような状態ができる可能性を探っていけたら、この戦略会議の中にいいのではないかと、このように思っておりますので、またともに知恵を出していただけたらと思うわけでございます。

また、西中学校の跡地利用については、今ほど教育長が申しましたとおりであります。私も福祉の問題で言いますと、小規模多機能施設をこの西予市の中に、将来に向けても各校区に1つぐらいつくってきたいなというような発想を持っております。今月の初めに、第1号の安心の家、田之筋地区の新城でできました。小規模多機能であります。地域の中でやはりそういう福祉を担える状態が、この高齢化の早い西予市の中にはあるのではないかと、そういう中で、今ほどの西中跡地も考える素地があるのではないかと、このように思っております次第であります。また、よろしくお知恵をいただけたらと思うわけでございます。お願いいたします。

○4番松島義幸君 身に余るご回答ありがとうございました。再質問ではありませんが、1つだけお願いをしておきたいことがあります。

1点目の第1次産業に関連がありますので、理事者側をお願いをいたします。今回の台風10号から始まりまして18号まで、ご存じのようになんかの大きな傷跡をつけて去っていきました。川の崩壊、山の土砂災害、これは私はある程度目に見えますから、だれが見てもわかると思うんですが、この明浜町のかんきつ災害にしましては、その災害の跡、日に日に増えています。きのう、私たちも会議をしたわけなんです。ざっと6億円ぐらいの被害になるうとしております。これは平成3年の19号台風のときに、私もそうだったわけなんです。かなりの被害で、もう何もかもが破壊寸前でありました。そのときに、改植をやろうとみんながやったわけなんです。今回にしましては、その平成3年のときのようありません。本日ももうこれ困っております。そのために、私50年生きてきたわけなんです。私の50年間の間でこれほど危機はないと思っております。そのことを十分理事者側の方は理解していただきまして、今後十分な優しい手を伸べていただけたら光栄と思っておりますので、お願いばかりでまことに申しわけありませんが、私のお願いの言葉にかえさせていただきます。答弁要りません。

○30番坂本隆重君 私は通告に基づき、2点について質問をいたします。

質問の第1点は、農業の振興について。

農家では稲作の減反政策で、米だけでは経営が成り立たない状態に今あります。幸い西予市は自然環境に恵まれ、豊富な農産物を有している。一方、販売では、物産館を市外に向けての直販所、アンテナショップ、またインターネットの活用が必要ではないか。今までの農業は採算が合うか否かによる市場原理でコストの削減を図ってきた。輸入品は東南アジアの人件費の安い農産物が輸入され、海外産の野菜や食品が今後も競争力を保ちつつ輸入されるのではないかと懸念されております。今や国内の自給率は40%と、45%に至るには、農政局では10年かかるんじゃないかというような見通ししております。生産者が価格をつけられる付加価値の高い農産物をつくる必要があるのではないかと、生きる道は、食品の安全性と健康を重視した消費者のニーズを生産に生かした、いかに反映させていくべきではないか、このように思っております。

そのためには、減農薬、有機栽培等へのシフトがえが必要ではないか。また、消費者との連携による地産地消の推進、具体的に例を挙げると学校給食への対応、そのためには必要量の問題が生じると思うのですが、それは契約栽培によってカバーできるのではないか。市当局の今後の取り組み方について、また対応についてお伺いをいたします。

質問の第2点は、宇和病院の電子カルテ化とほかの医療機関との連携についてお伺いをいたします。

現在の宇和病院は、特に待ち時間が非常に長い、そして待合所が狭い、どうにかならないか、看護師さんの対応が悪いのではないかと、よくつわさがたちます。何が原因なのか、それはすべて私は紙カルテにあると言っても過言ではないと思います。紙カルテでは、情報を各部門で共有することができない。医療事務にかかる時間が長過ぎるのではないかと。特に看護師さんの場合、時間を決めてやる仕事が多岐にわたります。また、医療業界は、ほかの業界に比べてIT化がすすんでいるのではないかと。その要因は、医師法に基づき、第24条医師の診療録に記載の義務があったこととあります。5年間の保存の義務があったことと関連するのではないのでしょうか。

1999年4月に、当時の厚生省の電子カルテを承認するという病院への通達によって、一挙にIT化が進んできました。電子カルテの優位性は、医療の情報を、タイムラグを生じることなく患者や医療スタッフで共有できることとあります。すなわち、チーム医療の推進にもつながり、結果的に高いレベルの医療を提供できるようになることとあります。さらに、紙カルテのように持ち運びの必要がなく、またレントゲンなどの画像や検査の処理方法についても同様であります。また、ナースステーションでも、カルテの保存が必要がなく、転記の必要もありません。そういったことで、また院内の回診は無線LANで処理すればよいので、ナースステーションでは数台のコンピューターが設置されるのみになっています。また、レセコンも即入力、手間が省けます。電子カルテの普及や医療機関相互の連携システムが十分に構築されれば、宇和病院、野村病院で治療を受けた患者が各診療所へと、さらに近くの開業医へとつながっていき、アドバイスを受けることになります。とにかく、カルテの、棚のカルテがなくなるということは、医療業界の革命と云うべきではないのでしょうか。

このように合理的な医療を推進した場合、規模の大小にかかわらず淘汰が始まってくるのではないかと。言いかえれば、医療の水準が高いことが生き残るための絶対条件であるのであります。また、医師確保が困難な地方病院の配置基準の緩和も、最近僻地に医師のあつせんも厚生労働省は乗り出してきました。また、ほかの医療機関との連携システムを構築しているかどうかとも大きなかぎを握ると私は思います。

なお、最近電子カルテを採用した大病院では、高知県の二大病院が、医療センターを軸としたシステムを立ち上げました。模範とすべき病院ではないかと私は思っております。今の宇和病院で必要なことは、電子カルテでの合理化ではないだろうか。すぐに取りかかるお考えがあるかないか、お伺いをいたします。

これで私の質問を終わります。

○大森産業部長 それでは、坂本隆重議員のご質問にお答えをいたします。

1点目の農業の振興についてであります。我が国の農業の現状は、農業構造改革の立ちおくれから、農政の改革、転換が喫緊の課題となっており、担い手への支援の集中、重点を図り、農産物や食品等の新技術の開発や消費者重視の食料供給システムの確立を目指すとした国の方針であります。最近、特産品の販売とかということが非常に叫ばれるようになって、付加価値をつけて販売するようになってまいりましたけれども、これからの農業は二面性を持っていかなくてはならないのかというふうに考えております。大量に販売するには、どうしても農協なり漁協なりを頼って販売をします。その中で、安全安心とかという言葉が最近よく使われるようになりましたけれども、高付加価値の販売といいますが、特産品の販売という二面性を持つことによって、大量販売の方にも付加価値がついていくのではないかなというふうなことも考えております。

当市におきましても、海、山、里のバラエティーに富んだ気候、風土の中で、地域に適した多彩な産品や特産品開発を支援する体制の整備とあわせ、生産基盤の充実を図っていくところでございます。地域農業の活性化には、地域資源を産業の活力の再生に結びつけ、安心安全の新鮮、良質食材の地産地消や担い手の育成を図ることが重要であると考えております。先般、このことは先ほども申しましたが、産業戦略会議準備会を立ち上げたところでございますが、新たな発想により、地域に埋もれた資源を含めた農業振興に取り組んでまいりたいと考えております。

また、学校給食への対応でございますけれども、単独校では既に地元の食材利用の取り組みをしておりますけれども、センター方式では米や季節の果物を少々取り入れる程度で、量的に少ないというのが現状でありますので、ご理解をいただきたいと思います。

以上、答弁とさせていただきます。

○上甲病院総括事務長 坂本議員の宇和病院の電子カルテ化と他の医療機関の連携についてであります。電子カルテとは従来の紙カルテと違いまして、患者の医療に係る医師の書いた記録だけでなく、看護記録、レントゲン写真、検査結果などさまざまな情報を電子的、つまりコンピューター上に記録、保存するシステムであります。平成11年4月に診療録の電子保存が認められ、一部の病院で取り組みが行われております。電子カルテを導入する目的とその効果については、議員ご指摘のとおり、病院の医療の質の向上をさせることにあります。つまり情報を共有することによって診療制度の向上や安全医療の確保、患者サービスの向上であります。電子カルテの導入に当たっては、巨額な費用がある面、あるいはまた現有施設等の制約、将来の市立病院の方向性などの関係もあり、現段階では重要な検討課題であると、このように認識しております。将来の電子カルテを導入するために、職員で調査研究を勉強会を立ち上げ、鋭意検討を進めてまいりたいと考えております。

以上であります。

○三好市長 坂本議員の質問について、1点だけお答えしたいと思います。

私、実は農業問題について非常に懸念をしております。ことしの米の値段が、1俵当たり1万2,000円台というような状況になっておるといような状況があります。これは私も、旧宇和町役場の農林課で転作を担当した人間として、非常に憂慮をしております。そのころは1万2,000円が1俵の下値限界ではなかつたかと、大規模にやってもというような私は案を出しておった時期がございました。1万2,000円台の米というのは非常に危機的状態だと、私はこのように認識をしております。今後の対応が迫られると、このように思っております。

そういう中で、今インターネット等を利用した販売というお考えがありましたけれども、城川の第三セクターの産業開発公社で、「きなはは屋」というのがありますが、この近年売れ行きが変わっております。米が売れ始めた。今まで売れなかったのが、米が売れ始めた、インターネットによって売れ始めた。これはおもしろい現象でございまして、やはりそれだけの米を地域の中でつくっておたら、米を商品として売れる時代になったのかもしれない。だから、発想を変える必要があると、このように私は思っております。

今ちょうど国の方でも特区を言われておまして、いわゆる農業以外の方の参入ということを言われておられますけれども、そういう時代になってきつつあります。そういう中で、私どもも西予市の農業のあり方を考えていきたいと、このように思っております。また、ご協力のほどよろしくお願い申し上げます。

○30番坂本隆重君 ただいま部長の方から、学校給食の件についてお答えをいただきました。学校給食は量が非常に多いから不可能ではないかという内容ではなかつたかと、必要量の問題やなかつたかと思いますが、そこで私はそういう回答が出るんじゃないかなと思って、質問の中に学校給食の対応、必要量の契約栽培ということをやったおります。必要量を確保するには、やはり西予市で生産された農産物を、今は旬の物を冷凍するとか、いろいろな貯蔵機

関、こういうなもんが発達しております。それと、必要量については、契約栽培ということをやれば、必ず私は可能であるんじゃないかというように思っております。今後とも、そういう面においてはいろいろと研究していただいて、ぜひともここで生産されたおいしい野菜、新鮮な野菜、それから海産物にしてもそうです、そういったものを学校給食、次の世代を担う今の生徒に安全な食品を是非供給していただきたいと、このように思っております。どうぞ今後とも、そういった面についてご配慮いただければと思います。

○二宮教育長 ただいまの坂本議員のご要望には、今後それぞれの給食委員会等がございますから、その中で十分検討いたしまして、ご要望にこたえるようにしていきたいと考えております。よろしくお願いします。

○議長 暫時休憩いたします。午後1時10分に再開いたします。(休憩 午前11時52分)

○議長 再開いたします。(再開 午後1時08分)

○15番三好幸夫君 ただいま議長の方より発言の許可をいただきましたので、さきに通告しておりました2件について市長の所見をお伺いいたします。

まず、第1点として、地域の活性化についてお伺いしたいと思います。

新生西予市が誕生しまして半年が過ぎようとしておりますが、合併協議の中で、住民の不安をなくすためいろいろ検討されてきたことも、初年度から国の三位一体の改革の波をともに受け、一般会計の当初予算額は、新市建設計画の予定より30億円も減ってしまうという状況の中、補助金は軒並み削減となり、地域インフラ整備の事業も削減され、住民からは合併してよかったことは一つもないといった声さえ届いております。

そのような中で、市役所の組織、機構について、早く本庁舎を建てて、本庁方式に移行して、むだをなくさなければとてもやっていたいかなといった論を聞きます。市長は6月定例会の松山議員の質問に答えられて、本庁舎建設については、市民の理解、財政の状況等の諸条件を見ながら慎重に検討していくと答弁されましたが、合併の試行錯誤の現状を見れば、まことに賢明な答弁であったと思っております。

さて、組織としての本庁舎方式についてはどうかということでもあります。私がここで疑問に思いますのは、合併協議の中で総合支所方式が採用された意味は何であったのかということでございます。昭和の大合併を体験した年輩の方々が痛切に感じましたのは、合併してよくなるのは中央だけであり、他の地域は徐々に衰退していくということでございます。また、今回の場合、合併しても職員の数には減らないのでございます。そういった中から、職員の有効な活用の上からも、総合支所方式が選択されたものと私は考えております。

ところで、市長も5月の選挙で、市内くまなく回れたことと思いますが、全く広大な面積の西予市でございます。西予市はこれまでの市とは地勢的に様相が全く異なります。肱川の各支流にそれぞれ集落が存在し、宇和海の浦々にまた集落が存在し、それぞれに独自の文化を持って村を形成しております。比較的平たん地が多く、中心地となっている宇和でさえ、全部合わせて全体の3分の1の人口にしか過ぎません。行政的に合併したからといって、1つの方針でまとまれるものではないと考えます。それぞれの地域で、独自のスタイルで発展を目指していく、西予市はいわば集落連合体といった構造ではなからうかと見るものでございます。このような構造の中で全体の発展を目指すには、それぞれ地域分権の考え方が重要になってくるのではないかと考えるものでございます。地域のことは地域で考えなければ住民の期待にこたえられない、ここに総合支所方式選択の価値が見出されるのではないかと考えるものであります。

しかしながら、仏つくって魂入れずとなつてはなりません。形だけ総合支所方式になっても、その中身としてどうであるかということでございますが、つまり各総合支所を有効に機能させるために、部に応じた予算編成執行の権限をゆたねるのであります。全体のことを一度に考えるには、西予市は余りにも多様でございます。それぞれの旧町の中で、それぞれの重要な問題は非常に異なります。そういった中で、地域分権を進めることによって地域の活性化を図っていかんかと思うものでございます。本庁舎方式を考えるのは、やがて職員数が適正化されたところに、それに応じて進めればよいのではないかと考えますが、いかがでしょうか、お伺いしたいと思います。

なお、さきの6月定例会におきまして、委員会で各庁舎を視察いたしました。特に宇和庁舎の混雑ぶりはひどいものだと感じました。それに引きかえ、他の4庁舎は空き部屋も多く、非常にゆったりと感じました。当面、本庁建設も財政的に困難であれば、分庁舎方式も考え、他の4庁舎の空き部屋の活用も考えるべきではないかと考えますが、いかがでしょうか。市の施設にはすべて光ケーブルが敷設されており、職員すべてにはパソコンが配置されていると聞いております。市長の傍らにいなければ用は足せないということはないと思いますが、それも含めてご答弁いただけたらと思います。

次に、市内の交通網の整備についてお伺いしたいと思います。

近年、主要交通路線の整備が進み、旧町中心地間は1時間以内で結ばれる状況となっております。しかしながら、一歩中心地から離れると未整備の路線が多く、地域住民からの要望も非常に多いのが現状でございます。そのような中で、地域の生活道路網の整備は急がれるものであります。西予市全体を見たとき、旧5町間の連絡道路につきまして考えますと、宇和・明浜・野村・城川間は既に複線化済みであります。また、宇和・三瓶間も、八幡浜線経由を考えれば複線化されていると考えてよいと思います。しかしながら、宇和・野村間、明浜・三瓶間は全く単線であります。車の社会の今日、主要地点間のダブルトラック化は、考えておくべき施策ではなからうかと考えるものであります。明浜・三瓶間につきましては、県道としての路線が確定されており、さきに浅野議員からの質問にもいろいろございましたが、あとは県への働きかけ次第ではなからうかと思っております。

しかしながら、宇和・野村間につきましては、平成13年に宇和町と野村町と一体となりまして期成同盟を立ち上げましたが、またそれによって県の方にも働きかけてまいりましたが、まだその様相があらわにはなっておりません。現在一部区間においては、農道としての整備計画が進められておりますが、将来的にはすべて県道としての整備推進が望まれるものであります。昨今の公共事業に対する風向きを考えれば、厳しいものとは思われますが、西予市の全体像を考える上で、ぜひ進めるべき施策ではないかと思えます。市長としてその推進を図るため、県当局へ積極的な働きかけを行うお考えがあるかどうか、お伺いしたいと思います。

以上、2点について質問いたしまして、私の質問を終わらせてもらいます。ありがとうございました。

○別宮助役 三好議員のご質問にお答えをいたします。

まず、第1点の地域活性化の方策についてでございますが、まず最初に分庁方式を取り入れることに、ゆったりした職場環境をつくってほしいと、このようなご質問でございますが、三好議員ご承知のとおり、今回の合併の事務所方式につきましては、合併協議の中で本庁方式、さらには総合支所方式、分庁方式の3つの方式が検討されました。それぞれにメリット、デメリットがあるわけでございますが、住民にとりまして最も現状に近く、サービスが容易に提供できる、これらを総合的に判断をいたしまして総合支所方式が確認をされました。実施されているものでございます。

分庁方式につきましては、従来の庁舎に行政機能を持たせて振り分けをするというものでございまして、各業務を分散させた場合、住民に対する周知、区域の広さによります利便性、及び管理上の非効率的なデメリットが多くなるのではないかといたようなことで、分庁方式がとれることは難しいんじゃないかという考え方に至って、今日に至ったわけでございます。

したがって、当分の間、現在の総合支所方式もやむを得ないのではないかと、このように考えているわけでございます。

次に、各総合支所に相応の権限を与えることによって、各地域のそれぞれの発展を目指すべきではないかというご質問でございますけれども、まず一つとして考えられますことは、第27次地方制度調査会の答申の中にもありますよう

に、住民自治の強化を図るには、行政と住民が相互に連携しながら、ともに担い手となって地域の潜在力を発揮する仕組みをつくる、これがこれからの自治体には、そういうことが非常に重要な機能の一つとして示されておるわけでございます。分権分散型と言うべき自治体への提案がなされているのも事実であります。また、地方分権の進行に伴いまして、国と都道府県と市町村の関係を、上下主従の関係から対等、協力の関係へ転換が図られている背景がございます。

三好議員ご質問の件は、地域行政組織への自治体内分権を進めるものであると考えるわけであります。西予市の場合、区域がかなり広うございまして、旧5町が特徴あるそれぞれのまちづくりを進めてまいりました。したがって、地域ごとに歴史も文化も異なっておる面が多々あるわけでございます。それぞれの旧5町の特長や問題点を意識した自治体経営が求められているわけでございます。そういった中で、自治体内分権は市の一体感の醸成、さらには地域間格差を助長させるのではないかと、また行政機能の調整が可能かどうか、また専門性が軽視される向きがありはしないかといったような問題も想定されるわけでございます。また、合併最大のメリットと考えられております経費の節減、特に人件費の経費節減が困難であることもまた懸念されるところであろうと思われまふ。そのため、さきに述べました答申及び地方分権の動向を見ながら、今後どのような方式がベストなのか、市民の皆さんの十分意見を集約させていただきまして、議員の皆さんと十分協議をしながら、時間をかけて結論づけるべきではないかと、このように考えておるわけでございます。

以上です。

○三好市長 それでは、三好議員の第2点目の市内交通網についての質問についてお答えしたいと思います。

今回の知事陳情の知事への要望は、既存の三瓶、明浜町の県道認定路線の整備促進と、これらの県道と高速道路を有効に活用するための伊賀上・野田バイパスの県道認定要望であり、高速道路の有効活用という面から考えますと、必要な路線であるということで知事陳情をしたものでございます。

議員ご指摘の宇和・貝吹線の県道昇格期成同盟会は、平成13年2月に設立され、平成15年度まで活動してきたわけでありますが、何分にも総延長31.4キロ、総事業費105億円という壮大な計画であるため、合併して旧町単位を2路線で結ぶという趣旨は理解できるものも、これらの路線が緊急性、重要性、投資効果の観点から考えて、西予市において最重点課題であるかどうか、西予市道路整備計画を作成する中で検討してまいりたいと思っておる次第でございます。

以上です。

○15番三好幸夫君 若干そのあたりのことをお伺いしたいんですが、道路についてでございますが、基本的にダブルトラック化が必要かどうか、今市長も言われましたが、緊急性というか、そういった面からすると非常に大きな事業でもあり、わかることはわかるんですが、そういった市内全域の基準点からのダブルトラック化といいますか、そういう発想は必要ではなからうかと思う次第でございます。それも今回の台風で、宇和・野村線の野村から下流に向けて不通になっておりますが、こういったことを考えると、非常に大きな効果があると言いますが、将来的に考えていくべき路線ではないかと考えるのですが、そこだけちょっと。

○三好市長 三好議員のダブルトラック化については、私も賛同する次第であります。その例も、先般三瓶の378号線のとくに私も痛切に思ったわけでありますが、下泊の方から養殖の魚を出すときに、二本松海岸のところ非常に危なくなっております。4トン以上のトラックは通れないというような状況の中で、そうすると、向こうの明浜側から行かなくてはいけないというようなことがありました。あれは1本でダブルトラック化というわけではないんですが、やはりそれで何か一時的にしのぎはなったというようなことを思いますと、やはり何らかでそこが寸断されたときに別の道を通っていくというようなことは必要なことだと思っております。

先ほどの答えに重ねて言いますと、私も三好議員の質問があって、この西予市管内図をずっと自分なりに眺めて、宇和・貝吹線のことにも想定した次第でございますけれども、確かに貝吹からずうっと流れて、長谷ですが、あっちの方まで入って、田之筋に入っていく路線というのは、その地域に住まわれる方にとっては非常に高速道路に近くなるというようなこともあるんだと思ひながら、西予市管内図を眺めて、自分なりに構想をしていた次第でありますけど、そういう面では、将来を見越して必要な路線であるということは十分もう非常に認識をしておるところでございます。

以上でございます。

○24番宇都宮二朗君 議長さんの一般質問の許可をいただきましたので、通告どおりに質問をいたします。4万7,000人を乗せて、三好幹二丸順風満帆に船を出して、早くも5カ月が経過したわけでございます。

そこで1点目、事業費の見直しをできないかということでございます。

具体的施策にかかわる事業費総括表、すなわち合併前に各町村が平成16年度より25年度までの事業総括表を提出されたものが、それによりまして、膨大な地域別の事業費を見ますと873億円、愛媛県事業におきましては475億円、計で1,348億円にも膨大な予算の集計がなされておるところであります。これは合併にあわせて集計されたようなこともあるつかと考えておりますが、早期に、適正に事業費の見直しをしなければならないと思っておりますが、この点はいかにお考えでしょうか。

また、予算が総括的予算の中で、計画的な事業とは申せ、全部計画的に予算を配分して張りつけをされますと、三好市政の色は出せないのじゃなからうかと心配をしております。また、もう一点は、年によっては本当に偏った予算配分になりまして、多く事業をできる町、事業の非常に少ない町も出てくるのではなからうかと思っております。この点もあわせて答弁をお願いいたします。

2点目の総合支所方式の見直しでございますが、ただいま三好議員さんと重複をいたしますけれども、私は私なりに考えてみたいと思っております。

ただいま申しましたように、合併により5カ月が経過した今でございますが、支所に活気がないように見えます。三位一体の関係による予算の減とは申せ、余りにも予算の減少による結果ではなからうかと思っております。また、合併時に全職員も新市に引き継ぐことなどで、職員の配置的にも総合支所をとらざるを得なかったことも十分わかっております。

しかしながら一方、合併のメリットで目に見えるものとして言えば、理事者、議員、職員数の減による節約が約25億円になるというような説明も、合併説明会、地域住民の説明会になされたわけでございますが、このままでいくと、退職者の2分の1減の雇用では、目標達成までに10年以上かかるのではなからうかと思っております。このように10年以上もたつと、次の合併にまたかわるのではなからうかと、間に合わないのではなからうかと思っております。そのために、住民サービス面にも悪影響が出るのではなからうかと思っておりますので、この点もお答え願ひたいと思ひます。

3点目に、三瓶町が計画をしている特別養護老人ホーム建設を、西予市が事業主体で建設ができないかということをお願いいたします。

この事業におきましては、皆さんもよくご存じのとおり、過去三瓶町が3年半の日時を費やして検討してきましたが、この特養施設、残念ながらいまだに決定されてなく、一方特養の受け付け申し込みタイムリミットが迫ってきて、大変心配をしておるところであります。少子・高齢化に本当に急速に進む中につれて、雇用の場の確保や、また三瓶町の市民が老後を安心、安住して生活できるよう、「快適な便利なまちづくり」をキャッチフレーズに終わらせないために、西予市全体の問題として考えて、最悪の場合は公設民営化方式でできないかを質問いたします。

次に、各区長による区より陳情の説明会についてを質問いたします。

それぞれの区長より、4月、5月ごろに陳情が出されてると思いますが、半年が経過した今、いまだに何の説明もないというようなことで、区長はご存じのように1年任期で終わるわけでございます。半年が過ぎても区の陳情のできるもの、できないものの説明がなされないと、無能な区長と言われて、それで終わってしまうわけでございます。ちなみに、三位一体の予算の減などは、市民は知らないであります。

また、この問題につきましては、先日三瓶の市政座談会におきまして、説明によりまして、このような説明会を開いたというようなことでありましたので、答える分だけ答えていただきたいと思います。

次に、すぐやる係の設置ができないかということであります。

これは、旧三瓶町がすぐやる係を設置して、町民より大変好評でありました。合併に伴いまして、支所に小さい要望をしても、予算がないと言って市民の声が届きにくく、小さな要望でもこのようにすぐやるような係をつくりまして、その係の権限で名のとおりすぐ対応できれば、合併しても市民の声がすぐ取り上げていただくというようなことで好評ではなかつたかと、この点もあわせてお願いいたします。

以上で質問を終わります。

○森総務企画部長 宇都宮二朗議員の一般質問にお答えをさせていただきます。

最初に、事業費の見直しについてであります。ご質問の趣旨は、合併協議会において協議決定された新市建設計画の事業費は膨大な金額の集計となっているが、これを早期に見直しをするのか否かということですが、この答弁につきましては、先ほどの兵頭議員の補助金の見直しと同一見解でありますので、省略させていただきます。

次に、総合支所方式の見直しについてであります。まず総合支所に活気がないように見えますと言われておりますが、公務員であります私達は、住民福祉の増進を図ることを基本としまして、能率的な運営に資する義務がございます。そういう中で、予算の有無によって職員の姿勢が左右されることはゆゆしき問題でありまして、重く受けとめなければなりませんので、早急に善後策を講じてまいりたいと思います。

職員数の見直し及び総合支所方式の見直しにつきましては、今後5町それぞれの地域に開催されます地域審議会、あるいは総合計画策定委員会や行政改革の推進委員会の場合も議論がなされるものと思いますが、最も重要なことは、地域住民の声に十分耳を傾け、その上で検討、研究を重ねることが大切ではないかと考えております。

次に、各区長による区よりの陳情の説明会についてであります。区長各位には、4月以降、広報及び文書等の配布や区の要望取りまとめにつきましてもご協力をいただいております。ご質問であります各区からの陳情及び要望の取りまとめにつきましても、年度初めに取りまとめ、協議、調整し、当年度、また翌年度以降に反映させていくこととなりますが、旧5町それぞれの要望等への対応が異なりますため、合併後の統一調整がおくれ、9月末取りまとめで実施したいところでございます。

国の行財政改革、景気の低迷と厳しい社会情勢が続く、国はもとより、全国ほとんどの地方公共団体が厳しい状況下に置かれています。本市におきましても例外ではなく、地方への税源移譲はありますが、地方交付税の減額や事業における国、県の補助金減額等大変厳しい財政状況の中、建設計画に基づき、より効果的な、また地域間の公平性を考慮した事業実施に努めているところでございます。このような状況から、本年度の要望につきましては、市全体での取りまとめを行った後、より緊急性の高い要望項目につきましても、協議、調整の上、事業実施に向け取り組んでいく予定です。

また、本年度対応できない要望等につきましても、来年度以降の事業計画、予算編成の参考とさせていただきますし、できる限りおこたえできるよう努めてまいります。

次に、すぐやる係の設置ができないかについてであります。すぐやる係の設置になりますと、まず人及び予算が問題になってきます。当然市全体の業務を把握する必要もありませんし、各課との調整も必要になってまいります。そうなりますと、現体制の各部署の中で、予算措置を含めて迅速、的確な対応をした方が効率的であると考えておりますので、ご理解いただきたいと思います。

以上で終わります。

○松本生活福祉部長 宇都宮二朗議員の3点目の件についてお答えをいたします。

三瓶町が計画していた特別養護老人ホーム建設を、西予市が事業主体で建設することについてであります。三瓶町の特別養護老人ホームにつきましては、平成12年10月に当時の三瓶町長が、松山在住で垣生出身のT氏から、社会福祉法人三幸を設立して建設したいとの申し出を受けたのが発端であります。当時三瓶町では、10回に及ぶ議員協議会での協議と、5回の一般質問を受け、3年半にも及んで協議を重ねてまいりました。平成15年9月26日の議員協議会では、T氏にいろいろな問題はあるけれども、町長の責任において、町補助金1億4,000万円を補助すると発表いたしました。しかし、その後発覚いたしました用地寄附確約書の虚偽問題が詐欺未遂の疑いがあるとの弁護士判断が示されましたので、平成15年10月8日の議員協議会において、最終的な判断として、町益を考えても三瓶町の補助は出すべきでないと判断し、T氏への補助を打ち切ったところであります。

その後、三幸の理事であったN医師が、新たな法人を設立して、役員も一新して、三瓶南運動場の貸与を受けて建設を計画され、議会も同意したのでありますが、南運動場の貸与について理解を得ることができず、時間的な余裕もないため、合併直前の日に、三瓶町の結論として特別養護老人ホームの建設を断念いたしました。

西予市となりまして、本年5月21日に三瓶町内の医療法人から、(仮称)社会福祉法人西予を設立して、喜福跡地の私有地を有償で貸与を受け、建設したいとの申し出がありました。また一方、5月24日には、松山市在住の大型家具店専務取締役が、(仮称)社会福祉法人三幸会を創設して、以前T氏が予定していた垣生の土地を利用して、特別養護老人ホームの建設をしたいと申し出を受けており、現在2つの法人予定者から正式な申し出を受けております。

法人西予からの申し出を受けている喜福跡地の有償貸与については、以前N医師からの町有地貸与の申し出を断つたために建設を断念した経緯があり、また西予市として価値ある市有地を、有償とはいえ貸与することに、住民の理解が得られるのか疑問であります。一方、法人三幸会は、設立代表者と法人の役員予定者には西予市以外の人が多く含まれており、安心して任すことができるのかどうか疑問を払拭することができないような状況であります。他の法人から建設申し出の可能性も残っていますが、本年10月には西予市としての態度を明確にして、方向性を示したいと、このように考えております。

いずれにいたしましても、三瓶地区に建設できるのは、平成17年5月ごろに予定されている協議書の提出が最後のチャンスであるだろうと考えておりますので、民間に頼ることができない場合は、公設民営も視野に入れて検討する必要がありますのでないかと考えております。公設民営の場合は、新たに西予市が社会福祉法人を設立するのか、あるいは既存の社会福祉法人のエリアを拡大して、三瓶地区を包含する形をとるのか、どのような方法が一番適当なのか慎重に検討してまいりたいと思っております。近日中に有識者を交えた調整会議を組織化いたしまして、その中でどの法人を選ぶのか、あるいは西予市で法人を設立するかなど協議し、この機会を逃さないよう、懸命な努力をしてまいりたいと考えております。

先ほど言いましたように、10月中には西予市の方針を示したいと思っております。調整会議において、西予市の方針を示すことができれば、議員の皆さんにご協議いただくよう議員協議会を要請したいと存じますので、その節はよろしくをお願いいたします。

以上であります。

○三好市長 宇都宮議員の三位一体の改革の影響について触れられましたので、回答をさせていただきたいと思いま

す。

ご案内のとおり、三位一体の改革で出てきた平成16年の結果を見ますと、国の方で1兆3,000億円の国庫負担金補助の削減、それで地方に渡した金は税源の移譲あるいは交付税を含めて6,500億円というような数字だったと、このように思いますが、そういう条件の中で、全国、県、市町村を含めて、平成16年度の予算編成には非常に苦慮をしたというのが皆様もご承知のことだと、このように思っております。

そういう中で、西予市の影響といたしますのは、数字的にあらわしますと、国庫補助負担金の削減額、これが1億4,900万円程度、地方交付税の減少額で約2億円、臨時財政対策債、これ100%返るあれであります、臨時財政対策債が4億6,000万円、それから税源移譲がプラスとしてありますので、税源移譲が7,900万円、これはプラス、その差し引きで言いますと、7億3,000万円近くが西予市の中に影響があったというような状況でございます、6月の補正予算の段階でも12億4,000万円足らないので、いわゆる財政調整基金からあわせていただいた、その大きな原因が、この三位一体の改革の各市町村への影響、西予市への影響があったと、このように思っております。

以上です。

○11番河野野生君 一般質問の機会を得ましたので、通告により質問させていただきます。

まず初めに、西予市の財政健全化について伺います。

合併後、多くの公共事業が行われていますし、またこれから行われようとしている大きな事業もあります。市民のための公共建物、これをいつのころか箱物と呼ぶようになりました。箱物に共通しているのは、つくだけで大きなお金がかかるばかりか、できてからの維持費がばかにならず、しかも建物がある限りずっと続くことです。建物は目に見える形でできますし、残ります。建設業を含めた利害関係者からの要望も多いと思われます。市長や議員としては、つくった後の責務は少なく、わかりやすい選挙公約から自分の実績を宣伝とする格好の材料になります。また、不思議なことに箱物は、それをつくっただけで目的が果たされたような錯覚を与えます。ここで、つくることと運営すること、どちらが大切かということを考えてみてください。とかく箱物をつくることが第一の目的になってしまい、肝心の機能についての検討や住民との検討会が、余りにも少な過ぎると思われます。それは、つくるまでの検討に長い時間をかけ、つくった後のことにはそれほど慎重な検討がなされていないからです。お客さんの来ない、人の来ない、人の寄りつかない無用の長物になっている箱物がふえつつあります。

本年度の予算を見ますと、財政硬直化が極端に進み、危機的状況になっております。そこで、次の点について伺います。箱物事業はこれからは減らすのか、また箱物事業についてどのような考えがあるか、伺います。

次に、これからの行政改革と財政運営をどのようにお考えか。これは、先ほどの質問に重複しない点がありましたら、お答え願いたいと思います。

次に、地方債残高は今後どのようになるのかをお伺いいたします。

地方財政法第5条に、自治体は地方債以外の収入に必要な経費を賄うのが原則になっていますが、実際には、地方債の発行なしに公共事業を進めることは不可能であり、また国も経済対策として地方債制度を活用し、自治体の借入金をふやすように誘導してきました。これらの資金を返すのも貸すのも、最終的には市民の負担に影響してくるのであります。本年度の予算では約46億円の地方債、また9月の補正で約1億7,000万円の追加発行が見えて、本年度47億7,000万円余りの地方債の発行が見えています。15年度決算報告では、一般会計309億4,796万6,000円、特別会計53億6,743万9,000円、合計約363億円、16年度末地方債残高が約410億円余りという膨大な借金になっております。これを西予市民4万7,000人、住民1人当たり約80万円という借金になります。地方債は、サラ金から借りて毎日の生活に充てているのとかわりありません。たくさん金利を払っています。今、生きている私たちが借金することで、自分たちが負担する税金、今私たちの税金は市税で1人当たり約6万円、合計29億円弱の市税であります。私たちの負担する税金より大きな利益を得ながら、そのツケを将来の世代に回している不公平なものであります。地方債はなるべく発行しない財政運営をお伺い、お願いいたしまして、地方債残高がこの後どのようになるかをお伺いいたします。

次に、災害対策について伺います。

今回の台風10号、16号、18号による災害で、西予市に大きな被害をもたらしました。水害現場では、すぐにでも復旧しないと2次災害のおそれが出るのではと思われましたが、市の対応は県に頼るだけで、対応が遅過ぎるように思います。こういうときこそ、すぐにでも行政が、市がとれる対応をつくっていかねばならないのではないかと。

また、私有地の田、畑に入り込んだごみ等は、個人がのけなくてはならないというのも情けないことであります。今現在田や畑を管理しているのは、ほとんどがお年寄りであります。大きなつめ跡を残した台風10号、16号、18号は、多田地区、伊延地区を例にとりますと、水害では重機に頼らないと処理できないような大木や砂、石等が山になっております。また、西予市全体でも多くの被害が出ております。これらの復旧工事に対する個人への補助金を出せるような制度ができないものか、伺います。

以上で私の質問を終わります。

○別宮助役 河野議員のご質問にお答えをいたします。

まず、河野議員の箱物事業は今後も減らすのか、また箱物事業についてどう考えておられるのかと、この質問にお答えをさせていただきます。

箱物、いわゆる公共の建物は、河野議員が言われますとおり、建設時には多額の予算が必要でございますし、完成後におきましては、長年にわたります維持管理費がまた必要でございます。これは数がふえますと大変な財政負担になる。したがってまして、財政硬直化の要因にもなりかねないという大きな問題でございます。したがって、慎重な対応が必要だと、このように考えております。

しかしながら、新市建設計画では、本庁舎及び総合支所の建設、温泉プール、スポーツセンターの建設、屋内運動場、子育て支援センター、社会教育施設、さらには海の駅、農産加工センター等々の多くの建設計画が合併協議で検討されました。旧町から引き継いだ事業として計画されているわけでございます。

計画はされておりますけれども、果たしてこの計画が合併後の5町の均衡ある発展に本当に資するに必要な施設なのかどうか、あるいは旧5町の一体感の速やかな確立を図るために本当に必要な施設なのかと、また類似施設を統合でき得る事業ではないのかと、こういったいろんなものを、西予市全体をとらえた中で十分に精査をいたしまして、さらに住民の皆様が本当に必要としている施設なのか否か、あるいは住民の福祉の増進が図られることに十分寄与でき得る施設なのかどうか、そういう点を十分に議論し、検討して、慎重に対応しなきゃならん、そのように基本的な考えをさせていただきます。

以上です。

○森総務企画部長 地方債残高についてであります。まず本年度当初見込みの46億円の地方債の借り入れをした場合のケースについて触れてみたいと思います。単純計算ではありますが、利率を1.9%としまして、2年間の据え置き期間を設け、10年間で元利均等償還をするといういたしますと、1年目及び2年目は利息のみで、2年間合わせて約1億7,400万円、3年目以降は元利合わせて毎年700万円となります。このように多額の借金返済が毎年度繰り返されるようになり、後年度におきまして非常に負担を強いられることになってまいりますので、建設計画の見直しを初め、財政全般にわたりまして改革を進め、将来の世代にツケを回すことのないよう、最善の努力を払ってまいりたい

いと思います。

以上です。

○大森産業部長 河野議員の3点目、災害対策についてのご質問にお答えをいたします。

今回の台風10号、16号及び18号による被害は市全域に及び、甚大な被害となりました。各議員の皆様には大変ご心配をおかけいたしました。被害調査も終盤を迎えておりまして、今後の復旧対策に向け取り組んでいるところでございます。

ご指摘の災害緊急時の対応についてでございますが、一部被災現場における管理所管の違いから、連絡調整が十分果たせなかった面もあるかと思います。このことを十分に反省いたしまして、今後はさらなる関係機関との連携強化を図り、迅速に対応してまいります。

次に、多田地区伊延の農地の被害につきましては、約5ヘクタールの田畑に土砂及び流木が流入しておりまして、これらの除去には国庫補助の農地災害復旧事業費で対応していきたいと考えておりますが、採択基準に満たない部分につきましては、市単独災害復旧事業で助成し、受益者の負担軽減を図り、早急に復旧に努めたいと思っております。

以上、答弁とさせていただきます。

○三好市長 河野議員の地方債の残高の関係で、追加の説明をさせていただいたと思います。

そもそも地方債自身が、いわゆる借金をするのはいけないよという発想は、私どもは持っておりません。基本的には必要な借金はしていく必要があると、このように思っております。そのために、後年度の将来に向けた負担をどう軽減していくかというご意見は、非常に大事な貴重な意見だと、このように思っております。私の考え方としては、やはり起債制限比率というのがあるわけですが、それを14%以下には常にしていく必要がある。14%を超えますと国の指導が入ってくるということがありますので、起債制限比率は14%以下に抑えていくという、それは基本路線を持っていきたい、このように思っておりますし、やはり有利起債、有利な起債をやっていくと。例えば、今までお話ししている出ましたとおり、合併特別債あるいは過疎事業債、辺地事業債等々の有利起債を借っていくことによって、交付税措置がある。だから、借っても六十数%から70%近い交付税に返ってくるということもありますので、そういう有利起債をやはり利用していく必要があると、このように思っております。

それと、ある程度余裕財源があるときに、繰り上げ償還等もできるとしたら、そういう方向をとって残高を少し減らす方策も必要かと、このように思っております次第でございます。

以上です。

○11番河野作生君 一つちょっとお伺いいたします。

大体地方債は10年もの、20年ものといういろいろありますが、借りたものはやっぱり返さなければなりませんが、今から元利償還が一多くなる時期、5年なり10年なり、大体その時期がわかっていれば教えてほしいと思いますし、どれぐらいの約金額を元利償還するのか、お伺いいたします。

○森総務企画部長 河野議員の再質問にお答えをいたしたいと思っております。

いつの時期に一番償還が多くなるかということでございますけれど、今後の借り方にもよって変わってきますし、今こですぐ何年度にどの程度というのは、ちょっと申し上げることができないと思います。よろしくお伺いいたします。

○21番梅川光俊君 私は、2点ばかり質問をさせていただきたいと思っております。

1点目につきましては、各施設の管理運営について、第三セクターも含めてお聞きをしたいと思っております。ちょうど私は厚生常任委員会に所属しておりますけれども、その中で所管事項調査が3月までいただいております。その中で少し所管事項調査をやらせていただきました。その中で、本場に西予市の中でこんなに素晴らしいところがあるのかなという、そういうところを見せていただきました。これはちょうど宇和の社会福祉法人、その後直営の部分が保育所が2カ所あるということでございますけれども、遊の里から始まって老人ホーム、それから障害者の施設、そういうものに関しまして、ほとんどその施設法人が運営をされておりますけれども、そのときそこへ訪ねたときに、本場にその職員のすばらしさといいますか、目の持っていくところ、説明の仕方、それから態度、そこに入っている施設を使用されている人たち、それから子供たち、その人たちが本場に生きている目をしておりまして。やはり私たち旧町の中でも、こういう施設を研修に行くときに、遠い東北とか、そういう分を選びながら行って研修をした部分がありますけれども、地元の中にこれだけのものがあるということを見発をさせていただきました。本場にうれしい思いでありました。これが施設法人でありますので、この間、9月1日ですが、新しい安心の家とその地域にマッチした小さい施設をその中でつくられながら積極的にそういうふうに取り組まれております。これが本場に公設公営型であるならば、なかなか硬直をした形の中で前向けて進めない、そういう状態にあるのかなと思っております。ちょうどその福祉施設法人の中の職員が240を超すということで、宇和の職員の数をオーバーするのかなというぐらいの数になっております。

そこで、私はこの法人、施設の法人化について、第三セクターも含んでございましてけれども、その辺をちょっとしゃべらせていただきたいと思います。

まず、法人化にする方向の中で経済活動をしている施設、やはりそこで利益をもたらしながらやっていく施設、今までにしましては、第三セクターも含みますけれども、これが基本的な給与体系そのものが、もう行政に準じながらやっで、その中で運営をされております。その中で、今までの状態であるならば、何ぼか補てんをしながらと、赤字が出ながら補てんをしながらその辺をやっているというのが実情であろうと思います。それも全然必要ではないとは言いませんけれども、それができるだけ少なくなっていく方向の中でやるべきではないのか、そのように思っております。

それと、あとは介護費それから措置費、この分の中で運営をされている施設、これは民営の中では、今はグループホームとかそういう分がありますけれども、施設でやっているそういう施設もあります。その中で運営をされているという施設もあります。また、公設でやっている分の特性もありますけれども、基本的にはこういうものに介して、社会法人なりそういう方向づけの中で法人化をしていって、運営は運営すべきではないか、そのように思います。やっぱり基本的には、行政がスリム化をしながら、その中に生まれてきた予算を、事業予算それから市民福祉、行政サービスの方へどのように向けていくのかというのが、一つの行政の方向づけではないのかなと、そのように思っております。この件について、時間はかなり長いかかると思います。既得権という、そこに生じますので、やっぱりその辺を含めながら時間を長い間かけながら、本場に効率のいい、本場にその施設の目的に向かった本場にすばらしいものができたらいいなと思っております。時間をかけながらでも、そういう方向に私は質問をさせていただきます。このことに対してのご答弁をお願いをしたいと思います。

また、施設の委託料につきましても、やはりもう本場にこういう経済の事態でございますので、その辺が、その地域が自主的に運営できる形にもいずれ両方含めながら、法人化、地域性その辺も含めながら、そこへ自主的に運営して、少しの委託料を持っていて運営してもらうという方向の中で予算の節減を図るべきではないのかなと思っております。この辺も質問をさせていただきます。

あともう一つに関して、2番目に関しましては、市の財政と市民に対する説明についてというのがあるんですけども、本来ならば、これは16号、18号の災害についての質問をすべきだと思うんですけども、これは今回の定例の当初の市長のあいさつの中で、これは補正をもって対応するという方向のお話がありましたので、安堵いたしておりますので、あえて質問の中には入っておりません。そういうことでよろしくお伺いしたいと思います。

ちょうど合併してからは6カ月になりますか、その中で2年半、3年、足かけ3年と言いますから、合併に携わってまいりましたけれども、その中で、本当に各地域の中で合併説明をしながら歩かせていただきましたし、その中では、やはりいい方向の中での説明ばかりして歩いたつもりであります。やっぱり基本的には、賃金は高いところで合わすんだ。負担は低いところへ合わすんだ、それで合併をすることによって、より以上の行政サービスができるんだ。トータルメリットはここにあるんだ、そうやって私たちも議会も議員もそういう方向の中で議決をし、賛同をして歩いてきた合併だったろうと思います。やっぱりその中で合併をして6カ月になりました。大体その方向の中で、9月の定例に入りましたので、予算の方向づけ、その辺ももう見えてくるんだろうということ、このことをあえて本当ならばこれ質疑で済むんですけども、あえてやらせていただきます、申しわけございませんが。

ちょうど市民はいろんなそういう一つの危機的状況とか三位一体の改革とか、そのことを言葉でしゃべってもわかりません。これが実際に三位一体の改革でどれだけ減ずられるんだ。それで、地方交付税がこうなんだ。合併をするときにこれだけの約束があって、これは10年間でこうなんだ。それがもう半年もたったらば、きちっと具体的な数字で市民に対して説明ができるはずだと思っております。それで、本当に市の財政が危機的状況にあるとその言葉というのは、全然わからない。市民は本当にそこの中で不安を覚えます。そうじゃなしに、この中で補助金に対しても80%だという市長の方向づけが出ております。これもお互い財政の中から考えたら、痛みは地域民が理解をしてくれると思っております。それから、各施設の体育施設に関する使用料、その地域によっては、スポーツに関してはただのところはかなりありましたけれども、今回全部統一をするということで料金が要るようになりました。これも一つの長い財政の中でいくのならば、痛みも伴いながら理解をしてもらえるものじゃないかなと、そういうように私は思っております。

しかしながら、その中で、もう端的にいいますが、危機的状況、このことに関しても、具体的な数字で示してほしい。

それから、12億円のマイナス予算で組んでまいりました。この間交付税の中で、協議会の中で9億来ているからあと3億円だというのがございました。それで、270億円の当初の予算から今回の補正の中で大体300億円を超すのかなと思っておりますが、その辺の中で3億円のマイナス、その足りない予算、このことがどうこれからどう処理していくのか。それは財政係の中で方向が見えるだろう。各町5町に分ければ5,000万円で、大体それぐらいの金額の状況になる。それをしたらば財政がどのように組み立てていくのか、これからの最後に交付税にしても、そのことをこれから消化できるか、できないのかということであって、そのことを数字として具体的に市民に示さない、窓口へ行けば予算がありません、そこでもう打ち切りなんです。そうじゃなしに、そのことを、本当にそうやって不安感を覚えているし、今度の災害があっても、それをいっても、それは対応していただくということがありましたので、何ほかに安堵しておりますけれども、市民としては、窓口へ行っても予算がないで終わりなんです。そうじゃないと思いません、行政っていうのは、やはりその辺をきちっと市民をいたわりながら、それに対する対応を職員もしてほしいと思うし、私はそのように思っておりますが、もうこれで終わりますけども、最後に、やはり数字でこうなるんだということを一度市民に対して提示をしてほしいと思います。そういうことを思って、私の質問を終わらせていただきます。よろしくお願いをいたします。

○松本生活福祉部長 それでは、梅川議員さんの質問にお答えをいたします。

最初の各施設の管理運営についてであります。去る7月14日から16日まで行われた厚生常任委員会所管の施設調査では、市営の施設と民間法人が経営する施設を視察していただきました。その中で、宇和町社会福祉施設協会が運営する遊の里デイサービスセンターと特別養護老人ホーム松葉寮で対応した職員の態度を称賛していただき、感激されたとのことですが、施設職員にとっても大変な名誉なことであり、施設協会へもぜひ伝えておきたいと存じます。

公設施設も同じ福祉施設の職員でありますので、至らぬ点があれば改善するよう指導してまいりたいと、このように考えております。

さて、介護費や措置費で運営している老人ホームや保育所を法人化してはどうかとのご質問ですが、西予市全体の直営施設は、特別養護老人ホームを含む老人ホームが3施設と保育所が10施設ございます。その施設に従事している職員は、老人ホーム等で正職員72名、臨時・パートで29名の計101人、保育所では正職員64名と臨時・パート42名の計106人、合わせまして正職員が136人と臨時・パート71人の207人となっています。平成15年度の決算状況では、福祉関連施設を見ますと11億3,188万円で、そのうち人件費相当額は8億8,457万円となっており、人件費の占める割合は78.2%となっています。

一方、施設協会につきましては、大別いたしまして、障害者施設が2施設、高齢者施設が特養、ケアハウス、デイサービスセンター等5施設、保育所7施設と温泉施設1施設の合計15施設を運営されており、職員数も正職員が176人、臨時・パート137人の計313人となっております。平成15年度の決算では、12億9,872万円となっており、そのうち人件費が9億7,155万円で、人件費率は74.8%の充当率となっております。数字が示すように、民間の人件費充当率は3.4ポイント低くなっており、その分施設入所者への質の高いサービスが提供できているのではないかと考えられます。

なお、参考までに、当施設協会へは、西予市から補助金が交付されておりまして、平成15年度決算では2,304万円となっておりますし、平成16年度予算でも2,383万円を予算計上いたしておるところであります。

ご質問では、行政のスリム化で西予市全体の方向づけができるのではないかとのご指摘ですが、先ほど言いましたように、正職員136人の身分保障や職員組合との協議など、多くの課題が存在いたしております。5年後、10年後を見据えた課題になるだろうと思いますが、行政サービスの低下を招かず合理化が行えるのか、あるいは地域住民の意向を伺った上で、今後十分研究をしてまいりたいと、このように考えております。

以上であります。

○清水財政課長 それでは、梅川議員さんの市の財政と市民に対する説明についてのご質問にお答えいたします。

まず、1点目でございますが、合併して出発した西予市の財政について予算がありませんと、職員のすべてが言いますと、このように通告書にあります。それはどのような理由で何の予算がつかなくて、そのように言われているかは、定かではありませんが、仮に議員さんの問い合わせ時期が、4月から7月上旬においてのことであると、これはそれなりの理由があります。と申しますのは、通常の年は新年度予算が3月末に可決され、新年度早々から執行できる状態にあります。

ところが、本年度はご承知のとおり、当初予算の議決の日が7月7日ということで、通常の年より約3カ月おくれであります。この間は喫緊に要する予算以外は、執行できない状態ということで、そのような対応をしたものではないかと推測をいたしております。

しかし、このような理由以外の対応で、ただ単に予算がありませんと片づけているとすれば、これは職員の資質が問われるものと思っております。

また、そのほかとしまして、今回の当初予算の編成時において、どのような基本方針に基づき調整を図ってまいりましたか、その経緯と考え方を申し上げます。

まず、財源のとりえ方ですが、主な財源として、自主財源であります市税が、前年度と比較して横ばい状態のため前年度並み、そして国からの交付金であります地方交付税は、三位一体改革による大幅な減額を予測、また地方消費税交付金や地方譲与税は、前年度並みといったことを視野に入れまして財源を固めておりました。これは、限度に等

しい額を算出しておりまして、しかし一方、歳出の要求額と照合いたしますと、大きな開きが生じておりましたので、事務的経費の旅費、消耗品費、燃料費、光熱水費、食糧費、修繕料、備品購入費につきましては、むだ、節約、倹約を旨としまして、大幅に削減を図ってまいりました。

また、市単独補助金、原材料につきましては、現況の財源の中では、前年度同額の財源を捻出することが困難なために、5割カットという方針を財政課の方で打ち出しておりました。

しかし一方、市民の皆様には直接的な影響となります各種サービス提供の予算や事業関連に要する予算は、旧5町が合併までにそれぞれの予算要求を固めた持ち寄り予算を市長が尊重され、大筋に認めたことによりまして、今日に至っております。したがって、厳しい予算編成ではありましたが、住民サービスの低下になるような予算にはなっていないのではないかと、このように理解しておりますが、もし今回言われております予算が、どのような予算がついていないかは、これは何だかの理由がありますので、いまい度担当課長にご説明を求められますようお願いいたします。

なお、すべての職員が異口同音に予算がありませんという回答をしましたことにつきましては、後日調査をしてまいりたいと考えております。

次に、第2点目の市民は合併により、行政に対して不安材料ばかりしか見えないとありますが、この不安材料の原因は、市単独補助金の削減ではないかと思われそうですが、この件につきましては、合併前の段階から5割カットというような予算方針が打ち出され、数字がひとり歩きした感も否めないと思っておりますが、それにしましても、このように市民の皆様には不安を抱かせる結果となりましたことは、私の不徳のいたすところであり、深く反省し、おわび申し上げます。

なお、この場をおかりしまして、念のために西予市の財政状況を申し上げますが、確かに西予市は厳しい財政内容となっております。

しかし、これは合併したためではございません。全国の地方自治体も4年連続の交付税の減、高齢者福祉費の増大によって、このような時代に直面しております。

また、既に旧5町が合併をする前からそのような兆候があらわれていたのも事実でありますし、合併をしない単独状態でございまして、今以上に困難な状態に陥ることが明白であります。この点を市民の皆様もしっかりと見きわめていただきたいと、このように願っております。

また、足腰の強い西予市を築いていくことは、今からでも遅くはございません。行政、議会、住民が一体となって真剣に向き合えば、十分可能でありますし、健全財政を構築していくことができますのでご安心ください。ただし、将来のことは後回しでよい、現実を優先すべきであるといったような物事を先送りいたしますと、これは取り返しのつかない状態になりますので、ぜひこの点をご理解いただき、ご協力を賜りますようお願いいたします。

最後に、今年度予算の収支についての見通し、計画、要望についてとありますが、収支の見通し及び計画につきましては、交付税が当初見込みの7.5%の減で見込んでいたものが、2.1%減に落ちましたことと、生活保護費の需要に対する交付税措置の増額で、多少安堵いたしているところでございます。と申しますのは、当初見込み額90億4,460万円に対し、交付税決定額が99億6,308万円となりましたので、その差額9億1,865万円の見込みの差が出たことによるものであります。

しかし、この差額も今回の補正不足額の2億9,983万円を充当いたしますと、6億1,865万円となり、さらに台風16号、18号の災害復旧費あるいは12月補正等々を考慮いたしますと、この財源も残りわずかになるものと思っております。

また、当初予算で財政調整基金を11億円、減債基金が2億円、合わせまして13億円を取り崩しておりますので、この状態のままで放置いたしますと、後年度の予算編成には、大変支障を来しますので、できる限り財源を確保し、財政調整基金あるいは減債基金に繰り入れしなければならないと考えております。

次に、要望についてのご質問ですが、これは各区からの要望の所思方であると思いますが、この件につきましては、緊急度合い、優先度合い、あるいは重要度を精査しながら、財源の許す範囲になってようかと思っておりますので、ご理解を賜りますようお願いを申し上げます。

以上でございます。

○三好市長 梅川議員の財政の総論的な問題について通告書にありますので、そのことを含めて私の方から話をさせていただきます。

今ほど財政課の方から細かいことについては述べましたけれども、あれを聞いておりますと、非常に厳しいというご認識をいただいたと、このように思うんですが、私はちょっと違う観点から少し話させていただいたと思います。

まず、日本の経済の状況を見ますと、長い間の停滞を脱して、新たな段階に来ておるのではないかと、このように思います。いわゆる不良債権処理の進展、規制緩和あるいは企業の再生、こういうのを見てみますと、非常にやはり上昇機運にあると、このように思いますが、数字的に見ても、失業率も5.5%の最悪から脱して少しずつ上向いておるというような状況、あるいは14年度初めから景気回復局面における平均成長率は大体年率3.0%ということでありまして、その中で、いわゆる民間需要等の寄与率が2.2%という数字が出ておるみたいですが、非常に経済成長を下支えしておるのが民間の力、これが力強くなっておりますと、このように思っておりますし、金融システムの安定化やあるいは株価の上昇を見ても、消費マインドが少しずつ上がってきておるというのが、今の国全体の経済、その効果が地方にいつになったら波及するのかというのが、今後の経済の見通しだと思っておりますが、早く地方に来てほしいというのが私の願いであります。それは経済の方からありますが、もう一つ、三位一体の改革の動向も見なくてはならないと、このように思います。いわゆる、国庫負担・補助金が20兆円あるわけでございますから、その流れを今の国の流れ、三位一体の流れを見ていく中で、国としては、いわゆる9兆円の国庫補助・負担金の削減、それに伴う8兆円の税源移譲というような考えで、今、これは国というより地方関係6団体、私らの市長会あるいは市議会の全国の団体、そういう地方関係6団体の要望としては、そういう方向に今やっておるわけでありまして、この考え方がどういう方向で最後国との間で決着するのかという問題もあるかと思っております。そういう中で、恐らく確実な方向は、先般の新潟の全国知事会を受けて全国市長会あるいは全国町村会もその考えに賛同だというような流れになっておりますが、18年度まで3兆円の税源移譲という方向の流れは、確実に方向を見出してつづめるのではなからうかと、国の中も恐らくそういう方向で来るのではなからうかと、私はこのように認識をしております。そういう中で、西予市の財政を考えますと、いわゆる第1番目には、合併による国の支援をやはり十分活用しなくてはならない、このように思います。その中の合併特例債あるいは普通交付税の合併算定がえ、あるいは合併補助金、こういう合併に伴う有利なものは活用しないといけないと、このように思います。

また、先ほど河野作生議員の質問にも答えましたけれども、2番目としましては、公債費の適正化、これはしていかなくては行けない。この問題につきましては、先ほど言及いたしましたので、省かせていただきます。

第3番目に、行政改革による財政の健全化をしていかなくてはならないと思っております。いわゆる退職者の2分の1の採用、今回も多くの方が西予市の採用試験を受けていただきますが、受験生には非常に厳しい状況でありますけれども、いたし方ないなど、このように思っております。それと、職員の早期退職者の希望退職者がありまして、それをいわゆる奨励するような制度をつくって、希望者の勧奨を促すことも必要なのかなと、このように思っております。先ほど言いました合併の算定がえでいいますと、15年後には16億円が交付税がなくなるわけありますから、この辺を含めた流れを行政改革の中にもやっていく必要があると、このように思っております。

また、第4番目に、今の合併協議会にもなされました、いわゆる新市の建設計画、西予市まちづくり計画の財政計画は、やはりもう整合性がなくなりました。だからこれは見直ししなくてはいけないと思います。それとともに新市の総合計画を早いうちにつくっていくということが、住民の皆さんに示す重要な役割だと、このように思っております。ともあれ、財政がやはり西予市にとっては重要な将来の展望を開いていきますので、しっかりと議員の皆さんも考えただくし、私どもも間違っただけで財政再建団体にならんように一生懸命やっていきたいと思っておりますので、またよろしくお願ひいたします、このように思います。

以上です。

- 議長 暫時休憩いたします。
- 午後3時に再開いたします。(休憩 午後2時45分)
- 議長 再開いたします。(再開 午後3時01分)
- 9番亀井秀男君 議長より一般質問の許可をいただきましたので、通告のとおり質問させていただきます。

まず初めに、この台風10号、16号、18号に被害に遭われた皆様方に心よりお見舞い申し上げます。

それでは、質問させていただきます。

新市まちづくり施策での安心・安全の地域づくりの一端として、防災対策についてお聞きいたします。

9月1日は防災の日、各地で防災訓練が実施されました。8月に入り10号台風、9月には16号、18号台風で、市内各地に甚大なる被害が出て、今議会で災害復旧補正案も出されております。

それではまず、台風被害対策についてお聞きいたします。

台風10号、16号、18号による被害状況について。

2つ目といたしまして、地球温暖化によって毎年変化に富んだ厳しい気象状態になっております。今後の台風被害の対応と対策についてお伺ひいたします。

まず、次の1点としまして、お礼になりますが、台風16号、18号の接近によりまして、市内各消防団幹部、団員の皆様には、住民の安全確保のための出勤に対しまして、この場をおかりいたしましてお礼を申し上げます。ありがとうございます。

次に、東南海・南海地震についての質問にさせていただきます。

昭和21年の南海地震によりまして、家屋倒壊、津波によって大きな被害が出ております。東南海・南海地震は、同時発生が接近して発生するおそれが大きいと、地震調査会が発表しております。徳島、高知県では、地震津波対策を整えております。西予市におきましても、三瓶、明浜地区は海岸線で、津波の被害が心配されております。震度6強の揺れが予想され、津波においては、3メートルから6メートルと予想されております。ひとつ早急に地震、津波を想定したシミュレーションを作成し、住民に周知、住民の意識の啓発に努めることが大事でございますので、この点につきましてもお伺ひいたします。

1つ、公共施設の耐震診断、学校、病院、市役所などの災害時の拠点となる箇所の地震診断を、改修を早急に望みます。このことについてお聞きしたいと思っておりますので、よろしくお願ひいたします。

- 森総務企画部長 亀井議員の一般質問にお答えをさせていただきます。

1点目の台風災害対策についてでございますが、まず台風10号、16号による被害状況についてでございますが、被害対策本部で取りまとめしております。台風10号につきましては、床下浸水2棟、田畑の流出、埋没等が4.3ヘクタール、道路2カ所、農林水産業施設4億5,870万円、公共土木施設1,350万円、農産被害69万6,000円、被害総額4億7,289万6,000円となっております。

また、台風16号につきましては、住宅の一部破損が8棟、床上浸水8棟、床下浸水139棟、道路46カ所、河川5カ所、水路2カ所、農林水産業施設6億1,408万5,000円、公共土木施設2億9,990万円、その他の公共施設500万円、農産被害1億4,019万8,000円、畜産被害52万5,000円、被害総額10億5,970万8,000円となっております。

なお、台風18号につきましては、現在最終取りまとめ中でありまして、まとまり次第、後日報告をさせていただきます。ありがとうございます。

今後は台風10号、16号、18号を教訓に対応・対策を考えた防災計画を策定したいと考えます。

2点目の東南海・南海地震についてでございますが、前の浅野泰義議員のご質問と答弁が重複しますので、省略させていただきます。また、旧宇和町におきましては、防災マップあるいは職員防災初動マニュアルを作成し、周知徹底を図っておりますので、市におきましても、西予市地域防災計画策定後は、このような形で周知徹底を図るとともに、さまざまな条件を設定した実践的な防災訓練を実施する等、防災意識の啓発を図っていききたいと考えています。

次に、公共施設の耐震診断についてでございますが、災害発生時の避難場所となります公的機関には、学校や公民館、体育館などがありますが、学校施設の耐震診断につきましては、昭和56年3月末までに建築承認を得て建築した建物で、非木造の2階以上または延べ床面積が200平方メートルを超えるものとなっており、これらの建物については、平成17年度末までに実施しなければならないことになっており、随時診断を進めていますが、今後は財政課と協議の上、耐震診断計画を策定し、取り組んでいかなければならないと考えています。

病院の耐震につきましては、野村病院は耐震構造であります。宇和病院は今後の医療施設整備の方向性を検討しながら対処したいと考えます。

市役所の耐震診断の是非でございますが、この庁舎は昭和30年に建築され、半世紀が経過し、非常に劣化、損傷が激しい状態になっておりますことは、見てのとおりであり、耐震診断というより、早急に改修あるいは改築の必要があると思われまますが、何分多額な財源を要する事案だけに、当面の建設は困難であるものと考えております。

以上、答弁とさせていただきます。

- 三好市長 亀井議員の台風の関係の質問についてお答えしたいと思っております。

今議会の冒頭にもお話ししましたが、10号、16号、18号と立て続けにこの西予市を台風が襲来してまいりました。甚大な被害があったわけでもありますが、ともかく市としては、いち早くこの復旧に努めていかなければいけないと、このように思っておりますので、また追加の補正予算は、最終日に出していくということをお願いしたいと思います。

また、あす産業建設常任委員会もかんきつの視察をされるということでありますが、私どもの行政側も、あす午後から明浜、三瓶の状況を見させていただきまして、適切なかんきつの今後のあり方についての措置をさせていただきたいと、このように思っております。

以上でございます。

○9番亀井秀男君 9月7日に台風18号が長時間吹き荒れまして、明浜町の海岸線は潮風で日に日に被害が多くなっております。枯死また落果、落葉被害となっております。今後、改植事業がしていかなければならない状況になっておりますが、現在の農家の足腰の弱い状態になっておりますので、それも平成3年以前の台風によりまして隔年結果等によりましての農家経済の困窮もありますので、その点国、県によりまして、助成金のまた補助金をお願いいたしまして改植ができ、この改植をせねば、ミカン産地は成り立ってまいりませんので、その点につきましても、よろしくお願ひしたらと思ひます。

いま一点、地震の関係でございますが、さきほど耐震診断と申しまして、私今回はこの質問は一般の家庭につきまし

ても、ひとつ木造建築の建物が、非常に密集地にありますので、これにつきまして、考えていただけたらと思います。かなり老朽化もありますので、もし地震が起きた場合の被害も考えられまして、緊急車両また助けていくときにも支障を来すのではないかと思いますので、これらも審査・診断を受けて、住民が安心できるような方策も考えていただけたらと思います。

そしてまた、荒廃した管理者のいない朽ちかけた家屋等も点在して、これが一番の危険性を伴っております。個人的には、管理者に通告、その近くにおれば話ができるわけですが、この朽ちかけた建物というのは、もうこの地区内にはいないという形になっております。これを何とか市の方でこの方たちを探していただきまして、質問状を出して現況を知らずとか、そういうことをしていただかなければ、個人的にはなかなか前向きにはできないような状態でございますので、この点にも地域の防災に役立つものだと思いますので、ひとつよろしくお考えをいただけたらと思います。この点につきまして、何かありましたら、ひとつお願いしたらと思います。

○三好市長 亀井議員の再質問についてお答えします。

まず、最初の18号の問題でありますけど、塩害に伴う改植、非常に足腰が弱い状況で、先ほど松島議員からも同じような質問があったかと思いますが、愛媛県知事も昨日中島町の方に見られて、非常に厳しい状況だという認識をどうもされておるみたいでございます。私もその厳しいさというのは、今耳の方で痛いほど聞いておりますし、県の方もその改植については、平成3年度のときと同じように出していくと、このように思っておりますし、市といたしましては、それからも漏れるようないろいろな問題があるうかと思っております。そういう問題をどのように対応していくかというのを部局内で考えていきたいと、このように思っております。

それから、第2点目の地震、耐震性の問題でございますけれども、各家庭にまで耐震診断ということでございますが、これは一つの防災の計画の中の考え方としては、そこまで踏み込んだら確かにいいわけでございますが、果たして市の財政が今の現状でそこまで持つことができるかなと、このような気がしております。そういう中で、今の南海地震の問題があって、国の方もこれに対する今から徐々に予算づけといいますが、方向づけがやっていくような考えもどうもあるみたいでございます。そういう中で市としても、そういう調査費用が計上されるような体制、補助事業等々あった場合、進んでいけたらやったらいい。市単独では、ちょっと難しい現状だと、このように思いますし、倒壊いわゆる朽ち果てた家屋についての調査については、これは現実の問題としては、やり得る、やってしかるべき存在なのかなという気がいたします。これについては、また担当部局の中にどういう方法でやるかということ調査やら検討をさすということにさせていただきたいと思っております。

以上です。

○議長 以上で一般質問を終結といたします。

(日程2)

○議長 議案第50号「西予市宇和町財産区議会設置条例制定について」から認定第15号「平成15年度三瓶町明浜町衛生事務組合一般会計歳入歳出決算の認定について」までの34件を一括議題といたします。

これより本案に対する質疑を行います。

質疑は大綱の質疑のみをお願いいたします。

○17番酒井宇之吉君 台風の被害の問題にかかわることをお許し願います。

産業部長にお聞きいたすわけでございますが、昨日の愛媛新聞に、台風18号の被害が31億円余りと出ておりました。どうも明浜町の被害が入っているかどうかを、まずもってお尋ねをいたします。

そして、もし入っていないのであれば、現在最終的な被害状況だろうとは思いますが、まだ明浜町には先ほどから松島議員、亀井議員が申し上げますように、最終的な樹体被害が、最終まで——中間ではわかりますけれども、いっておりません。あす常任委員会と市長さん、視察していただくということで、あすぐらいが一番の結果が見えるかなと思っている段階で愛媛新聞に31億円という金額が出ました。これがどのような経緯で西予市のかんきつ被害を報告しているのか、まずもってお尋ねいたします。

○大森産業部長 それでは、ただいまの質問にお答えをいたします。

昨日の新聞で、愛媛新聞でありますけれども、農作物の被害が31億4,243万円、中でもかんきつの被害は13億円を超えるということが載っております。その中で、明浜町の分が載っているかということでございますが、9月9日の時点で、第1回目の調査をいたしました。このことにつきましては、報告をしておりますので、入っておると思えますけれども、この報告につきましては、明浜町では、果樹の方が33.8ヘクタールで3,600万円、樹体の方で15.2ヘクタールで4,750万円、合わせまして8,300万円、これは県の方に報告しておりますので、ここに数字が載っております。でも、これはほんの一部でありまして、明浜の方からきくと、この新聞が出た後でございますが、きのうの朝に取りまとめられた数字が報告をいただきました。それによりまして、果樹では、15.2ヘクタールで2億円、約2億円ですが、樹体で3億2,400万円、合わせまして5億2,500万円という数字が、きのう本庁の方に届いたばかりでありまして、このことについては、速やかに報告はしましたけど、新聞の報道によりまして数字の中には入っておりません。

以上でございます。

○17番酒井宇之吉君 私どもも非常に地区議員会を昨夜、松島議員が言いましたように集まりまして、この未曾有の事態に地区議員としてどうしように対処したらいいかという考えをいたしました。

しかしながら、これといった妙案もございません。これから議会挙げて西予市になって初めての体験だろうと思うんですが、地区住民が集落機能まで衰退していくような事態になろうかと、想定されております。議会、市全体がどのような方策を考えていただくか、お知恵をおかりしたいと、なように思う次第でございます。

なお、市長の当初よりありました台風被害につきましては、追加補正をするということでございますので、応分なる配慮をお願いしたいと、かように思う次第でございます。よろしくお願い申し上げます。

○議長 皆さんにお願いいたします。

これよりの質疑は、議事日程の議案順をお願いいたします。

それでは、まず議案第50号に対する質疑を行います。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長 次に、議案第51号に対する質疑を行います。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長 次に、議案第52号に対する質疑を行います。

○5番元親孝志君 議案第52号「西予市行政改革推進委員会設置条例制定について」これの関連につきまして質問をさせていただきます。

私、旧町時代に行革委員をやっておりましたので、この委員会は県からの恐らく義務的な委員会であろうと思いますので、この委員会そのものではなくて、これに関連した、今三好市長が、いろいろ今回の補正にも上がっておりますが、検討をされております各種委員会あるいはまた諮問機関等の設置につきまして、私の意見を申し述べさせていただきます。

実は、昨今の地方自治体、全国的な傾向として、議会で決議した事項に関しまして、住民投票ということをもって議会の議決を否決するというふうな事例が各地で起こっております。このことにつきまして、私は内々疑問に感じること

があるわけですが、日本の国というのは、基本的に議会制民主主義を建前といたしております。この住民投票というのは、スイスのように政治手法として認められておる国につきましては、当然の手法であろうと思いますが、日本の国においては、あくまでも間接民主主義国家でありますので、議会制民主主義国家ということは、議会の決議を優先するというのが建前であろうと思います。そういうことをかんがみたときに、いろいろ各自治体が住民の声を行政に反映するというので、このようにいろいろな諮問機関等を設置されておるわけですが、私が思うには、まずやはり議会と行政が確かな信頼関係をつくって、まず問題は、議会はどう考えるかということが先ではないかなというふうに思っております。それを見たときに、この西予市議会の中で、まだ特別委員会の一つもありません。

しかし、市長はいろいろと住民の皆さんとのこういう諮問機関等を計画されておるわけですが、私は、まず先に、やはり議会の中で、いろいろなきょう一般質問に出ておりますが、西予市、多くの課題を抱えております。そういったものに対して、私は議会の中に特別委員会を設置していただいて、そしてその中で検討をし、そのことを住民の皆さんがどう判断されるか、そういう手順をとられるべきではないかなというふうに思っておるわけですが、でないと、我々の議会というものが、行政と市民とで決めていければ、議会という存在は必要なくなると思います。そういう観点からも、私は地方自治体も議会制民主主義を建前としておるわけですから、当然、まずは議会と行政という関係からスタートをしていただくべきではないかなというふうに思いますので、市長の考えをお伺いしたいと思

す。
○三好市長 それでは、元親議員の質問についてお答えしたいと思います。

おっしゃることは当然なことだと思います。日本というのは、間接民主主義によって制度ができておるわけでありま
すから、この地方自治体の運営については、間接民主主義に議会という重要な役割を持ってやられておるということ
と思います。

ただ一方、地方の中では、私どものように、直接民主主義の反映として市長という役割をさせていただいておる立場
がございます。これが国の制度と地方の自主制度の大きな違いと、このように思っております。そういう中で、市長の
附属機関としての各委員会や諮問議会、審議会等々が、地方自治法の制度上にできておるわけですから、それ
については、市長としても、そういう委員会や諮問機関、附属機関としての諮問機関や委員会を通じて市民の声を聞く
手段をやはりとる必要があるんじゃないかなと思います。これは全然議会を無視しておるというのは、ちょっと考
えが違うわけでありまして、そういう中で、重要な問題については、議会の方にもぜひとも特別委員会を立ち上げて
いただくという、議会の中での行為と考えということになるかなと思います。基本的には、やはりこの西予市政という
一つの状況の中では、私どもの行政側と議会側の動きで、両方の両輪をもって、その決定的な方向を見出すわけござ
いますから、無視してやっとなるわけではないということをご理解いただきたいと、このように思うわけございま

す。
以上です。

○議長 次に、議案第53号に対する質疑を行います。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長 次に、議案第54号に対する質疑を行います。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長 次に、議案第55号に対する質疑を行います。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長 次に、議案第56号に対する質疑を行います。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長 次に、議案第57号に対する質疑を行います。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長 次に、議案第58号に対する質疑を行います。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長 次に、議案第59号に対する質疑を行います。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長 次に、議案第60号に対する質疑を行います。

○2番大竹忠盛君 2点ばかりご質問を申し上げたいと思います。

1点目は、災害の関係で、一般質問、酒井議員からも質問があったわけですが、私の方からは、10号、16
号、18号の国、県の補助金はどのような形になっておるのか。あるいは、激甚災の見通しはあるかどうか。まず、補
助の関係について、1点お伺いをいたしたいと思

います。
関連をいたしまして、聞くところによりますと、城川、野村の林道あたりは、崩壊や風倒木の障害で現場へさえ行き
がたいような状況にあると伺っております。

さらに、明浜のミカンの塩害については、るお話がありましたとおりであります。今回の塩害によって、3年な
いし5年向こうまで収穫に影響が出るのではないかと、このようなお話も伺っておりますし、民家もかなり傷んでお
るところがあるようでございます。けさのテレビのニュースを見ておりますと、どっか市の名前、ちょっと覚えてないわ
けであります。屋根の修理等については、市が即決100万円を上限として貸し出しをする、という報道がされ
ておりました。今回の台風に対する市の姿勢、議会の誠実性、これは大変重要な課題であろうと考えておるわけであ
ります。市長も公約の中で、できるだけ隅々まで光が当たる政治をというお話をされておりましたけれども、私は大変予
算、厳しい状況であることは認識しておるわけでありまして、少しでもいい補助率をいかにして確保するかというこ
ととあわせて、ぜひとも今回の台風による被害については、それぞれの英知を結集して、最大の効果が上がるよう
な対応を議会を含めまして十分とっていくべきだろうと、このように考えておりますので、適切な対応をお願いを申し
上げたいと思うのであります。

2点目は、河野議員からも箱物行政のお話がありました。今回、一般会計の補正予算で、野村町地域振興センタ
ー、3,158万円の予算が出ておりますが、一般財源の継ぎ足し、当初予算と合わせまして7,900万円という予
算が計上をされておるわけですが、これらの経営については、大変ご苦労をなされておるということは、十分承
知をいたしておるわけですが、これらは施設がある間、永劫に続くわけございまして、一層の経営改革改善が
臨まれるのでありますが、現在における経営改善等の考え方がございすれば、ぜひお示しをいただきたいというふう
に思うのであります。

あわせて、城川町における多目的交流促進センター、健康保養地中核施設、この2件について承認をしたわけ
でございますが、城川町でも旧城川町の時代、十分町民の皆さんが議論をされて方向づけをなされて今回提案をされた施
設でありますので、とやかく言うことではないわけですが、これについても将来の管理運営については、十分な配
慮をしていくべきではないだろうか、このように思っておるわけでございます。したがって、将来の維持管理の
方向、使い方の有効活用の問題等について、現在の考え方をお示しをいただきたいと思うのであります。

以上、よろしくお願いをいたします。

○大森産業部長 それでは、まず第1点目の災害に対する補助金、補助率のことについてご説明を申し上げます。

この災害に農林水産業施設に対する国の補助金につきましては、定率ではありませんで、1個当たりの事業費の額に
よって補助金が決まっていくという状況でありまして、暫定的には、農地では50%、施設では65%、林道でも6

5%と決まっておりますけれども、ほとんどこれで済むということはありませんで、今回想定しております予算で計上しておりますのは、ある程度事業費は上がってくるであろうということで、農地では70%、施設では80%、林道では70%を増嵩されるであろうという予測で計上をいたしております。

さらに、激甚災ということになってきますと、この補助率の1個当たりの事業費の関係が、また変わってきますので、今予測しておるところでは、施設でも95%ぐらいにはなるんじゃないかなという予想であります。ただこれは指定を受けるかどうかということが大きな問題になっておりまして、今の状況では、その指定については、何とも言えないところでございます。

それから2番目に、その被害の関係の市の姿勢ということでございますけれども、このことにつきましては、非常に今回の災害につきましては、多種多様といえますが、広範囲にわたって種類も非常に多くなっております。先ほど改植の問題も質問に出ておりましたけれども、これは市長の方が答えるべきかとも思いますけれども、産業部といたしましては、まだ実態を把握し切れてないという部分もあります。事業費についても、実態が把握し切れていない。ただ、もうこれは財政の問題もありますけれども、可能な限り被災された方の負担が軽くなる方策は、何らかの形で市長の方には提言をしていきたいというふうに考えております。

それから、ほわいとファームの問題で、これは第三セクターでありまして、ほわいとファームでありますけれども、今新市の中ではご案内のとおり、7つの第三セクターがありまして、赤字補てんをしております。していないのが、どんぶり館と野村町にあります。これは16年度ですが、グリーンヒルの2つということでありまして、特に中でもご質問のありましたほわいとファームにつきましては、今回の予算でも2,900万円の提案をさせていただいておりますけれども、一つだけ理解していただきたいことは、その2,900万円の中に、まず人件費の問題があります。この人件費が15年度までにつきましては、4名の者が町が直接給料を払っていたということがございまして、今回もう株式会社地域振興センターの方で払うようになってまいりましたので、この差が約1,000万円出てまいります。これはある意味やむを得ないかなというふうにも考えておりますけれども、それでもなおかつまだ2,000万円近い赤字が出てまいっております。このことにつきましては、今までは農業の振興とか地域の雇用の場の確保という面で、行政も助成をしていくということと、それが当然のこととしてやっていったような部分もありますけれども、ただそれがどれだけ経済効果があったのかということとを明確に数字で示してそれを補助をしてきたわけではございません。この辺のことも、もう一度数字で明確にして、市でどれだけそのことが助成できる範囲なのかということとを、まずひとくことも必要かなと思います。もう何よりは企業努力、もうこの一言に尽きるわけでありまして、今回も一つの例としましては、市の方へ直接ほわいとファームの職員が品物を売りにきておりますけれども、西予市だけでも、本庁だけでも80人あったというふうに聞いております。野村の方でも56人あったということに聞いておりますが、あといろんなイベントも計画をしておりますが、これがこの15年度でどれだけの効果を生むかということとはわかりません。その辺を十分に踏まえて、次のステップとしては民営化ということも、もう考える時期に来たというふうに考えております。

以上でございます。

○議長 暫時休憩いたします。(休憩 午後3時44分)

○議長 再開いたします。(再開 午後3時45分)

○大森産業部長 先ほど大竹議員のご質問に対して、私の方からちょっと不適切な回答をいたしましたので、大変失礼ですが、訂正をさせていただきたいと思っております。

赤字補てんと申しましたが、これは運営に対する補てんという言葉に訂正をさせていただきたいと思っております。どうも失礼いたしました。

○安藤建設部長 大竹議員さんの補助率のお問い合わせですけれども、今回補正で出しております公共土木事業債の補助率ですが、激甚災になれば、またこれ別なんですけれども、一応今回は通常の災害の補助率で、公共土木事業債は、国費が0.667で、66.7%です。それで出しております。あと残りは、もうほとんど9割9分9厘まで起債を兼ねますので、33.2ぐらいまでは起債で賄うという予算の編成でしております。

以上です。

○九鬼城川総合支所長 それでは、第2点目の城川町の建設計画の関係ですけれども、城川町時代に計画をしておりますので、私の方からお答えをさせていただきます。

まず、前提としてまして、既に6月議会でもご説明を申し上げました第2ログジと俗称申しておりますが、それは山振事業で取り組んでおりまして、年間の利用客を大体5,000人を見込んでおります。それから、保養施設の中核施設につきましては、年間約4万人程度を見込んでおりまして、入浴施設につきましては8万人、これは現在の宝泉坊温泉の利用客が年間10万人から9万人、現在若干落ちてまして9万人程度になっておりますが、そこら辺から算定をしております。そういった中で、まずこの施設は、健康増進施設として、非常に公益性の高い施設であるということから、今後の管理運営については、市が直接管理運営するのがいいんじゃないかというふうな考え方もありますけれども、一面温泉という保養的な施設も併設をいたしますので、原則的には、やはり利用者負担という原則を通すのが、一番公平で市民に納得をしていただけるんじゃないかというふうに考えておりまして、そういったことによりまして、利用料金の設定ということが大きな問題になってくると思っておりますけれども、あくまでも収支バランスを考えた経営を目指すためには、旧城川町時代も3つの具体的案を考えておりました。先ほど申しましたように、一般会計で直接管理する方法と、既に城川町にあります第三セクターであります城川開発公社へ業務委託をするという考え方、それとも一つは、これらの観光施設を委託する新たな第三セクターを設立するという、この3つを旧城川町時代から検討してまいりました。西予市に引き継ぎ願ひまして、現時点では、やはり収支のバランス、今後の経営というふうなことを考えると、第三セクター、民活、民間に管理運営を委託して、収支のバランスをとっていただきながら収支改善をしていただくという方向に持っていくべきではないかというふうに考えております。とは申しまして、施設の目的が医療的なもの、特に高齢者等々の方にご利用をいただければならないということがありますので、料金はできるだけ安く設定をして、市民の方が利用しやすいようにしなければいけないという命題があります。そういったことから、ちょうど横に場所的にも隣になりますが、山振で設定します第2ログジ、宿泊施設ですが、幸いにも現在この宝泉坊ログジ宿泊施設は、収益性がよくて、若干黒字も出ております。そういったようなことから、これらを一体に管理運営をしていけば、全体として収支のバランスがとれた運営ができるんじゃないかというような期待をしております。いずれにしても、このことについて最終的な決断は、来年度、17年度の当初予算を編成するまでに、最終的に市としてどういう形で管理をするかということとを結論づけたいというふうに考えております。今年12月ごろまでは、最終結論を出したいというふうに考えております。

以上です。

○31番浅野重君 私も災害につきまして、一言申したいと思いますが、昨日市長は、全力を挙げて取り組むという、非常に心強い答えを出されたので、非常に喜んでおるところではございますが、先ほどからありますように、大変10号から18号までのこの災害は、想像を絶すると言ってもいいほどの被害でございまして、全力でひとつ取り組んで復旧作業をしていただきたいと、こういうふうに思っただけでございますが、一番心配されるのは、例えば、国、県から落ちた農地の関係、例えば田んぼの関係でも、あぜの岸が崩れたと。高齢化は当然ご案内のように進んでおりまして、これ40万円以下の半分とか、6割とか見てやろうと言っても、自分の金がないので、それはたえまませんというのがあると思います。これをそのまま放置しておると、例えば2次災害というようなことも起こる可能性もある。こう

ということで、ぜひともこの災害というものは、僕らは知って、こんなのは昭和20年、もう昔のことではありますが、そのころにあってから、その次の災害でないかというような感じもしておりますので、そう毎年毎年来るものではないので、ここにまとめて災害復旧を、原型とは言いませんが、その場所の機能を果たせる程度には、市として責任を持ってやるというような意気込みでひとつやってほしい。

それと、ちょっと心配されるのは、林道関係であります。例えば台帳には載っていない、今森林の整備を行っておりますが、そこへ行く、その道がふさがれたとか、山から落ちておるとかという形で復旧を望んでおるが、なかなか個人では難しいというような場合には、やはりそういう個人、公の台帳には載っていないというような林道に対しても、これは積極的に市の支援をしていただきたいと、こう思う次第でございます。先ほどからありますように、ミカンとかナシそして稲作、そういうものにもありますが、先ほど申しましたように、この災害は毎年あるわけではないことを僕は確信しておりますので、今年使つて、あとその災害までにまた復旧をさす金もまたつくるといふようなことで、必要な金はやっぱりそのときに出して使い、あとどうするかということは、そのとき考えるというように形のひとつやってほしいなというふうな気がしておりますので、申し上げましてひとつよろしくをお願いしたいと思います。失礼します。

○三好市長 浅野議員の質問についてお答えいたします。

台風、今回10号、16号、18号、今言われるように、今ほどお話になられた20年ごろからと、恐らく昭和18年に大きな災害が来ておりますので、そのことだと思って聞いておりましたが、それ以来だと言われますと、私もそれぐらいの災害が来たのかなという気で、今改めて大変だったなという気がいたしております。そういう中で、国・県に入らないし、単独補助の60万円、40万円についての市上乗せ補助といいますが、そのことだと思つておりますが、それについて、今ここですぐこうしますよという答えがちょっと出しづらい財政的にあります。内部でちょっと検討をいたしまして、ただ私も台風16号が発生した翌日、ばつと全体を見たときに、救われんようなことをどうしようかなというふうなことで見させていただきました。助役と一緒に2人で考えながら、それをフォローできるようなことが、この市の中でできないかなというふうなことを2人で見ながら災害現場を見たわけでございますけれど、それを踏まえて内部で検討をしないといけないう状況であることは確かでありました。これが答えになるかどうかわかりませんが、これを内部でいろんなことで、財政的なことも含めて検討させていただくということでご理解をいただきたいと思います。

また、林道台帳に載っていない林道、恐らく林内作業道のことでしょうか。私どもは旧宇和では、林道に載っていないので、林内作業道の扱いをしてあったやつがあるんです。それと似たようなことかなと思ひながら聞いたんです。ただ個人的にやられたんやなしに、補助に入っていない、そういうところ、いわゆる林道として実際使つておるようなところの林道についての扱い方の問題だと、このように思ひますが、これについては、基本としては、市の補助対象にしないかというふうな思いで、今聞かせていただきました。詳しいちょっと状況がわかりませんので、林道の状況を見ながら判断をさせていただいたらと、このように思ひます。

○31番浅野重君 今市長言われましたように、林道といっても作業道とは違う。作業道といっても、簡単な、また後で戻しなさいというんではないに、補助を受けて抜いた、4トン車も入っていくような道路なんでございますので、普通の作業道とは違うことを申しおいておきます。

○2番松山清君 議案第60号の内容につきまして、若干説明なかった点についてお伺いしたいと思います。

まず、37ページの2款総務費、3戸籍住民基本台帳費の中で、19節で出産祝い金補助金というのが、これ710万円計上されておるわけですけど、これはこの時期に計上され、どういふふうに使われていくのか。当初にもあったような気がするんですけど、私の勘違いかもしれませんが、その点についてお聞かせ願ひたいと思います。

そして次に、52ページの4款衛生費、1項保健衛生費の中で、例年出てくるわけですけども、19節の浄化槽設置整備補助金というのが、622万8,000円あるわけですが、これについて、例年思ひますのは、当初にある枠がとってありまして、随時不足していつて、大体これまでは希望せられる方、追加で補正でどんどん組んでいつて、このようない形でやっていくんですけど、大変それは住民の方々にとっていいことだといふふうに私は思つてゐるんですが、このことが、今後もそういう形で対応できるのかどうか。今回補正で上がつておりますが、さらにまた、これからまた希望される方もおられるわけで、来年度までに、そういった対応ができるのか、公平性の観点からお伺ひしたいところでありまふ。

それから、59ページ、6款の農林水産業費の1項の農業費ですが、16節の生コン代ということがありまして、これ2つに分かれとつたと思ひますが、これは旧宇和町時代から生コンの原材料支給といふのをやっております、大変いい制度で、今回もそれを続けていくということじゃないかと思ふんですけど、その基準と、どういった形で使われるのか、今回計上されてこれからどう運用されるのか、このことについてちょっとお聞かせ願ひたいと思ひます。

それから、63ページの6款同じく1項の農業費ですけども、先ほど質問がありました野村町地域振興センター管理業務委託費で、2,900万円支出されておりますが、これに対する使い方、歳入ですね。これは人件費というふうなお話も先ほどありましたが、これは売り上げとかそういうものが、ある程度返つてきて、一般会計の中へ入ってくるものなのかどうか、それを聞かせ願ひたいと思ひます。委託してまた入ってくる分についてですが。

そして次、69ページの商工費の中の2項の商工業振興費なんですが、19節の負担金補助金及び交付金の中で、企業誘致奨励金というのは724万9,000円ございますが、この内訳はどういふふうになっているのか、お聞かせください。

それと、次のページの71ページで、7項の文化の里振興費ですが、これは宇和町に關することだと思ふんですけども、委託料で、建ぺい率調査委託料というのがございまして、これはもうどうしてごがいな時期にこういうことをやるのか、もう重伝建がそろそろ認定される時期に來ているのではないかと思ふんですけども、その進捗状況とあわせてそれについてお聞かせいただきたいと思ひます。

最後に、73ページの土木費の2項の道路橋梁費ですが、1項の道路橋梁総務の中の19負担金補助金及び交付金で355万1,000円、地元高速道路対策協議会補助金というのがありますが、この費用はどういったものなのか、ご説明をお願いします。

○松本生活福祉部長 松山議員の質問にお答えいたします。

最初に37ページの出産祝金でございますが、この分につきましては本町宇和町分と明浜町分の追加であります。当初予算補助金については2分の1計上ということで当初計上しておりましたが、それを出産予定数として今回補正計上をさせていただいております。

次に、52ページの浄化槽設置整備事業の補助金でございますが、これは明浜、城川、三瓶町の追加分で、県へ申請していた補助申請が通つたために追加いたすものでございます。

以上です。

○大森産業部長 大変申しわけないんですが、ちょっと手元に資料がない部分がありますので、まず最初に、わかる部分からご説明をさせていただきたいと思ひます。

まず、59ページの生コンにつきましては、後ほどお知らせをしたいと思ひます。

それから次に、63ページの委託料については、地域振興センターへの委託料を出しますが、それに対して売り上げなり何なりの歳入があるかということでありまふけれども、これはもう委託料として出すだけでありまして、売り上げと

かそういうことが一般会計へ返ってくるということはありません。

売り上げはあります。売り上げは当然あります、アイスクリームとかヨーグルトとか。それはもうそのセンターの会計への歳入に入るわけでありまして。

今の件はよろしいでしょうか。

次が、69ページの企業誘致の件であります。これにつきましては、まずこの案件は、旧城川町におきまして、平成16年3月、合併前ですが、受け付けられた案件であります。それは、城川町の企業の立地の促進を図るということで、その条例に基づいて、申請者が有限会社山一運送というところで、16年3月に交付申請があったものでございます。

事業の内容としましては、貨物運送業ということで、投下固定資産、その条例でいきますと、2,500万円を超えることによって、従業員も一定数、5名ですが、その5名を要しておれば、その奨励金が投下固定資産に対する10分の1の金額で交付をされるというものでございます。このことにつきましては、その後におきまして、新市の条例に基づきます審議会が制定されておりますので、その審議会の中で審議をされて了承を得られております。この中で、予算につきましては、720万円という予算が計上されておりますけれども、変更申請が新市になってから出ておりますので、この金額については、若干減ってはいるという状況であります。

それから、71ページの委託料の件でございますけれども、この件につきましても、進捗状況がどのようになっておるかということでございますが、ちょっとこれも資料を持ち合わせておりませんので、先ほどの件とあわせて後ほどお知らせをしたいと思います。

以上でございます。

○安藤建設部長 高速道路の対策協議会の補助金の件ですが、これは下川地区ですか、高速道路の用地の補償代金として歳入にも上がっておりますけれども、355万円。これは、下川地区の区有地がそこら辺の補償の用地の分を市の方が受け入れて、下川地区の高速道路の対策協議会の方に補助金として出すということになっております。用地の補償代金ということでございます。

○議長 暫時休憩いたします。(休憩 午後4時10分)

○議長 再開いたします。(再開 午後4時18分)

議案第60号に対する質疑はございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長 次に、議案第61号に対する質疑を行います。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長 次に、議案第62号に対する質疑を行います。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長 次に、議案第63号に対する質疑を行います。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長 次に、議案第64号に対する質疑を行います。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長 次に、議案第65号に対する質疑を行います。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長 次に、議案第66号に対する質疑を行います。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長 次に、議案第67号に対する質疑を行います。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長 次に、議案第68号に対する質疑を行います。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長 次に、認定第1号から認定第15号まで、15件に対する質疑を行います。

○18番兵頭勇君 認定第7号の「野村病院の事業会計の認定について」ご意見を述べさせていただきます。

ちょうど認定についての意見ではないわけですが、関連でありますので、意見を述べさせていただきます。

ちょうど昨日の監査意見によりまして野村病院も、今後野村病院の院外処方の導入を検討されたいという項目が入っております。そのような中で、これは医薬分業であろうというふうに思うわけでありまして、既に宇和町におきましては、何年前に導入をされておりまして、近隣の市立の宇和島病院、そして市立の八幡浜病院においても、既に導入をされておりまして、私個人ですが、これは時代の流れといいますが、時の要請であろうというふうに思っております。この件につきましては、導入につきましては、病院にとっての経営上のメリット・デメリット、特に住民等についてのメリット・デメリットというものを住民に説明をし、特に高齢者、障害者等の弱者に配慮のある説明の仕方によってのひとつ導入を求めたいというふうに思います。気配りと目配りのあるひとつ導入に、ひとつ十分に注意されまして、導入されるならば、住民に徹底したひとつ導入の方法を考えるべきではないかというふうに思いますので、これは答弁は要りませんが、意見として述べさせていただきます。

以上でございます。

○17番酒井宇之吉君 私は、監査の意見書の中で、各特別会計に対して意見を述べられておりました。これからの統廃合、もう特別会計をなくする意見書もありましたので、残さなければならぬ特別会計もあると思っております。もし理事者側の方でなくする特別会計、残す特別会計、これにつきましては、議会の方へもご相談を賜うようお願いをいたしておきます。

○三好市長 今のは要望だと思って、私はもうおりましたけれども、監査意見書の中に、今酒井議員が言われた統廃合の問題があったと思います。あの監査意見、非常に監査委員さんの大切な意見ですので、私が言っておりますように、9月の定例議会の中で審査をいただいた上で、議会の方で、今度の来年度の予算に反映することへ考えております。今回のそれぞれの各常任委員会の中の審査の過程の中でも、そのことを取り上げていただきまして、その意見を重視して、今度の来年に向けていきたいと、このように思っておりますので、その審議の過程でよろしくお願いしたらと思います。

以上でございます。

○議長 以上で質疑を終結いたします。

ただいま議題となっております議案第34件については、お手元に配付いたしております各常任委員会付託表のとおり、各常任委員会に付託いたします。

次に、請願第2号「郵政事業の民営化反対に関する意見書採択を求める請願書」から陳情第5号「愛媛県立野村高等学校の学級数の現状維持を求める陳情書」まで、3件を一括議題といたします。

まず、請願第2号についてお諮りいたします。

請願第2号については、会議規則第133条の規定により、委員会付託を省略したいと思います。これにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

- 議長 ご異議なしと認め、そのように決定いたしました。
討論はございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

- 議長 討論なしと認めます。
これより請願第2号を採決いたします。
この採決は起立によって行います。
請願第2号を採択することに賛成の方はご起立願います。
(賛成者起立)

- 議長 ご着席ください。
起立多数です。よって、請願第2号は採択することに決定いたしました。
次に、請願第3号についてお諮りいたします。
請願第3号については、会議規則第133条の規定により、委員会付託を省略したいと思います。これにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

- 議長 ご異議なしと認め、そのように決定いたしました。
討論はございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

- 議長 討論なしと認めます。
これより請願第3号「野村警察署存続を求める請願書」を採決します。
この採決は起立によって行います。
請願第3号を採択することに賛成の方はご起立願います。
(賛成者起立)

- 議長 ご着席ください。
起立多数です。よって、請願第3号は採択することに決定いたしました。
次に、陳情第5号についてお諮りいたします。
陳情第5号については、会議規則第133条の規定により、委員会付託を省略したいと思います。これにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

- 議長 ご異議なしと認め、そのように決定いたしました。
討論はございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

- 議長 討論なしと認めます。
これより陳情第5号を採決いたします。
この採決は起立によって行います。
陳情第5号を採択することに賛成の方はご起立願います。
(賛成者起立)

- 議長 ご着席ください。
起立多数です。よって、陳情第5号は採択することに決定いたしました。
次に、陳情第6号「地方分権推進のための「国庫補助負担金改革案」の実現を求める意見書の提出について」から陳情第7号「農村女性の地位向上等を目指す家族経営協定普及に関する意見書採択の陳情について」までの2件を一括議題といたします。

この陳情については、お手元に配付いたしております陳情文書表のとおり、各常任委員会に付託いたします。
各常任委員会においては、各議案並びに陳情について十分に審査を行い、最終日の本会議において、委員会の審査の経過と結果について各常任委員長の報告を求めることにいたします。

- 議長 暫時休憩いたします。(休憩 午後4時30分)
- 議長 再開いたします。(再開 午後4時32分)

お諮りいたします。
ただいま浅野泰義議員外2名から提出された意見書案第3号「郵政事業の民営化反対を求める意見書(案)の提出について」を本日の日程に追加し議題としたいと思います。これにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

- 議長 ご異議なしと認めます。よって、本案を本日の日程に追加し、議題とすることに決定いたしました。
(追加)

- 議長 意見書案第3号「郵政事業の民営化反対を求める意見書(案)の提出について」を議題といたします。
浅野総務常任委員長をして朗読いたさせます。

- 浅野泰義総務常任委員長 (朗読)

- 議長 ただいま議題となっております本案は、会議規則第37条第2項の規定により、提案理由の説明を省略することにしたいと思います。これにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

- 議長 ご異議なしと認め、そのように決定いたしました。
討論はございませんか。

- 2番松山清君 この意見書案第3号についてですけども、これはちょっと内容については、大事なことで、これを出すことについては賛成なんですけども、この意見書案第3号「郵政事業の民営化反対を求める意見書(案)の提出について」となっておりますが、これは意見書の提出とすべきじゃないかと、私は思うんですけども、このタイトルについては、これでよろしいのでしょうか。

- 吉良事務局長 私の方からちょっとご説明を申し上げますが、議案と同じでございますので、採択されるまで意見書案ということで扱わせていただきたいと思います。よろしく願います。

- 議長 よろしいですか。納得していますか。
(2番松本清君「はい」と呼ぶ)

お諮りいたします。
この表決は起立によって行います。
意見書案第3号を決定することに賛成の方はご起立願います。
(賛成者起立)

- 議長 ご着席ください。
起立多数です。よって、意見書案第3号は原案のとおり決定いたしました。
以上をもって本日の日程は全部終了いたしました。

平成16年第2回定例会(2日目) H16.9.16

本日はこれにて散会いたします。
次回は10月1日午後1時30分より会議を開きます。
ご苦労さまでした。
散会 午後4時40分

平成16年第2回定例会(3日目) H16.10.1

平成16年第2回西予市議会定例会会議録(第3号)

1. 招 集 席 議 員 田 中 剛 宏 志 三 男 生 義 夫 吉 男 俊 千 三 男 元 重
 1. 招 集 席 議 員 宇 都 宮 親 野 井 野 好 井 本 川 地 田 野 宮 野
 1. 開 閉 出 席 議 員 宇 都 宮 親 野 井 野 好 井 本 川 地 田 野 宮 野
 1. 開 閉 出 席 議 員 宇 都 宮 親 野 井 野 好 井 本 川 地 田 野 宮 野

午後1時40分
 午後3時50分

2 番 松 山 義 幸 文 義 三 廣 昭 秋 勇 義 和 朗 男 盛 重
 4 番 松 山 義 武 一 修 朝 忠 清 昭 芳 二 安 忠 隆
 6 番 松 山 義 幸 文 義 三 廣 昭 秋 勇 義 和 朗 男 盛 重
 8 番 松 山 義 武 一 修 朝 忠 清 昭 芳 二 安 忠 隆
 10 番 松 山 義 幸 文 義 三 廣 昭 秋 勇 義 和 朗 男 盛 重
 12 番 松 山 義 武 一 修 朝 忠 清 昭 芳 二 安 忠 隆
 14 番 松 山 義 幸 文 義 三 廣 昭 秋 勇 義 和 朗 男 盛 重
 16 番 松 山 義 武 一 修 朝 忠 清 昭 芳 二 安 忠 隆
 18 番 松 山 義 幸 文 義 三 廣 昭 秋 勇 義 和 朗 男 盛 重
 20 番 松 山 義 武 一 修 朝 忠 清 昭 芳 二 安 忠 隆
 22 番 松 山 義 幸 文 義 三 廣 昭 秋 勇 義 和 朗 男 盛 重
 24 番 松 山 義 武 一 修 朝 忠 清 昭 芳 二 安 忠 隆
 26 番 松 山 義 幸 文 義 三 廣 昭 秋 勇 義 和 朗 男 盛 重
 28 番 松 山 義 武 一 修 朝 忠 清 昭 芳 二 安 忠 隆
 30 番 松 山 義 幸 文 義 三 廣 昭 秋 勇 義 和 朗 男 盛 重

1. 欠 席 な 議 員

1. 地 方 自 治 法 第 1 条 に よ り 説 明 の た め 出 席 し た 者 の 職 氏 名

役 長 長 別 二 安 松 小 九 上 炭 清
 宮 宮 藤 本 玉 鬼 甲 倉 水
 宇 宇 正 岩 則 福 貞 享
 静 明 夫 志 康 夫 重 明 司
 助 教 建 設 福 祉 部 長 所 務 課 長
 生 活 福 祉 部 長 所 務 課 長
 明 城 川 院 務 課 長
 病 院 務 課 長
 企 画 調 整 課 長

1. 本 会 議 に 職 務 の た め 出 席 し た 者 の 職 氏 名

議 事 係 長 井 上 千 浪

1. 議 事 日 程 事 件
 1. 議 事 日 程 事 件
 1. 議 事 日 程 事 件

議 事 日 程
 1 議 案 第 50 号 西 予 市 宇 和 町 財 産 区 議 会 設 置 条 例 制 定 に つ い て
 議 案 第 51 号 西 予 市 明 浜 町 財 産 区 議 会 設 置 条 例 制 定 に つ い て
 議 案 第 52 号 西 予 市 行 政 改 革 推 進 委 員 会 設 置 条 例 制 定 に つ い て
 議 案 第 53 号 西 予 市 防 接 種 健 康 被 害 調 査 委 員 会 設 置 条 例 制 定 に つ い て
 議 案 第 54 号 西 予 市 立 学 校 施 設 の 開 放 に 関 す る 条 例 の 一 部 を 改 正 す る 条 例 制 定 に つ い て
 議 案 第 55 号 西 予 市 城 川 綜 合 運 動 公 園 条 例 の 一 部 を 改 正 す る 条 例 制 定 に つ い て
 議 案 第 56 号 西 予 市 社 会 体 育 施 設 条 例 の 一 部 を 改 正 す る 条 例 制 定 に つ い て
 議 案 第 57 号 宇 和 運 動 公 園 施 設 設 置 及 び 管 理 条 例 の 一 部 を 改 正 す る 条 例 制 定 に つ い て
 議 案 第 58 号 松 尾 辺 地 に 係 る 綜 合 整 備 計 画 の 変 更 に つ い て
 議 案 第 59 号 字 界 の 変 更 に つ い て
 議 案 第 60 号 平 成 16 年 度 西 予 市 一 般 会 計 補 正 予 算 (第 1 号)
 議 案 第 61 号 平 成 16 年 度 西 予 市 国 民 健 康 保 険 特 別 会 計 補 正 予 算 (第 1 号)
 議 案 第 62 号 平 成 16 年 度 西 予 市 老 人 保 健 特 別 会 計 補 正 予 算 (第 1 号)
 議 案 第 63 号 平 成 16 年 度 西 予 市 介 護 保 険 特 別 会 計 補 正 予 算 (第 1 号)
 議 案 第 64 号 平 成 16 年 度 西 予 市 簡 易 水 道 事 業 特 別 会 計 補 正 予 算 (第 1 号)
 議 案 第 65 号 平 成 16 年 度 西 予 市 農 業 集 落 排 水 事 業 特 別 会 計 補 正 予 算 (第 1 号)
 議 案 第 66 号 平 成 16 年 度 西 予 市 公 共 下 水 道 事 業 特 別 会 計 補 正 予 算 (第 1 号)
 議 案 第 67 号 平 成 16 年 度 西 予 市 病 院 事 業 会 計 補 正 予 算 (第 2 号)
 議 案 第 68 号 平 成 16 年 度 西 予 市 上 水 道 事 業 会 計 補 正 予 算 (第 1 号)
 議 案 第 69 号 平 成 15 年 度 明 浜 町 一 般 会 計 及 び 特 別 会 計 歳 入 歳 出 決 算 の 認 定 に つ い て
 議 案 第 70 号 平 成 15 年 度 宇 和 町 一 般 会 計 及 び 特 別 会 計 歳 入 歳 出 決 算 の 認 定 に つ い て
 議 案 第 71 号 平 成 15 年 度 野 村 町 一 般 会 計 及 び 特 別 会 計 歳 入 歳 出 決 算 の 認 定 に つ い て
 議 案 第 72 号 平 成 15 年 度 城 川 町 一 般 会 計 及 び 特 別 会 計 歳 入 歳 出 決 算 の 認 定 に つ い て
 議 案 第 73 号 平 成 15 年 度 三 瓶 町 一 般 会 計 及 び 特 別 会 計 歳 入 歳 出 決 算 の 認 定 に つ い て
 議 案 第 74 号 平 成 15 年 度 宇 和 町 病 院 事 業 会 計 決 算 の 認 定 に つ い て
 議 案 第 75 号 平 成 15 年 度 野 村 町 病 院 事 業 会 計 決 算 の 認 定 に つ い て
 議 案 第 76 号 平 成 15 年 度 明 浜 町 上 水 道 事 業 会 計 決 算 の 認 定 に つ い て
 議 案 第 77 号 平 成 15 年 度 宇 和 町 上 水 道 事 業 会 計 決 算 の 認 定 に つ い て
 議 案 第 78 号 平 成 15 年 度 野 村 町 上 水 道 事 業 会 計 決 算 の 認 定 に つ い て
 議 案 第 79 号 平 成 15 年 度 三 瓶 町 上 水 道 事 業 会 計 決 算 の 認 定 に つ い て
 議 案 第 80 号 平 成 15 年 度 野 村 町 老 人 保 健 施 設 事 業 会 計 決 算 の 認 定 に つ い て
 議 案 第 81 号 平 成 15 年 度 東 宇 和 事 務 組 合 歳 入 歳 出 決 算 の 認 定 に つ い て
 議 案 第 82 号 平 成 15 年 度 東 宇 和 衛 生 事 務 組 合 一 般 会 計 歳 入 歳 出 決 算 の 認 定 に つ い て
 議 案 第 83 号 平 成 15 年 度 三 瓶 町 明 浜 町 衛 生 事 務 組 合 一 般 会 計 歳 入 歳 出 決 算 の 認 定 に つ い て

平成16年第2回定例会(3日目) H16.10.1

	陳情第 6号	地方分権推進のための「国庫補助負担金改革案」の実現を求める意見書の提出について
	陳情第 7号	農村女性の地位向上等を目指す家族経営協定普及に関する意見書採択の陳情について
追加	議案第 76号	平成16年度西予市一般会計補正予算(第2号)
追加	議案第 77号	平成16年度西予市授産場特別会計補正予算(第1号)
追加	議案第 78号	平成16年度西予市国民健康保険特別会計補正予算(第2号)
追加	議案第 79号	平成16年度西予市簡易水道事業特別会計補正予算(第2号)
追加	意見書案第4号	地方分権推進のための「国庫補助負担金改革案」の実現を求める意見書(案)の提出について

追加	意見書案第5号	農村女性の地位向上等を目指す家族経営協定普及に関する意見書(案)の提出について
追加	意見書案第6号	河川砂防等防災事業の推進に関する意見書(案)の提出について

本日の会議に付した事件

1	議案第 50号	西予市宇和町財産区議会設置条例制定について
	議案第 51号	西予市明浜町財産区議会設置条例制定について
	議案第 52号	西予市行政改革推進委員会設置条例制定について
	議案第 53号	西予市予防接種健康被害調査委員会設置条例制定について
	議案第 54号	西予市立学校施設の開放に関する条例の一部を改正する条例制定について
	議案第 55号	西予市城川総合運動公園条例の一部を改正する条例制定について
	議案第 56号	西予市社会体育施設条例の一部を改正する条例制定について
	議案第 57号	宇和運動公園施設設置及び管理条例の一部を改正する条例制定について
	議案第 58号	松尾辺地に係る総合整備計画の変更について
	議案第 59号	字界の変更について
	議案第 60号	平成16年度西予市一般会計補正予算(第1号)
	議案第 61号	平成16年度西予市国民健康保険特別会計補正予算(第1号)
	議案第 62号	平成16年度西予市老人保健特別会計補正予算(第1号)
	議案第 63号	平成16年度西予市介護保険特別会計補正予算(第1号)
	議案第 64号	平成16年度西予市簡易水道事業特別会計補正予算(第1号)
	議案第 65号	平成16年度西予市農業集落排水事業特別会計補正予算(第1号)
	議案第 66号	平成16年度西予市公共下水道事業特別会計補正予算(第1号)
	議案第 67号	平成16年度西予市病院事業会計補正予算(第2号)
	議案第 68号	平成16年度西予市上水道事業会計補正予算(第1号)
	認定第 1号	平成15年度明浜町一般会計及び特別会計歳入歳出決算の認定について
	認定第 2号	平成15年度宇和町一般会計及び特別会計歳入歳出決算の認定について
	認定第 3号	平成15年度野村町一般会計及び特別会計歳入歳出決算の認定について
	認定第 4号	平成15年度城川町一般会計及び特別会計歳入歳出決算の認定について
	認定第 5号	平成15年度三瓶町一般会計及び特別会計歳入歳出決算の認定について
	認定第 6号	平成15年度宇和町病院事業会計決算の認定について
	認定第 7号	平成15年度野村町病院事業会計決算の認定について
	認定第 8号	平成15年度明浜町上水道事業会計決算の認定について
	認定第 9号	平成15年度宇和町上水道事業会計決算の認定について
	認定第 10号	平成15年度野村町上水道事業会計決算の認定について
	認定第 11号	平成15年度三瓶町上水道事業会計決算の認定について
	認定第 12号	平成15年度野村町老人保健施設事業会計決算の認定について
	認定第 13号	平成15年度東宇和事務組合歳入歳出決算の認定について
	認定第 14号	平成15年度東宇和衛生事務組合一般会計歳入歳出決算の認定について
	認定第 15号	平成15年度三瓶町明浜町衛生事務組合一般会計歳入歳出決算の認定について
	陳情第 6号	地方分権推進のための「国庫補助負担金改革案」の実現を求める意見書の提出について
	陳情第 7号	農村女性の地位向上等を目指す家族経営協定普及に関する意見書採択の陳情について
追加	議案第 76号	平成16年度西予市一般会計補正予算(第2号)
追加	議案第 77号	平成16年度西予市授産場特別会計補正予算(第1号)
追加	議案第 78号	平成16年度西予市国民健康保険特別会計補正予算(第2号)
追加	議案第 79号	平成16年度西予市簡易水道事業特別会計補正予算(第2号)
追加	意見書案第4号	地方分権推進のための「国庫補助負担金改革案」の実現を求める意見書(案)の提出について
追加	意見書案第5号	農村女性の地位向上等を目指す家族経営協定普及に関する意見書(案)の提出について
追加	意見書案第6号	河川砂防等防災事業の推進に関する意見書(案)の提出について

開議 午後1時40分

○議長 ただいまの出席議員は31名であります。これより本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配付してあるとおりであります。

○大森産業部長 本会議2日目の質疑の中で、松山清議員のご質問のうち、お答えしていなかった分が2点ありましたので、ここで答えをさせていただきます。

まず1点目、農林水産業費のうち農業振興費の原材料費の生コン代の件でございますけれども、これが通常の土地改良事業の生コン原材料支給かというご質問であったかと思いますが、これは国庫補助事業でありまして、明浜と三瓶地区の園内道路の生コン代でございます。通常なら農協が事業主体となりますけれども、補助金のご案内のとおり農協には凍結になっておりまして、事業主体になれませんことから、市が事業主体となって生コン代を支給するものでございます。

それから次に、2点目ですが、商工費の中で文化の里振興費のうちの委託料の重伝建の関係の調査委託料の件でありますけれども、これは重伝建の地区として指定を受けるために県と協議を進めておるところでございますが、その申請といいますが、事前協議のための書類を他の地区を参考に上げていたようですけれども、容積率とか建ぺい率も含めて上げていたようですけれども、これらをつくる際には課税台帳あたりを参考にしておったというようなこともありまして、他県に比べてどうも愛媛県はその審査がかなり厳しいということもあったようでして、かなり指摘を多くされたということでもあります。その指摘の中で、容積率、建ぺい率も含めて新たに9項目の調査を要請をされております。それらの調整などで作業がかなりおくれにきているという状況であります。

それから、市の職員でできないかというご質問もあったかと思いますが、調査項目が9項目、それから件数が169

件というふうに非常に多いため、職員では対応できないということで委託をするものであります。

以上でございます。

○2番松山清君 第2点目の件について、趣旨としましては、もうそろそろ重伝建の指定になるのではないかとというように我々は期待があるわけですが、その見通しがいつになるのかという点も質問しておいたと思うんですけども、その点についてはいかがでしょうか。

○大森産業部長 これにはもう一点おくれる理由が、先ほど調整などと申しましたが、範囲の設定の問題で若干とまどってあるところがあります。それらを早急にクリアできれば、来年の3月には県知事の許可も受けることが、都市計画法の関係で認可を受けることができますし、その時点で文化庁の方に申請を出すことができると。指定になるのは、3月以降、17年度、うまくいけば上旬には指定にはなるのではないかなというふうに考えております。

(日程1)

○議長 議案第50号「西予市宇和町財産区議会設置条例制定について」から認定第15号「平成15年度三瓶町明浜町衛生事務組合一般会計歳入歳出決算の認定について」までの34件と陳情2件を一括議題といたします。

各委員会における審査の経過と結果について、各常任委員長の報告を求めます。

まず浅野総務常任委員長の報告を求めます。

○浅野泰義総務常任委員長 それでは、総務常任委員会の報告を申し上げます。

去る9月16日の本会議におきまして、当常任委員会に付託されました議案7件、当委員会の所管に関する認定6件、陳情1件の審査結果並びに特に議論のありました事項につきまして、その概要の報告を申し上げます。

最初に、議案第52号「西予市行政改革推進委員会設置条例制定について」は、市の行政改革推進に当たり広く市民の声を反映させるものであり、原案のとおり全会一致で可決決定いたしました。

次に、議案第54号「西予市立学校施設の開放に関する条例の一部を改正する条例制定について」、議案第55号「西予市城川総合運動公園条例の一部を改正する条例制定について」、議案第56号「西予市社会体育施設条例の一部を改正する条例制定について」、議案第57号「宇和運動公園施設設置及び管理条例の一部を改正する条例制定について」、これら4議案については、住民へ開放している社会体育施設の使用料に差異があるため、均衡を図る目的から条例の一部を改正しようとするものであり、原案のとおり全会一致で可決決定いたしました。

なお、この議案審査の中で、以下の4点について、調査、検討、協力の要請を行いました。

1、プールの使用料については、幼児や小学生は無料で開放できないか検討をされたい。

2、宇和球場の夜間照明の使用条例の制定について検討をされたい。

3、同じ武道館でありながら、使用料に差がある理由について調査をされたい。

4、市長がスポーツ立市を目指している中で、体協組織の枠を超えて、種目ごとに市の選抜チームを編成し、西予市を対外的にアピールできるように、行政としても可能な限り一本化の方向で進むべきではないかと要請をいたしました。

次に、議案第58号「松尾辺地に係る総合整備計画の変更について」は、辺地対策事業の内容を変更する必要性が生じたための計画変更であり、原案のとおり全会一致で可決決定いたしました。

次に、議案第60号「平成16年度西予市一般会計補正予算(第1号)」歳入歳出予算に関する総務常任委員会主管分については、原案のとおり全会一致で可決決定いたしました。

なお、台風10号、16号、18号の3つの台風は、市内各地で生産基盤となる農林水産業を初め公共施設等に甚大な被害をもたらしており、総務委員会としてもこれらの状況を的確に把握しておくべきとの考えから、委員会日程を変更し、9月17日と27日の両日、現地調査を実施しました。その結果、想像を絶する被害状況を目の当たりにして、被害に遭われた方々の気持ちを察すると同時に、果たして再起に向けて立ち上がる力が残されているだろうかと危惧するほどの状況でありました。このことを受け、議会としても災害復旧に向け最大限の努力が必要であることを認識し、早急に対策を要請するものであります。

次に、認定第1号から認定第5号と認定第13号の平成15年度明浜町、宇和町、野村町、城川町、三瓶町の一般会計、特別会計及び東宇和事務組合の歳入歳出決算に関する総務常任委員会主管分の認定6件について、審査の中で各委員から出た意見を総務常任委員会の意見として10項目に取りまとめましたので、報告をいたします。

1、市町村新緊急地域雇用対策事業の継続について。

市内の各学校においては、県の当該事業によって教員資格を持っている人を雇用し、地域の特色ある教育や均衡のとれた教育力の維持に大変役立っていました。しかし、本年度限りで補助事業が打ち切りになることから、事業継続の必要性を感じ、可能な限り市単独事業として事業継続を要望するものであります。

2、学校の校長室、職員室、保健室に冷暖房設備を完備していただくための年次計画策定について。

学校によっては、学校の校長室、職員室、保健室にエアコンが完備しております。市内の教育環境、職場環境の整合性の観点から、年次計画によって市内の各学校にエアコンを整備されたい。

3、若者の定住促進を目的とした住宅取得奨励金について。

住宅取得奨励金や類似の奨励金が、旧町によって交付されているところと交付されていないところがあり、今後全市適用とする考えかどうか、方向性を見きわめた上で予算編成をされたい。

4、結婚推進に係る予算の一本化について。

旧町においては教育委員会や農業関係の課において予算措置を行い、それぞれがイベントや相談活動によって花嫁対策などの結婚推進に努力されているところがありますが、今後窓口の予算の一本化によって、関係部署や団体との連携を図りながら、効果的な取り組みを展開されたい。

5、バス路線の廃止に伴う市内交通網の整備計画について。

市民の足であるバス路線の廃止による対応策として、直営や委託、補助金の交付によって市民の足を確保している状況であります。これらの補助金等の経費が今後ますます増加することが予測されるため、市民の足の確保と財政運営の両面から総合的な対応策の検討をされたい。

6、市有バスの有効活用について。

合併前の旧町によっては頻りに利用されていたバスが、合併後は使用頻度が極端に下がっている状況と聞きます。新市の運行管理規定によって統一されたことによるものと思われませんが、関係団体から不満の声が出ており、適正な運行管理とともに、バスの有効活用について再考されたい。

7、補助金の交付要綱策定と適正な運用について。

旧町において処理されていた各種補助金の中には、明確な補助金交付要綱がないと思われるものが見受けられました。地域の特色を生かした予算編成も大切なことではありますが、不公平感や疑念を抱かせることのないように、交付要綱の策定と要綱に基づいた支出をされたい。

8、集会所の改修費用の市負担について。

旧町においては集会所改修の費用負担が異なっているため、早い時期に調整をされたい。なお、未調整となっている事項がほかにもあるものと思われるため、調整可能なものから順次調整をされたい。

9、消防の広域体制と分署の救急体制についてでございます。

消防の広域化が検討されている中で、旧明浜町と旧城川町で出張所が設置され、平日の昼間のみ救急業務が行われて

います。しかし、住民から24時間体制が整うまでの間、昼間から夜間の業務に変更してほしいと切実な要望があり、調査を検討されたい。あわせて、広域体制が検討されているため、道路網が整備されれば、現在の他市の支所や出張所から出勤の方が早い場合も考えられます。広域体制の構成によっては、本所、支所、出張所の設置場所の再検討も視野に入れた検討が必要になってくるものと考えられるため、広域体制の枠組みを見据えて、市内の消防、救急体制の整備に努められたい。

10、市の基金に関する資料の提供について。

決算審査の中で、旧町ごとにさまざまな基金の積み立てがありますが、基金の目的、使途、適用範囲などどのように活用されているか、実態を把握しておきたいため、関係資料の提供を願いたい。

以上の10項目についての検討と、対応可能なものから新年度予算に反映され、適正な予算編成に努められたい。

最後に、陳情第6号「地方分権推進のための「国庫補助負担金改革案」の実現を求める意見書の提出について」は、全国市議会議長会を初めとした地方6団体が汗をかくて全国の関係団体から意見を取りまとめたものであり、意見書の趣旨を尊重し、原案のとおり採択することを全会一致で決定いたしました。

以上のとおり、当委員会に付託されたすべての議案、認定、陳情について、審査結果の報告を終わらせていただきます。よろしくご賛同のほどをお願い申し上げます。

総務常任委員会委員長浅野泰義。

以上でございます。

○議長 次に、梅川厚生常任委員長の報告を求めます。

○梅川光俊厚生常任委員長 平成16年第2回定例会におきまして当委員会に付託となりました全案件につきまして、関係部長及び課長、主幹の出席のもとで、9月17日から30日におきまして審査をいたしましたので、審査の経過並びに結果について概要を議案ごとに報告を申し上げます。

まず、議案第53号「西予市予防接種健康被害調査委員会設置条例制定」につきましては、宇和町のみ設置要綱がありましたけれども、市になり、国の指導方針等に基づいて条例を制定し、市民の安全を図るため制定するものであります。原案のとおり可決決定をいたしました。

次に、議案第60号「平成16年度西予市一般会計補正予算(第1号)」のうち当委員会所管分の補正について報告を申し上げます。

補正総額10億6,300万円であります。

まず、市民生活課関係から報告を申し上げます。

衛生費の保健衛生費中合併浄化槽設置補助金につきましては、明浜、城川、三瓶の3町分の5人槽8基、7人槽7基、10人槽1基の補正計上であります。葬祭費は城川町の炉の修繕であります。清掃費のじん芥処理費、修繕費につきましては、主に野村分であります。委託料につきましては、粗大ごみ処分料、運搬料でありますけれども、三瓶・明浜分1,528万1,000円、宇和町分につきましては3,431万7,000円です。し尿処理費につきましては、東部、西部衛生センター分の費用であります。また、ごみ処理関係の委託料につきましては、減量化、分別化をし、資源ごみの活用を図っていただきたい。また、廃プラの処理場の建設が急がれるのではないかと、そういう方向が出ておりました。

あえて意見といたしまして申し上げたい部分がございますので、お願いをいたしたいと思います。合併となりまして、旧町で処理できなかった粗大ごみ処理につきまして、新市に持ち込みとなったため補正予算計上でありますけれども、2町においては個人負担を含めて処理されており、3町が持ち越しという状況であるので、不平等が生じているため、認めたいという強いご意見がございました。この意見を踏まえまして、以後粗大ごみ処理につきましては、個人負担も含めて公平性をもって対処していくということ、西予市になってそういう方向が出てくるということをもちまして決議を図ったことを申し添えておきたいと思っております。

以上、原案のとおり可決いたしました。

次に、保健福祉課について報告をいたします。

共済費の計上がかなりあったんですが、当初予算計上漏れでありますということでございました。民生費の児童福祉費のうち児童福祉総務費の委託料につきましては、児童公園の樹木伐採費であります。伐採につきましては少し多いんじゃないかということがありましたので、こういうこと案文がございました。

次に、議案第61号「平成16年度西予市国民健康保険特別会計補正予算(第1号)」につきましては、償還金が主であり、過年度療養給付費等負担金返還金、過年度療養給付費交付金償還金等の2,672万6,000円です。土居診療所の研究研修費につきましては、産休代替えの経費計上であるということでもあります。

次に、議案第62号「平成16年度西予市老人保健特別会計補正予算(第1号)」については、繰出金予備費の減額で償還金の計上であります。

次に、議案第63号「平成16年度西予市介護保険特別会計補正予算(第1号)」につきましては、旧5町の剰余金の計上であり、歳出につきましては基金積立金償還金予備費の計上であります。明浜特養関係におきましては、借入金返済金繰出金の減額補正が主なものであります。明浜デイサービスにつきましては、他会計繰入金借入金返済金の減額補正が主なものであります。

次に、議案第67号「平成16年度西予市病院事業会計補正予算(第2号)」につきましては、洗濯室であったものを空き室をして、あと315万円をかけて介護者の機能的入浴施設作成の予算計上であり、この分に関しましては施設として充実をしたのではないかと考えております。

次に、認定第1号「平成15年度明浜町一般会計及び特別会計歳入歳出決算の認定について」所管分の報告を申し上げます。

合併によって確認された持ち寄り金額より残った予算を繰入決算をしてあります。人工透析者の交通費、敬老年金、出産祝金等各町特色を持って施行されていると思います。

特別会計につきましては、老人保健の率が高いが、健康管理に力を入れるべきであり、また保険料の収納率の向上の努力をすべきである。介護サービス診療所、健康管理センター、介護事業特別会計の効率化を図るべきであるとの意見もありましたが、補助資料等の作成がよくできており、町民に理解しやすい決算資料と思われます。

次に、認定第2号「平成15年度宇和町一般会計及び特別会計歳入歳出決算の認定について」所管分につきましては、戸籍住民登録費について、戸籍謄本の記載及び様式のシステム上の問題で、特に除籍の項目の検討を願いたいとの意見がございました。委託料につきましては、各施設の運営状況がわかる報告が必要である。ごみ処理等の経費を精査し、効率化を図るべきである。

特別会計につきましては、墓地管理会計は永代使用料であるが、歳入については見込みがありませんということでございます。永代使用料のみであるということでもあります。国保会計につきましては、収納率向上を目指し、あわせて不納欠損額計上でありますけれども、各町が理解できる工夫が望まれるのではないかと考えております。

全体の決算審査補助資料の作成を求めたい。住民に対して情報公開等の理解が得やすい方向を検討願いたい。

次に、認定第3号「平成15年度野村町一般会計及び特別会計歳入歳出決算の認定について」所管分、保育所費についてはゼロ歳児対応の部屋の増築を繰り越して対応以外、特筆部分は見えませんでした。

国保特別会計につきましては、保険料の滞納率の改善、診療所の運営につきましては、坂石診療所及び惣川診療所は

地理的条件を考え、地域住民の一次医療支障を来さない改善策の考慮をしてほしい。老人保健、介護保険特別会計につきましても、基本的な部分について意見がありました。保険料の徴収方法等であります。

次に、認定第4号「平成15年度城川町一般会計及び特別会計歳入歳出決算の認定について」、所管分についてであります。予算総額では約40%の増となっているが、合併確認持ち寄り額以上を持ち出しているが、基金の取り崩し等で一般会計が増となっている。実績報告書が大変よくできている。城川方式の報告書を西予市にもぜひ取り入れていただきたいという意見がございました。

特に特別会計について、老人医療費が大変低い件につきましても、社会体育施設の無料化及び温水浴健康づくり実施、また医療機関が遠いこともあって予防と環境が関係していること、出張診療所、土居診療所がありますが、一次医療と二次医療を西予市で整理してほしいとの意見がございました。

特に、認定第5号「平成15年度三瓶町一般会計及び特別会計歳入歳出決算の認定について」の所管分につきましても、診療所、介護施設の民営化があります。ごみの減量化及び分別収集によって資源化の対応が必要であり、ごみの収集費の減額に努力していくことを今後の西予市の課題であるとの意見がございました。

特別会計につきましても、特別な意見もなく、今後においても効率的な運営が望まれる。

次に、認定第6号「平成15年度宇和町病院事業会計決算の認定」につきましても、特に意見はございませんですが、サービスの向上、心身のケアを含めて効率的な運営を望みたい。

次に、認定第7号「平成15年度野村町病院事業会計決算の認定」につきましても、宇和町病院事業会計と同じく努力をお願いをしたい。

次に、認定第12号「平成15年度野村町老人保健施設事業会計決算の認定」につきましても、病院とホームとの中間にあり、医師も常勤で運営されており、施設の目的に沿って運営を願いたい。

次に、認定第14号「平成15年度東宇和衛生事務組合一般会計歳入歳出決算の認定について」、基金積立金の減額及び老朽化に伴う修繕費の計上と排水施設建設もあり、これからの運営方法について考慮願いたい。基金1億6,000万円は新市に持ち込みであります。

次に、認定第15号「平成15年度三瓶町明浜町衛生事務組合一般会計歳入歳出決算の認定について」、これ字が1字抜けております。ご了承願いたいと思います。一部休止をしている施設もありますけれども、野村町の衛生事務組合と同じであり、西予市としての両施設に関しての方向性を検討していかなければならないのではないかと。

以上、認定10件につきましても、いずれもほぼ予算どおり執行してあることを認め、決算のとおり認定すべきものと決定をいたしました。

なお、17年度の予算の反映に向けての要望といったしまして、厚生常任委員会と理事者との話し合いの時間を設けていただきますことをお願いを申し上げまして、当委員会に付託されました全議案につきましても慎重に審査いたしました結果、原案のとおり可決認定をいたしましたので、ご報告を申し上げます。

以上で終わります。

○議長 次に、松島産業建設常任委員長の報告を求めます。

○松島義幸産業建設常任委員長 皆さん、こんにちは。

それでは、産業建設常任委員会の報告を申し上げます。

去る9月16日の本会議におきまして当委員会に付託されました議案8件、認定9件及び陳情1件につきましても、9月17日から24日までの4日間にわたり、関係者の出席を求め説明を聞くとともに現地調査を行うなど、慎重に審議を行ったものであります。以下、その概要を順にご報告申し上げます。

まず、議案第50号「西予市宇和町財産区議会設置条例制定について」、議案第51号「西予市明浜町財産区議会設置条例制定について」、その詳細説明を求めたところ、旧町の財産区は合併前日までに解散し、西予市発足とともに新たな財産区を設置することが確認されており、市内の各財産区における公平性を確保する観点から、宇和町12名、明浜町7名、財産区議会を設置するものであります。これら定数についても他と比較して妥当であり、検討の結果、全会一致で原案のとおり可決決定いたしました。

議案第59号「字界の変更について」は、検討の結果、全会一致で原案のとおり可決決定いたしました。

議案第60号「平成16年度西予市一般会計補正予算(第1号)」については、新規事業の経費、市単独工事の経費や喫緊に対応する必要がある事務的経費、また台風10号の集中豪雨による野村、城川地域の災害復旧費が主なものであります。

委員より第三セクターの運営方法について質問があり、旧態依然とした状態が続いている、赤字を減らすための方策をより具体的に打ち出し、早期に体制の見直しを行うべきではないかと意見がありました。検討の結果、全会一致で原案のとおり可決決定いたしました。

議案第64号「平成16年度西予市簡易水道事業特別会計補正予算(第1号)」については、市内の各簡易水道施設における配水管布設替え工事が主なものであり、検討の結果、全会一致で原案のとおり可決決定いたしました。

議案第65号「平成16年度西予市農業集落排水事業特別会計補正予算(第1号)」について、岩木地区処理施設建設費の平成16、17年度の継続費の設定、施設整備費の今年度事業に認可を受けた多田地区処理場用地の購入に関するものであり、検討の結果、全会一致で原案のとおり可決決定いたしました。

議案第66号「平成16年度西予市公共下水道事業特別会計補正予算(第1号)」については、野村処理区の下水道料金計算システム導入委託料、受益者負担金徴収システム導入委託料、宇和浄化センターの建設工事委託料であり、検討の結果、全会一致で原案のとおり可決決定いたしました。

議案第68号「平成16年度西予市下水道事業特別会計補正予算(第1号)」については、資本的支出の主なものとして、明浜町・野村町下水道事業会計の工事請負費であります。検討の結果、全会一致で原案のとおり可決決定いたしました。

次に、認定第1号「平成15年度明浜町一般会計及び特別会計歳入歳出決算の認定について」、認定第8号「平成15年度明浜町下水道事業会計決算の認定について」申し上げます。

一般会計においては、7款商工費の町商工育成補助金についてただしたところ、商工会運営における国、県補助の不足分に対して支出をしているとの回答でありました。また、企業誘致対策費が不用額として全額計上されていることを受け、企業誘致は現実的に難しいとの認識がありました。さらに、委員から、第1次産業においては、今回のような台風災害が結果として後継者不足を招く悪循環を生み出すことになる、行政として、やる気のある第1次産業には積極的に支援をしていく姿勢が必要である。既存産業の維持、発展のためにも、市長の政策にある産業創造戦略会議の中に農業従事者の持久力をつける方針を盛り込んでいただくべきとの要望がありました。

次に、認定第2号「平成15年度宇和町一般会計及び特別会計歳入歳出決算の認定について」、認定第9号「平成15年度宇和町下水道事業会計決算の認定について」申し上げます。

一般会計においては、7款土木費の高速道路周辺整備事業費のうち工事請負費についてただしたところ、高速道路工事による湧水の流出を防ぐと同時に、当町の水を確保するとの観点から、トンネル内にポンプアップ施設を設置したものである。また、地域振興対策事業、道路改良費のうち公有財産購入費の用地購入についてただしたところ、道路格付の際、1号線は寄附、2号線は工事をせずに地元管理でやるが、特号線についてはすべて購入をしたものである。今後、西予市の用地補償については、すべて購入をしていく方針であるとの回答がありました。

平成16年第2回定例会(3日目) H16.10.1

次に、認定第3号「平成15年度野村町一般会計及び特別会計歳入歳出決算の認定について」、認定第10号「平成15年度野村町上水道事業会計決算の認定について」申し上げます。

一般会計においては、6款農林水産業費の高齢者助成対策事業補助金についてただしたところ、野菜栽培のための簡易ハウスを建設する際、約20%の補助をしているものである。また、農業後継者育成高齢者対策補助金についてただしたところ、35歳以上の後継者、60歳以上の高齢者を対象にした事業であり、今後も野村町独自で実施するものであるとの回答がありました。

また、農業集落排水事業の見通しについてただしたところ、現在3カ所で供用を開始している。これらを除いた13地区を2地区に絞り今後進めていくつもりである。野村町においては、合併浄化槽を推進していかざるを得ない現状であるとの回答がありました。

次に、認定第4号「平成15年度城川町一般会計及び特別会計歳入歳出決算の認定について」申し上げます。

一般会計においては、山いきき運動の内容についてただしたところ、森林の公益的機能を維持するため、放置山林の間伐等を行う事業で、平成13年度から5カ年計画で実施している。城川町全体で105ヘクタールを5ブロックに分けて毎年1ブロックずつ実施したものであり、国から4割の補助があり、個人負担はないとの回答でありました。

次に、認定第5号「平成15年度三瓶町一般会計及び特別会計歳入歳出決算の認定について」、認定第11号「平成15年度三瓶町上水道事業会計決算の認定について」申し上げます。

一般会計においては、7款商工費の電源地域育成支援事業費についてただしたところ、原発の近隣町村を対象にした事業であり、昨年は花火大会に対しての支援があったものとの回答でありました。

以上のとおり、認定9件のすべてにつきまして、いずれも適正であり、かつ適切な回答が得られましたので、原案のとおり認定することに意見の一致を見たものであります。厳しい財政状況の中ではありますが、西予市の当面する課題に対して真摯に向き合い、適切な行財政運営の執行を要望するとともに、市としての一体感が感じられる市民生活の実現に向け、一層邁進されますことを期待いたします。

次に、陳情第7号「農村女性の地位向上等を目指す家族経営協定普及に関する意見書採択の陳情について」の審査結果を申し上げます。

この家族経営協定制定とは、農業が魅力ある職業となり、家族が意欲を持って農業に取り組めるようにするため、家族間のルールや約束事を決めることであり、結果女性の役割を明確にし、意欲の向上や経営管理能力等の向上が図られるという大きな成果が期待されるものであります。農村の女性や若者が農業経営に意欲とやりがいを持ち、その能力を十分に発揮できるという趣旨から、この陳情を採択することに決定いたしました。

以上で当委員会に付託されました全案件に対する審査報告を終わります。よろしくご審議の上、ご賛同いただきますようお願い申し上げます。

○議長 これより各委員長報告に対する質疑を行います。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長 以上で質疑を終結といたします。

これより討論を行います。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長 以上で討論を終結といたします。

お諮りいたします。

この表決は起立によって行います。

まず、議案第50号から議案第68号までの19件を採決いたします。

ただいまの委員長報告のとおり決定することに賛成の方はご起立をお願いいたします。

(賛成者起立)

○議長 ご着席ください。

起立多数です。よって、議案第50号から議案第68号までの19件は原案のとおり決定いたしました。

次に、認定第1号から認定第15号までの15件を採決いたします。

ただいまの委員長報告のとおり認定に賛成の方はご起立をお願いいたします。

(賛成者起立)

○議長 ご着席ください。

起立多数です。よって、認定第1号から認定第15号までの15件は原案のとおり認定することに決定いたしました。

た。

次に、陳情について採決いたします。

陳情第6号及び陳情第7号は、委員長報告のとおり採択することに賛成の方はご起立願います。

(賛成者起立)

○議長 ご着席ください。

起立多数です。よって、陳情第6号及び陳情第7号は委員長報告のとおり採択することに決定いたしました。

暫時休憩いたします。(休憩 午後2時28分)

○議長 再開いたします。(再開 午後2時31分)

お諮りいたします。

ただいま市長から提出されました議案第76号「平成16年度西予市一般会計補正予算(第2号)」から議案第79号「平成16年度西予市簡易水道事業特別会計補正予算(第2号)」までの4件及び議員から提出された意見書案第4号「地方分権推進のための「国庫補助負担金改革案」の実現を求める意見書(案)の提出について」から意見書案第6号「河川砂防等防災事業の推進に関する意見書(案)の提出について」を本日の日程に追加し、議題としたいと思っております。これにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長 ご異議なしと認めます。よって、7件を本日の日程に追加し、議題とすることに決定いたしました。

(追加)

○議長 議案第76号「平成16年度西予市一般会計補正予算(第2号)」についてを議題といたします。

理事者の説明を求めます。

○三好市長 それでは、議案の説明の前に、今ほど平成15年度の旧各町の一般会計、特別会計の決算の認定をいただきまして、まことにありがとうございました。この9月の定例議会をお願いをしておったところでもございまして、本当に各議員の皆さんのすばらしい審査をいただき、その意見を今度来る17年度の予算に反映するように十分にしていきたいと、このように思っております。今後とも、また私どもの行政側の考えにいろいろご注文をつけていただきながらご協力をお願いしたいと、このように思っております。

それでは、議案第76号「平成16年度西予市一般会計補正予算(第2号)」について提案理由のご説明を申し上げます。

本予算につきましては、議員各位におかれましても大変にご心配をいただいております台風16号、18号による災害復旧に係る経費を追加予算として提案するものでございます。

今年の台風は例年以上の大型で、速度が遅く、非常に強い勢力を保ったまま日本列島を襲来し、全国の至るところで甚大な被害を及ぼしております。当市におきましては、8月30日に襲来した台風16号では、各方面から多大な被害が発生したとの情報を受け、翌朝の31日に市内全域を視察し、また9月2日には城川町の竜沢寺緑地公園、野村町の大野ヶ原地区の現場に立ち、改めて市内全域における被害の大きさに驚愕した思いが今も脳裏に残っており、このことをごさいます。私はこの時点で、このような大型な台風はこれが最後であってほしいと願っておりましたが、その願いもむなく、5日後の9月7日には明浜町と三瓶町のミカン生産者に大打撃となる風台風の18号が襲来し、最も恐れていた事態が現実のものとなりました。特に明浜町におきましては、全域に近い果樹地が潮が舞い、その塩害によってミカンの落果、また樹木の枯死状態になっているのが際立っており、この事態はミカン生産者にとっても生活の糧を奪われてしまったと言っても過言ではなく、大変憂慮すべき事態だと思っております。

そこで、私は今回の台風の影響を再度見聞する中で、山間部における集中豪雨による被害及び沿岸部における強風による被害の重大性にかんがみ、行政がどの範囲まで支援あるいは対応することが可能なのか、さまざまな角度から検討するよう各部署に指示してるところであります。とにもかくにも基幹産業の低迷に拍車がかからないような事態だけは回避しなければならぬと思っております。

さらに、石積み等の崩壊や土坡の崩壊など、農地災害あるいは農道の崩壊、水路の崩壊等々の農業施設災害につきましても、国土保全という観点からとらえても、早急に原形復旧に帰さなければならぬと、このように考えております。

以上のようなことを踏まえまして、本予算の補正額は、8億784万8,000円を追加し、歳入歳出予算の総額は312億2,230万3,000円と定めるものであります。

その主な概要を申し上げますと、まず農林水産施設災害復旧費では5億6,578万3,000円を計上いたしております。そのうち、農地災害復旧費は補助災害が35件の7,547万円で、単独災害は147件の1,433万円でござい。また、農業用施設は補助災害が52件の2億4,953万5,000円で、単独災害は158件の3,083万8,000円を計上し、さらに林業用施設は補助災害が10件の8,942万円でござい。単独災害は70件の1,986万5,000円となっております。そこで、この単独災害についての補助金交付は通常当該事業の50%としておりますが、今回のような甚大な被害をもたらした状況を考慮いたしまして、今回限り60%の補助率にしたいと思っております。

また、樹木等の被害の支援につきましては、本格的な支援時期は12月補正になってこようかと思っておりますけれども、当面の措置として、樹勢回復対策事業補助金786万6,000円を交付し、樹木を早期に回復させる事業を行います。

次に、公共土木施設災害復旧費は1億3,416万9,000円を計上しておりますが、内訳として道路橋梁災害復旧費が11件の6,902万2,000円、河川災害復旧費も11件の1,325万6,000円でございます。また、単独災害復旧費では242件の5,189万1,000円となっております。

なお、これ以外に野村町及び城川町で国に報告しております補助災害に係るものとして、野村町で42件の2億2,760万円、城川町で22件の1億5,000万円でございますが、今回の補正では未計上となっております。その理由としては、台風10号から台風18号にかけて全国的に非常に多くの災害が発生したために、国の現地調査及び補助金の内示時期等を勘案したことによるものであります。国の現地査定が終了次第、できる限り12月補正予算で対応したいと考えておりますので、ご理解のほど賜りますようお願い申し上げます。

次に、文教施設災害復旧費を2,728万3,000円計上いたしております。主なものとして、宇和中学校及び遊子小学校の屋上の防水対策工事であります。

次に、その他の公共施設の修繕費として7,736万7,000円を計上しておりますが、この費用につきましては、市町村共済の保険金の一部補てんされるものとなっております。

以上、説明しましたが、よろしくご審議を賜り、ご決定くださいますようお願い申し上げます。

○議長 理事者の説明は終わりました。

これより質疑を行います。

○2番松山清君 ただいま提出されました議案第76号であります。市長の方から詳しい説明はあったんですけども、さらに詳しい内容に関して担当部長から説明をいただきたいと思ひます。

(「議長、暫時休憩を求めます」と呼ぶ者あり)

○議長 暫時休憩いたします。(休憩 午後2時44分)

○議長 再開いたします。(再開 午後3時02分)

○森総務企画部長 それでは、松山議員のご質問にお答えをいたしたいと思ひます。

先ほど提案理由の説明でもありましたように、本予算につきましては、台風16号、18号による災害復旧に係る経費を追加予算として提案するもので、修繕工事請負費等が主なものであります。この後、詳細資料を配付させていただきますので答弁にかえさせていただきますと思ひますが、よろしくお願ひいたします。

○議長 いいですか。

暫時休憩いたします。(休憩 午後3時03分)

○議長 再開いたします。(再開 午後3時05分)

○6番嶋川武文君 ただいまの理事者の説明で十分なんですが、私産業建設委員会に所属しております。そこでかなりこの災害の件に関しましては議論をいたしましたが、市民の強く要望するところは、例えば今市長が説明されましたように、単独債の場合は6割と、通常は5割ですが、6割ということですが、単独債じゃない分、例えば農地は個人の所有ですから、その条例によりますと補助金残の8割は市が見て、残り2割を受益者ということになります。産業建設委員会におきまして、この2割の受益負担を何とかならないかというようなことがあったかに記憶しております。その点を市長を初め理事者の方は検討されたのかどうか、検討したけれども、財政の問題でどうしても条例どおりに今回はするんだということなのかどうか、お答えを願ひたいと思ひます。

○三好市長 詳しくはまた部長の方からも答弁があるかと思ひますが、基本的には私もその2割、ゼロにするというのは非常にやはり個人の財産に対する支援がある場合がありますので、それには100%っていうのは難しい。だから、その限度はやはり2割ぐらいかなと。だから、それまでしてないもんがあります。それについても2割まで上げていくという方策を今回とらせていただくということに提案したいこうと、このように思っております。

詳しいそれぞれの個別の補助率については、建設、産業各部長の方が答弁をしたらと、このように思っております。

以上です。

○大森産業部長 ただいまの質問について、産業部で検討をいたしましたことを申し上げます。

ご案内のとおり、農地農業用施設林道施設補助事業につきましては、条例どおり20ということで今回の予算も計上しておりますが、このことがいいのか悪いのか、いろんな方面から意見をいただきまして、そのことも十分検討いたしましたけれども、今回の場合は、特に災害がもう種類といひますが多岐にわたることからも、この農地補助対象の分だけ下げていくとかということとはなかなかできないというふうな考えております。

それと、今回は率にしますと20%の分担金ということでありますが、激甚災の指定になりますと、仮に20%でありまして金額そのものはずっと下がるわけでありまして、その辺のこともまだ激甚災の指定がはっきりしてありま

せんので、その辺も十分に引きわめる必要があるということで、現時点ではもう20%ということで産業部としては結論を出して計上をいたしました。

○安藤建設部長 公共土木施設災害復旧につきましては、国が、これ60万円以上が国庫対象の補助事業になるわけですから、その補助残、地方債の方で全部100%つくしますので、個人負担は取っておりません。それから、60万円以下の分につきましても、公共土木事業債につきましては個人負担は取っておりません。

○6番嶋川武文君 私の質問も若干少しずつあった点があるんですが、農地に関しましてはもう理事者のおっしゃるとおりだと思うんですが、私がちょっと聞き漏らしたのは、それに隣接する農道でございます。農道につきましては、当然所有権は市だろと思うんですが、個人の所有じゃないと思います。これも条例によりまして農地と同じ状況でございます。この辺は非常に私は個人的には矛盾を感じておりますが、条例は条例ですので尊重はしなければならぬのでありますが、その辺の見解と申しますが、農地は今の処置でいいかなと思います。それに隣接する農道、これも同じような処置だと思いますが、その辺の見解を再度お願いしたいと思います。

○大森産業部長 農道につきましても、仮に町道と比較した場合には、利用する人が、市道であります、これは不特定多数で受益者を限定することはできませんが、農道になりますと、これは受益者が限定をされますことから、基本的には分担金は徴収するべきである。ただ、それが市道に準するような生活道を兼ねるということになりますと、これは考慮する必要があると思いますが、一般的な農道については受益者が特定されることから、負担金は必要であると考えております。

○31番浅野重君 実は前の本会議でも私申しました林業に対して、農道、いろいろ配慮されて、今度の場合はありがたみを感じておるわけですが、今嶋川君が言われたように、なお一層こういうことはいつもあるものでないということで、ひとつ奮発をしていただきたいと思いますが、前に申しました台帳にない林道に対してもそれを適用ということで理解していいのでしょうか。

それとも一つは、実は浜浜のミカンを見まして大変悲惨な状態でありまして、これを何とかしてあげないといけないということは痛感しておるところであります。例えば専業農家であれば、この人たちは本来ならば来年から生活が本当に苦しいということになります。何かそういう手だてを考えているのか、そういう方法もあるのか、そしてなかった場合にはそこら辺をどう考えているのかということをひとつお聞かせ願いたい。当然改植とかほかの肥料とかというものの対しては補助とかいろいろある形であると思いますが、あしたからの、来年からの生活に対しては何の手だてもないんじゃないかというふうな気もしますが、その点もひとつお聞かせ願いたいと思います。

○三好市長 台帳にない林道の件でございますけれども、これはご質問の中の内容にありましており、そのように同じように準ずるような対応をしていきたいと、このように思っております。ただ、全然作業道的なやつが台帳にない林道にと言われるとちょっと困りますが、言われる、恐らく私も考えているようなところだというご質問だと思いますので、そのような認識でいいのではなかろうかと、このように思っております。

それから、ミカンの関係の生活の支援というような意味だと、このように思いますが、基本的には共済組合制度がそのためにあるわけでございます。やはり共済組合制度がまずその中で考えていただくのが私は、農業共済組合制度が根本だと思えます。だから、私どもの行政がやる支援は、今後の営農意欲を盛り立て、そういうための支援という方面から最大限の努力をさせていただきたいと、このように思っております。ただ本当に生活の面で、農業共済組合等々もやってもできないなというようなことが今後発生するとしたら、その時点で議員の皆さん方のご意見も聞いた上でまた検討課題としたいと、このように思っております。

以上です。

○21番梅川光俊君 私1点だけ質問させていただきたいと思います。

ちょうど行政連絡網をもって災害の調査という分が9月30日を期限として当たられてるという方向でお聞きしております。それで、この一般の中の今度の16号、18号、最終的には21号でございますけれども、その中で補正(第1号)、補正(第2号)をもって災害に関して何%のカバーをされてるのか、なかなかまだ調査をされてる部分もあると思うんですけども、基本的に現状の(第2号)をもって災害に関しては大体何%ぐらいのカバーされてるのか、その辺をお尋ねしたいと思います。

○大森産業部長 農地、農業用施設、林道施設で合わせまして、それらの単独の分につきましては、9月補正で100%に近いものをカバーしております。それから、あと農業関係につきましては、かんきつ関係で、液肥、それから腐敗防止剤の予算の計上は先ほど説明で申し上げたとおり786万6,000円をするようにしておりますけれども、あとはほかは金額的にまだ要望額がはつきり農協あたりも出ておりませんので、もうその786万6,000円を計上しておりますことは確かですが、それが何%に当たるかといいますが、ちょっとこれはもう数字的には非常に出し方が難しいということでご理解をいただきたいと思いますが、ほかのものはもうゼロでありますから、12月の補正で対応はいたします。

○安藤建設部長 建設部の方でございますけれども、公共土木事業債につきましては、台風10号につきましては全額を手当ていたしております。それから、台風16号と18号につきましては、市の単独分につきましてはほぼ全額手当てをいたしております。

ただ、先ほど市長も提案理由で申しましたように、国庫補助対象分につきましては、16号の一部と18号の一部ということでのせておりますので、これ18号がほとんどまだ野村と城川残しておりますので、これ査定が11月と12月に入る予定なものですから、それで12月の補正予算に対応したいということ、提案理由にも市長が説明しましたように、パーセントはちょっとそこ終わらないとわからないと思いますが、

○31番浅野重君 今言われましたように、査定あたりは12月というようなことでありますが、まだ当然山の方にまきましては、年寄りなんかで実際に山にまだ入っていない、調査ができないということもあって、当然来年明けてもそういうことで出てくる可能性もありますが、その点についてもやはり災害としてぜひ認めてもらいますようお願いすると同時に、そこら辺がいけないものかちょっとお聞きしたいと思えます。

○大森産業部長 当然それにつきましては、申し出がありました分については拾い上げてまいります。

○議長 以上で質疑を終結いたします。

お諮りいたします。

議案第76号については委員会付託を省略したいと思えます。これにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長 ご異議なしと認め、そのように決定いたしました。

討論はございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長 討論なしと認めます。

お諮りいたします。

議案第76号は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長 ご異議なしと認めます。よって、議案第76号は原案のとおり決定いたしました。

議案第77号「平成16年度西予市授産場特別会計補正予算(第1号)」についてを議題といたします。

理事者の説明を求めます。

○松本生活福祉部長 議案第77号「平成16年度西予市授産場特別会計補正予算(第1号)」について提案理由のご説明を申し上げます。

今回の補正は、歳入歳出予算総額に歳入歳出それぞれ12万円を追加し、歳入歳出予算総額を2,262万6,000円と定めるものであります。

歳出につきましては、事務費の一般管理費で、先般の台風被害によります授産場施設の屋根等の修繕費12万円を計上するものであります。財源につきましては、一般会計からの繰入金で充当いたしました。よろしくご審議の上、ご決定くださいますようお願い申し上げます。

○議長 理事者の説明は終わりました。

これより質疑を行います。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長 以上で質疑を終結とします。

お諮りいたします。

議案第77号については委員会付託を省略したいと思います。これにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長 ご異議なしと認め、そのように決定いたしました。

討論はございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長 討論なしと認めます。

お諮りいたします。

議案第77号は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長 ご異議なしと認めます。よって、議案第77号は原案のとおり決定いたしました。

議案第78号「平成16年度西予市国民健康保険特別会計補正予算(第2号)」について議題といたします。

理事者の説明を求めます。

○松本生活福祉部長 議案第78号「平成16年度西予市国民健康保険特別会計補正予算(第2号)」について提案理由のご説明を申し上げます。

今回の補正は、台風16、17号により被災した診療所施設、医師住宅とそれに附属する器具等の修繕経費を計上させていただくものであります。

それでは、5診療所を集計し、ご説明を申し上げます。

歳出につきましては、給湯器取りかえ修理1件10万円、屋根及び壁の補修4件で115万1,000円、雨戸の取りかえ修理1件の20万5,000円、動力用電線引き込み工事1件123万9,000円の合計269万5,000円を増額するものであります。財源につきましては、一般会計からの繰入金で充当させていただくものであります。

以上によりまして、明浜町管内の各診療所勘定の歳入歳出予算総額は、狩江診療所が8万4,000円追加し7,893万5,000円、高山診療所が10万円追加し1億516万円、田之浜診療所が44万円追加し2,339万円となりました。城川町管内の各診療所勘定の歳入歳出予算総額は、遊子川出張診療所が56万5,000円を追加し630万3,000円となりました。三瓶町管内の各診療所勘定の歳入歳出予算総額は、周木診療所が150万6,000円を追加し7,051万3,000円となりました。

以上、よろしくご審議の上、ご決定くださいますようお願い申し上げます。

○議長 理事者の説明は終わりました。

これより質疑を行います。

○17番酒井宇之吉君 他の診療会計が修繕費になっておりますけれども、周木のみが150万6,000円、施設管理費になっておるんですが、補正予算に提出した理由をお聞きを申し上げます。

○松本生活福祉部長 ご質問にお答えをいたします。

予算書の32ページの中で、1款1項1目の一般管理費で11節の需用費と15節の工事請負費に分けて計上いたしております。この工事請負費123万9,000円でありまして、これは既設の幹線の電線ですが、その引き込み工事ということで、簡単な修繕で直るというものではありませんでしたので、工事請負費で計上させていただいております。

以上であります。

○議長 以上で質疑を終結とします。

お諮りいたします。

議案第78号については委員会付託を省略したいと思います。これにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長 ご異議なしと認め、そのように決定いたしました。

討論はございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長 討論なしと認めます。

お諮りいたします。

議案第78号は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長 ご異議なしと認めます。よって、議案第78号は原案のとおり決定いたしました。

議案第79号「平成16年度西予市簡易水道事業特別会計補正予算(第2号)」についてを議題といたします。

理事者の説明を求めます。

○安藤建設部長 議案第79号「平成16年度西予市簡易水道事業特別会計補正予算(第2号)」について提案理由のご説明を申し上げます。

今回の補正は、歳入歳出予算にそれぞれ210万円を追加し、歳入歳出それぞれ3億2,861万3,000円と定めるものでございます。これは、8月31日の台風16号によって宇和町伊延地区で発生した土石流災害により、吉信水道施設が全壊し給水不能となったことから、その被害復旧にかかる経費を計上するものでございます。

歳入の主なものとして、災害復旧費として委託料10万円、工事請負費160万円、原材料費として40万円、合わせて210万円を計上いたしております。これらに対する財源として、一般会計繰入金で146万円、地元給付金を64万円、合わせて210万円を見込み、充当いたしております。

この吉信水道施設は、今後多田簡易水道に統合する計画となっておりますので、今回の復旧工事は応急的なものとなっております。その内容としては、隣接する多田簡易水道の施設に配水管を接続し、被災地区まで給水を行うとともに、高台に位置する家庭は水圧不足により十分な給水が行えないため、家庭用給水加圧ポンプを設置するものであります。よろしくご審議の上、ご決定くださいますようお願い申し上げます。

- 議長 理事者の説明は終わりました。
これより質疑を行います。
(「なし」と呼ぶ者あり)
- 議長 以上で質疑を終結とします。
お諮りいたします。
議案第79号については委員会付託を省略したいと思います。これにご異議ありませんか。
(「異議なし」と呼ぶ者あり)
- 議長 ご異議なしと認め、そのように決定いたしました。
討論はございませんか。
(「なし」と呼ぶ者あり)
- 議長 討論なしと認めます。
お諮りいたします。
議案第79号は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。
(「異議なし」と呼ぶ者あり)
- 議長 ご異議なしと認めます。よって、議案第79号は原案のとおり決定いたしました。
意見書案第4号「地方分権推進のための「国庫補助負担金改革案」の実現を求める意見書(案)の提出について」を議題といたします。
事務局長をして朗読いたさせます。
○吉良事務局長 (朗読)
- 議長 ただいま議題となっております本案は、会議規則第37条第2項の規定により、提案理由の説明を省略することにしたいと思います。これにご異議ありませんか。
(「異議なし」と呼ぶ者あり)
- 議長 ご異議なしと認め、そのように決定いたしました。
討論はございませんか。
(「なし」と呼ぶ者あり)
- 議長 討論なしと認めます。
お諮りいたします。
この表決は起立によって行います。
意見書案第4号を決定することに賛成の方はご起立をお願いいたします。
(賛成者起立)
- 議長 ご着席ください。
起立多数です。よって、意見書案第4号は原案のとおり決定いたしました。
意見書案第5号「農村女性の地位向上等を目指す家族経営協定普及に関する意見書(案)の提出について」を議題といたします。
事務局長をして朗読いたさせます。
○吉良事務局長 (朗読)
- 議長 ただいま議題となっております本案は、会議規則第37条第2項の規定により、提案理由の説明を省略することにしたいと思います。これにご異議ありませんか。
(「異議なし」と呼ぶ者あり)
- 議長 ご異議なしと認め、そのように決定いたしました。
討論はございませんか。
(「なし」と呼ぶ者あり)
- 議長 討論なしと認めます。
お諮りいたします。
この表決は起立によって行います。
意見書案第5号を決定することに賛成の方はご起立をお願いいたします。
(賛成者起立)
- 議長 ご着席ください。
起立多数です。よって、意見書案第5号は原案のとおり決定いたしました。
意見書案第6号「河川砂防等防災事業の推進に関する意見書(案)の提出について」を議題といたします。
事務局長をして朗読いたさせます。
○吉良事務局長 (朗読)
- 議長 ただいま議題となっております本案は、会議規則第37条第2項の規定により、提案理由の説明を省略することにしたいと思います。これにご異議ありませんか。
(「異議なし」と呼ぶ者あり)
- 議長 ご異議なしと認め、そのように決定いたしました。
討論はございませんか。
(「なし」と呼ぶ者あり)
- 議長 討論なしと認めます。
お諮りいたします。
この表決は起立によって行います。
意見書案第6号を決定することに賛成の方はご起立をお願いいたします。
(賛成者起立)
- 議長 ご着席ください。
起立多数です。よって、意見書案第6号は原案のとおり決定いたしました。
以上で全日程を終了いたしました。
これをもって平成16年第2回西予市議会定例会を閉会といたします。
ご苦労さまでした。
閉会 午後3時50分

平成１６年第２回西予市議会定例会議決結果表

議案番号	件 名	議決年月日	議決結果
承認第 ３３号	専決処分第３４号の承認を求めることについて（平成１６年度西予市病院事業会計補正予算（第１号））	16.9.15	原案承認
承認第 ３４号	専決処分第３５号の承認を求めることについて（愛媛県市町村職員退職手当組合を組織する地方公共団体の数の減少及び組合規約の変更について）	16.9.15	原案承認
承認第 ３５号	専決処分第３６号の承認を求めることについて（愛媛県消防団員等災害補償退職報償金組合を組織する地方公共団体の数の減少について）	16.9.15	原案承認
承認第 ３６号	専決処分第３７号の承認を求めることについて（愛媛県市町村交通災害共済組合規約の変更について）	16.9.15	原案承認
承認第 ３７号	専決処分第３８号の承認を求めることについて（愛媛県市町村議会議員公務災害補償等組合規約の変更について）	16.9.15	原案承認
議案第 ４７号	城川町多目的交流促進施設新築工事請負契約について	16.9.15	原案可決
議案第 ４８号	西予市健康保養地中核施設建築工事請負契約について	16.9.15	原案可決
議案第 ４９号	西予市健康保養地中核施設機械設備工事請負契約について	16.9.15	原案可決
議案第 ５０号	西予市宇和町財産区議会設置条例制定について	16.10.1	原案可決
議案第 ５１号	西予市明浜町財産区議会設置条例制定について	16.10.1	原案可決
議案第 ５２号	西予市行政改革推進委員会設置条例制定について	16.10.1	原案可決
議案第 ５３号	西予市予防接種健康被害調査委員会設置条例制定について	16.10.1	原案可決
議案第 ５４号	西予市立学校施設の開放に関する条例の一部を改正する条例制定について	16.10.1	原案可決
議案第 ５５号	西予市城川総合運動公園条例の一部を改正する条例制定について	16.10.1	原案可決
議案第 ５６号	西予市社会体育施設条例の一部を改正する条例制定について	16.10.1	原案可決
議案第 ５７号	宇和運動公園施設設置及び管理条例の一部を改正する条例制定について	16.10.1	原案可決
議案第 ５８号	松尾辺地に係る総合整備計画の変更について	16.10.1	原案可決
議案第 ５９号	字界の変更について	16.10.1	原案可決
議案第 ６０号	平成１６年度西予市一般会計補正予算（第１号）	16.10.1	原案可決
議案第 ６１号	平成１６年度西予市国民健康保険特別会計補正予算（第１号）	16.10.1	原案可決
議案第 ６２号	平成１６年度西予市老人保健特別会計補正予算（第１号）	16.10.1	原案可決
議案第 ６３号	平成１６年度西予市介護保険特別会計補正予算（第１号）	16.10.1	原案可決
議案第 ６４号	平成１６年度西予市簡易水道事業特別会計補正予算（第１号）	16.10.1	原案可決

議案第 65号	平成16年度西予市農業集落排水事業特別会計補正予算(第1号)	16.10.1	原案可決
議案第 66号	平成16年度西予市公共下水道事業特別会計補正予算(第1号)	16.10.1	原案可決
議案第 67号	平成16年度西予市病院事業会計補正予算(第2号)	16.10.1	原案可決
議案第 68号	平成16年度西予市上水道事業会計補正予算(第1号)	16.10.1	原案可決
承認第 1号	平成15年度明浜町一般会計及び特別会計歳入歳出決算の認定について	16.10.1	認 定
承認第 2号	平成15年度宇和町一般会計及び特別会計歳入歳出決算の認定について	16.10.1	認 定
承認第 3号	平成15年度野村町一般会計及び特別会計歳入歳出決算の認定について	16.10.1	認 定
承認第 4号	平成15年度城川町一般会計及び特別会計歳入歳出決算の認定について	16.10.1	認 定
承認第 5号	平成15年度三瓶町一般会計及び特別会計歳入歳出決算の認定について	16.10.1	認 定
承認第 6号	平成15年度宇和町病院事業会計決算の認定について	16.10.1	認 定
承認第 7号	平成15年度野村町病院事業会計決算の認定について	16.10.1	認 定
承認第 8号	平成15年度明浜町上水道事業会計決算の認定について	16.10.1	認 定
承認第 9号	平成15年度宇和町上水道事業会計決算の認定について	16.10.1	認 定
承認第 10号	平成15年度野村町上水道事業会計決算の認定について	16.10.1	認 定
承認第 11号	平成15年度三瓶町上水道事業会計決算の認定について	16.10.1	認 定
承認第 12号	平成15年度野村町老人保健施設事業会計決算の認定について	16.10.1	認 定
承認第 13号	平成15年度東宇和事務組合歳入歳出決算の認定について	16.10.1	認 定
承認第 14号	平成15年度東宇和衛生事務組合一般会計歳入歳出決算の認定について	16.10.1	認 定
承認第 15号	平成15年度三瓶町明浜町衛生事務組合一般会計歳入歳出決算の認定について	16.10.1	認 定
議案第 69号	南予地方水道水質検査協議会を組織する地方公共団体の数の減少について	16.9.15	原案可決
議案第 70号	南予地方水道水質検査協議会を組織する地方公共団体の数の増加について	16.9.15	原案可決
議案第 71号	南予地方水道水質検査協議会規約の変更について	16.9.15	原案可決
議案第 72号	愛媛県市町村職員退職手当組合を組織する地方公共団体の数の減少及び組合規約の変更について	16.9.15	原案可決
議案第 73号	愛媛県消防団員等災害補償退職報償金組合を組織する地方公共団体の数の減少及び組合規約の変更について	16.9.15	原案可決

議案第 74号	愛媛県市町村交通災害共済組合理約の変更について	16.9.15	原案可決
議案第 75号	愛媛県町村議会議員公務災害補償等組合理約の変更について	16.9.15	原案可決
議案第 76号	平成16年度西予市一般会計補正予算(第2号)	16.10.1	原案可決
議案第 77号	平成16年度西予市授産場特別会計補正予算(第1号)	16.10.1	原案可決
議案第 78号	平成16年度西予市国民健康保険特別会計補正予算(第2号)	16.10.1	原案可決
議案第 79号	平成16年度西予市簡易水道事業特別会計補正予算(第2号)	16.10.1	原案可決
請願第 1号	西予市の工事に関する政治倫理条例制定を求める請願書(継続分)	16.9.15	継続審査
請願第 2号	郵政事業の民営化反対に関する意見書採択を求める請願書	16.9.16	採 択
請願第 3号	野村警察署存続を求める請願書	16.9.16	採 択
陳情第 5号	愛媛県立野村高等学校の学級数の現状維持を求める陳情書	16.9.16	採 択
陳情第 6号	地方分権推進のための「国庫補助負担金改革案」の実現を求める意見書の提出について	16.10.1	採 択
陳情第 7号	農村女性の地位向上等を目指す家族経営協定普及に関する意見書採択の陳情について	16.10.1	採 択
意見書案第3号	郵政事業の民営化反対を求める意見書(案)の提出について	16.9.16	原案可決
意見書案第4号	地方分権推進のための「国庫補助負担金改革案」の実現を求める意見書(案)の提出について	16.10.1	原案可決
意見書案第5号	農村女性の地位向上等を目指す家族経営協定普及に関する意見書(案)の提出について	16.10.1	原案可決
意見書案第6号	河川・砂防等防災事業の推進に関する意見書(案)の提出について	16.10.1	原案可決
	議員派遣の件について	16.9.15	承 認